

会社法の一部を改正する法律新旧対照条文

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第二編（略）</p> <p>第一章（略）</p> <p>第八節 発起人等の責任等（第五十二条―第五十六条）</p> <p>第九節（略）</p> <p>第七款 設立手続等の特則等（<u>第一百二条</u>―<u>第一百三条</u>）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第四款 全部取得条項付種類株式の取得（<u>第一百七十一条</u>―<u>第一百七十三条</u>の二）</p> <p>第六款 株式の消却（<u>第七十八条</u>）</p> <p>第四節の二 特別支配株主の株式等売渡請求（<u>第七十九条</u>―<u>第一百七十九条</u>の十）</p> <p>第五節 株式の併合等</p> <p>第一款 株式の併合（<u>第八十条</u>―<u>第八十二条</u>の六）</p> | <p>目次</p> <p>第二編（同上）</p> <p>第一章（同上）</p> <p>第八節 発起人等の責任（第五十二条―第五十六条）</p> <p>第九節（同上）</p> <p>第七款 設立手続等の特則等（<u>第一百二条</u>・<u>第一百三条</u>）</p> <p>第二章（同上）</p> <p>第四節（同上）</p> <p>第四款 全部取得条項付種類株式の取得（<u>第一百七十一条</u>―<u>第一百七十三条</u>）</p> <p>第六款 株式の消却（<u>第七十八条</u>・<u>第七十九条</u>）</p> <p>（新設）</p> <p>第五節 株式の併合等</p> <p>第一款 株式の併合（<u>第八十条</u>―<u>第八十二条</u>）</p> |

第八節 (略)

第二款 募集株式の割当て (第二百三条―第二百六条の二)

第六款 募集に係る責任等 (第二百十一条―第二百十三条の三)

第三章 (略)

第七節 (略)

第三款 責任 (第二百八十五条―第二百八十六条の三)

第四章 (略)

第九節の二 監査等委員会

第一款 権限等 (第三百九十九条の二―第三百九十九条の七)

第二款 運営 (第三百九十九条の八―第三百九十九条の十二)

第三款 監査等委員会設置会社の取締役会の権限等 (第三百九十九条の十三・第三百九十九条の十四)

第十節 指名委員会等及び執行役

第二款 指名委員会等の権限等 (第四百四条―第四百九条)

第三款 指名委員会等の運営 (第四百十条―第四百十四条)

第八節 (同上)

第二款 募集株式の割当て (第二百三条―第二百六条)

第六款 募集に係る責任等 (第二百十一条―第二百十三条)

第三章 (同上)

第七節 (同上)

第三款 責任 (第二百八十五条・第二百八十六条)

第四章 (同上)

(新設)

第十節 委員会及び執行役

第二款 委員会の権限等 (第四百四条―第四百九条)

第三款 委員会の運営 (第四百十条―第四百十四条)

条)

第四款 指名委員会等設置会社の取締役の権限等（第四百十五  
条―第四百十七条）

第七編 （略）

第二章 （略）

第一節 会社の組織に関する訴え（第八百二十八条―第八  
百四十六条）

第一節の二 売渡株式等の取得の無効の訴え（第八百四十  
六条の二―第八百四十六条の九）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当  
該各号に定めるところによる。

一 一三 （略）

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務  
省令で定めるもの

四 （略）

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社

第四款 委員会設置会社の取締役の権限等（第四百十五  
条―第四百十七条）

第七編 （同上）

第二章 （同上）

第一節 会社の組織に関する訴え（第八百二十八条―第八  
百四十六条）

（新設）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当  
該各号に定めるところによる。

一 一三 （同上）

（新設）

四 （同上）

（新設）

ロ 株式会社<sup>イ</sup>の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

五〇十一 （略）

十一の二 監査等委員会設置会社 監査等委員会を置く株式会社をいう。

十二 指名委員会等設置会社 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「指名委員会等」という。）を置く株式会社をいう。

十三・十四 （略）

十五 社外取締役 株式会社の取締役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

イ 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等で

五〇十一 （同上）

（新設）

十二 委員会設置会社 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「委員会」という。）を置く株式会社をいう。

十三・十四 （同上）

十五 社外取締役 株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないものをいう。

（新設）

あつたことがないこと。

ロ その就任の前十年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であつたことがある者（業務執行取締役等であつたことがあるものを除く。）にあつては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であつたことがないこと。

ハ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役若しくは執行役員若しくは支配人その他の使用人でないこと。

ニ 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

ホ 当該株式会社の取締役若しくは執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

十六 社外監査役 株式会社の監査役であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

イ その就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

十六 社外監査役 株式会社の監査役であつて、過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役員又は支配人その他の使用人となつたことがないものをいう。

（新設）

行うべき社員。ロにおいて同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。

(新設)

ロ その就任の前十年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の監査役であったことがある者にあつては、当該監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であつたことがないこと。

ハ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）

(新設)

又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。

ニ 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及び

(新設)

その子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

ホ 当該株式会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者

(新設)

又は二親等内の親族でないこと。

十七〜三十四 (略)

十七〜三十四 (同上)

(詐害事業譲渡に係る譲受会社に対する債務の履行の請求)

第二十三条の二 譲渡会社が譲受会社に承継されない債務の債権

(新設)

者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知って事業を譲渡した場合には、残存債権者は、その譲受会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の

履行を請求することができる。ただし、その譲受会社が事業の譲渡の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

2| 譲受会社が前項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、譲渡会社が残存債権者を害することを知って事業を譲渡したことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。事業の譲渡の効力が生じた日から二十年を経過したときも、同様とする。

3| 譲渡会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があつたときは、残存債権者は、譲受会社に対して第一項の規定による請求をする権利を行使することができない。

(商人との間での事業の譲渡又は譲受け)

第二十四条 会社が商人に対してその事業を譲渡した場合には、当該会社を商法第十六条第一項に規定する譲渡人とみなして、同法第十七条から第十八条の二までの規定を適用する。この場合において、同条第三項中「又は再生手続開始の決定」とあるのは、「、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定」とする。

2 会社が商人の営業を譲り受けた場合には、当該商人を譲渡会

(商人との間での事業の譲渡又は譲受け)

第二十四条 会社が商人に対してその事業を譲渡した場合には、当該会社を商法第十六条第一項に規定する譲渡人とみなして、同法第十七条及び第十八条の規定を適用する。

2 会社が商人の営業を譲り受けた場合には、当該商人を譲渡会

社とみなして、前三条の規定を適用する。この場合において、前条第三項中、「再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定」とあるのは、「又は再生手続開始の決定」とする。

(定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任)

第三十三条 (略)

2～10 (略)

11 次に掲げる者は、前項第三号に規定する証明をすることができない。

一・二 (略)

三 設立時取締役 (第三十八条第一項に規定する設立時取締役をいう。) 又は設立時監査役 (同条第三項第二号に規定する設立時監査役をいう。)

四・五 (略)

(設立時役員等の選任)

第三十八条 (略)

2 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項の規定による設立時取締役の選任は、設立時監査等委員 (株式会社の設立に際して監査等委員 (監査等委員会の委員をいう。以下同じ。)) となる者をいう。以下同じ。) である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別してしな

社とみなして、前二条の規定を適用する。

(定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任)

第三十三条 (同上)

2～10 (同上)

11 次に掲げる者は、前項第三号に規定する証明をすることができない。

一・二 (同上)

三 設立時取締役 (第三十八条第一項に規定する設立時取締役をいう。) 又は設立時監査役 (同条第二項第二号に規定する設立時監査役をいう。)

四・五 (同上)

(設立時役員等の選任)

第三十八条 (同上)

(新設)



ればならない。

3| (略)

4| 定款で設立時取締役（設立しようとする株式会社<sup>1</sup>が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役。以下この項において同じ。）<sup>2</sup>、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人として定められた者は、出資の履行が完了した時に、それぞれ設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人に選任されたものとみなす。

第三十九条 (略)

2 (略)

3| 設立しようとする株式会社<sup>1</sup>が監査等委員会設置会社である場合には、設立時監査等委員である設立時取締役は、三人以上でなければならない。

4| 第三百三十一条第一項（第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）<sup>2</sup>、第三百三十三条第一項若しくは第三項又は第三百三十七条第一項若しくは第三項の規定により成立後の株式会社の取締役（監査等委員会設置会社<sup>3</sup>にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は会計監査人となることができな<sup>4</sup>い者は、それぞれ設立時取締役（成立後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合に

2| (同上)

3| 定款で設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人として定められた者は、出資の履行が完了した時に、それぞれ設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人に選任されたものとみなす。

第三十九条 (同上)

2 (同上)

(新設)

3| 第三百三十一条第一項（第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）<sup>2</sup>、第三百三十三条第一項若しくは第三項又は第三百三十七条第一項若しくは第三項の規定により成立後の株式会社の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人となること<sup>3</sup>ができな<sup>4</sup>い者は、それぞれ設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人（以下この節において「設立時役員等」という。）となること<sup>5</sup>ができな<sup>6</sup>い。

あつては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役)、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人(以下この節において「設立時役員等」という。)となることができない。

(設立時役員等の選任の方法)

第四十条 (略)

2・3 (略)

4| 設立しようとする株式会社<sup>1</sup>が監査等委員会設置会社である場合における前項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役」と、「当該取締役」とあるのは「これらの取締役」とする。

5| 第三項の規定は、設立時会計参与、設立時監査役及び設立時会計監査人の選任について準用する。

(設立時役員等の選任の方法の特則)

第四十一条 前条第一項の規定にかかわらず、株式会社の設立に際して第百八条第一項第九号に掲げる事項(取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)に関するものに限る。)についての定めがある種類の株式を発行する場合には、設立時取締役(設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設

(設立時役員等の選任の方法)

第四十条 (同上)

2・3 (同上)

(新設)

4| 前項の規定は、設立時会計参与、設立時監査役及び設立時会計監査人の選任について準用する。

(設立時役員等の選任の方法の特則)

第四十一条 前条第一項の規定にかかわらず、株式会社の設立に際して第百八条第一項第九号に掲げる事項(取締役に係るものに限る。)についての定めがある種類の株式を発行する場合には、設立時取締役の選任は、同条第二項第九号に定める事項についての定款の定めに従い、当該種類の設立時発行株式を引き受けた発起人の議決権(当該種類の設立時発行株式につ

立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役の選任は、同条第二項第九号に定める事項についての定款の定め例に従い、当該種類の設立時発行株式を引き受けた発起人の議決権（当該種類の設立時発行株式についての議決権に限る。）の過半数をもって決定する。

2・3 (略)

(設立時役員等の解任)

第四十二条 発起人は、株式会社の成立の時までの間、その選任した設立時役員等（第三十八条第四項の規定により設立時役員等に選任されたものとみなされたものを含む。）を解任することができるとができる。

(設立時役員等の解任の方法)

第四十三条 設立時役員等の解任は、発起人の議決権の過半数（設立時監査等委員である設立時取締役又は設立時監査役を解任する場合にあつては、三分の二以上に当たる多数）をもって決定する。

2・3 (略)

4 設立しようとする株式会社は、監査等委員会設置会社である場合における前項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役

いての議決権に限る。）の過半数をもって決定する。

2・3 (同上)

(設立時役員等の解任)

第四十二条 発起人は、株式会社の成立の時までの間、その選任した設立時役員等（第三十八条第三項の規定により設立時役員等に選任されたものとみなされたものを含む。）を解任することができるとができる。

(設立時役員等の解任の方法)

第四十三条 設立時役員等の解任は、発起人の議決権の過半数（設立時監査役を解任する場合にあつては、三分の二以上に当たる多数）をもって決定する。

2・3 (同上)

(新設)

」と、「当該取締役」とあるのは「これらの取締役」とする。

5| 第三項の規定は、設立時会計参与、設立時監査役及び設立時会計監査人の解任について準用する。

(設立時取締役等の解任の方法の特則)

第四十四条 前条第一項の規定にかかわらず、第四十一条第一項の規定により選任された設立時取締役(設立時監査等委員である設立時取締役を除く。次項及び第四項において同じ。)の解任は、その選任に係る発起人の議決権の過半数をもって決定する。

2 前項の規定にかかわらず、第四十一条第一項の規定により又は種類創立総会(第八十四条に規定する種類創立総会をいう。

若しくは種類株主総会において選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。第四項において同じ。)を株主総会の決議によって解任することができる旨の定款の定めがある場合には、第四十一条第一項の規定により選任された設立時取締役の解任は、発起人の議決権の過半数をもって決定する。

3・4 (略)

5 前各項の規定は、第四十一条第一項の規定により選任された設立時監査等委員である設立時取締役及び同条第三項において準用する同条第一項の規定により選任された設立時監査役の解任について準用する。この場合において、第一項及び第二項中

4| 前項の規定は、設立時会計参与、設立時監査役及び設立時会計監査人の解任について準用する。

(設立時取締役等の解任の方法の特則)

第四十四条 前条第一項の規定にかかわらず、第四十一条第一項の規定により選任された設立時取締役の解任は、その選任に係る発起人の議決権の過半数をもって決定する。

2 前項の規定にかかわらず、第四十一条第一項の規定により又は種類創立総会(第八十四条に規定する種類創立総会をいう。

若しくは種類株主総会において選任された取締役を株主総会の決議によって解任することができる旨の定款の定めがある場合には、同項の規定により選任された設立時取締役の解任は、発起人の議決権の過半数をもって決定する。

3・4 (同上)

5 前各項の規定は、第四十一条第三項において準用する同条第一項の規定により選任された設立時監査役の解任について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「過半数」とあるのは、「三分の二以上に当たる多数」と読み替えるものとす

「過半数」とあるのは、「三分の二以上に当たる多数」と読み替えるものとする。

(設立時役員等の選任又は解任の効力についての特則)

第四十五条 株式会社設立の際に第八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行する場合において、当該種類の株式の内容として次の各号に掲げる事項について種類株主総会の決議があることを必要とする旨の定款の定めがあるときは、当該各号に定める事項は、定款の定めに従い、第四十条第一項又は第四十三条第一項の規定による決定のほか、当該種類の設立時発行株式を引き受けた発起人の議決権(当該種類の設立時発行株式についての議決権に限る。)の過半数をもってする決定がなければ、その効力を生じない。

一 取締役(監査等委員会設置会社の取締役を除く。)の全部又は一部の選任又は解任 当該取締役となる設立時取締役の選任又は解任

二 監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の全部又は一部の選任又は解任 これらの取締役となる設立時取締役の選任又は解任

三 五 (略)

2 (略)

る。

(設立時役員等の選任又は解任の効力についての特則)

第四十五条 株式会社設立の際に第八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行する場合において、当該種類の株式の内容として次の各号に掲げる事項について種類株主総会の決議があることを必要とする旨の定款の定めがあるときは、当該各号に定める事項は、定款の定めに従い、第四十条第一項又は第四十三条第一項の規定による決定のほか、当該種類の設立時発行株式を引き受けた発起人の議決権(当該種類の設立時発行株式についての議決権に限る。)の過半数をもってする決定がなければ、その効力を生じない。

一 取締役の全部又は一部の選任又は解任 当該取締役となる設立時取締役の選任又は解任

(新設)

二 四 (同上)

2 (同上)

第五節 設立時取締役等による調査

第四十六条 (略)

2 (略)

3 設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合には、設立時取締役は、第一項の規定による調査を終了したときはその旨を、前項の規定による通知をしたときはその旨及びその内容を、設立時代表執行役(第四十八条第一項第三号に規定する設立時代表執行役をいう。)に通知しなければならない。

(設立時代表取締役の選定等)

第四十七条 設立時取締役は、設立しようとする株式会社が取締役会設置会社(指名委員会等設置会社を除く。)である場合には、設立時取締役(設立しようとする株式会社)が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員である設立時取締役を除く。)の中から株式会社の設立に際して代表取締役(株式会社を代表する取締役をいう。以下同じ。)となる者(以下「設立時代表取締役」という。)を選定しなければならない。

2・3 (略)

(設立時委員の選定等)

第五節 設立時取締役等による調査

第四十六条 (同上)

2 (同上)

3 設立しようとする株式会社委員会設置会社である場合には、設立時取締役は、第一項の規定による調査を終了したときはその旨を、前項の規定による通知をしたときはその旨及びその内容を、設立時代表執行役(第四十八条第一項第三号に規定する設立時代表執行役をいう。)に通知しなければならない。

(設立時代表取締役の選定等)

第四十七条 設立時取締役は、設立しようとする株式会社が取締役会設置会社(委員会設置会社を除く。)である場合には、設立時取締役の中から株式会社の設立に際して代表取締役(株式会社を代表する取締役をいう。以下同じ。)となる者(以下「設立時代表取締役」という。)を選定しなければならない。

2・3 (同上)

(設立時委員の選定等)

第四十八条 設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合には、設立時取締役は、次に掲げる措置をとらなければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

第八節 発起人等の責任等

(出資の履行を仮装した場合の責任等)

第五十二条の二 発起人は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める行為をする義務を負う。

一 第三十四条第一項の規定による払込みを仮装した場合 払込みを仮装した出資に係る金銭の全額の支払

二 第三十四条第一項の規定による給付を仮装した場合 給付を仮装した出資に係る金銭以外の財産の全部の給付(株式会社が出資に代えて当該財産の価額に相当する金銭の支払を請求した場合にあっては、当該金銭の全額の支払)

2 前項各号に掲げる場合には、発起人がその出資の履行を仮装することに関与した発起人又は設立時取締役として法務省令で定める者は、株式会社に対し、当該各号に規定する支払をする義務を負う。ただし、その者(当該出資の履行を仮装したものを除く。)がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを除く。

第四十八条 設立しようとする株式会社が委員会設置会社である場合には、設立時取締役は、次に掲げる措置をとらなければならない。

一～三 (同上)

2・3 (同上)

第八節 発起人等の責任

(新設)

を証明した場合は、この限りでない。

3| 発起人が第一項各号に規定する支払をする義務を負う場合において、前項に規定する者が同項の義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

4| 発起人は、第一項各号に掲げる場合には、当該各号に定める支払若しくは給付又は第二項の規定による支払がされた後でなければ、出資の履行を仮装した設立時発行株式について、設立時株主（第六十五条第一項に規定する設立時株主をいう。次項において同じ。）及び株主の権利を行使することができない。

5| 前項の設立時発行株式又はその株主となる権利を譲り受けた者は、当該設立時発行株式についての設立時株主及び株主の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（責任の免除）

第五十五条 第五十二条第一項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務、第五十二条の二第一項の規定により発起人の負う義務、同条第二項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務及び第五十三条第一項の規定により発起人、設立時取締役又は設立時監査役の負う責任は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

（責任の免除）

第五十五条 第五十二条第一項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務及び第五十三条第一項の規定により発起人、設立時取締役又は設立時監査役の負う責任は、総株主の同意がなければ、免除することができない。



(種類創立総会の招集及び決議)

第八十五条 前条、第九十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第九十二条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第百条第一項又は第百一条第一項の規定により種類創立総会の決議をする場合には、発起人は、種類創立総会を招集しなければならない。

2・3 (略)

(設立時取締役等の選任)

第八十八条 (略)

2| 設立しようとする株式会社<sup>2</sup>が監査等委員会設置会社である場合には、前項の規定による設立時取締役の選任は、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別してしなければならない。

(累積投票による設立時取締役の選任)

第八十九条 創立総会の目的である事項が二人以上の設立時取締役(設立しようとする株式会社<sup>2</sup>が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役。以下この条において同じ。)の選任である場合には、設立時株主(設立時取締役の選任について議決権を行使することができる設立時株主に限る。以下この条にお

(種類創立総会の招集及び決議)

第八十五条 前条、第九十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第九十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第百条第一項又は第百一条第一項の規定により種類創立総会の決議をする場合には、発起人は、種類創立総会を招集しなければならない。

2・3 (同上)

(設立時取締役等の選任)

第八十八条 (同上)

(新設)

(累積投票による設立時取締役の選任)

第八十九条 創立総会の目的である事項が二人以上の設立時取締役の選任である場合には、設立時株主(設立時取締役の選任について議決権を行使することができる設立時株主に限る。以下この条において同じ。)は、定款に別段の定めがあるときを除き、発起人に対し、第三項から第五項までに規定するところにより設立時取締役を選任すべきことを請求することができる。

いて同じ。)は、定款に別段の定めがあるときを除き、発起人に対し、第三項から第五項までに規定するところにより設立時取締役を選任すべきことを請求することができる。

2～5 (略)

(種類創立総会の決議による設立時取締役等の選任)

第九十条 第八十八条の規定にかかわらず、株式会社の設立に際して第八十九条第一項第九号に掲げる事項(取締役(設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)に関するものに限る。)についての定めがある種類の株式を発行する場合には、設立時取締役(設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役)は、同条第二項第九号に定める事項についての定款の例に従い、当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会の決議によって選任しなければならない。

2 (略)

第九十二条 (略)

2 (略)

3 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場

2～5 (同上)

(種類創立総会の決議による設立時取締役等の選任)

第九十条 第八十八条の規定にかかわらず、株式会社の設立に際して第八十九条第一項第九号に掲げる事項(取締役に関するものに限る。)についての定めがある種類の株式を発行する場合には、設立時取締役は、同条第二項第九号に定める事項についての定款の例に従い、当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会の決議によって選任しなければならない。

2 (同上)

第九十二条 (同上)

2 (同上)

(新設)

合における前項の規定の適用については、同項中「取締役を」とあるのは「監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役を」と、「設立時取締役」とあるのは「設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役」とする。

4| 第一項及び第二項の規定は、第九十条第二項において準用する同条第一項の規定により選任された設立時監査役について準用する。

(設立手続等の特則)

第二百二条 (略)

2 (略)

3| 設立時募集株式の引受人は、第六十三条第一項の規定による払込みを仮装した場合には、次条第一項又は第三百三条第二項の規定による支払がされた後でなければ、払込みを仮装した設立時発行株式について、設立時株主及び株主の権利を行使することができない。

4| 前項の設立時発行株式又はその株主となる権利を譲り受けた者は、当該設立時発行株式についての設立時株主及び株主の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

5・6| (略)

3| 前二項の規定は、第九十条第二項において準用する同条第一項の規定により選任された設立時監査役について準用する。

(設立手続等の特則)

第二百二条 (同上)

2 (同上)

(新設)

(新設)

3・4| (同上)

(払込みを仮装した設立時募集株式の引受人の責任)

第二百二条の二 設立時募集株式の引受人は、前条第三項に規定する場合には、株式会社に対し、払込みを仮装した払込金額の全額の支払をする義務を負う。

2 前項の規定により設立時募集株式の引受人の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

(発起人の責任等)

第二百三条 (略)

2 第二百二条第三項に規定する場合には、払込みを仮装することに関与した発起人又は設立時取締役として法務省令で定める者は、株式会社に対し、前条第一項の引受人と連帯して、同項に規定する支払をする義務を負う。ただし、その者(当該払込みを仮装したものを除く。)がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

3 前項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

4 第五十七条第一項の募集をした場合において、当該募集の広告その他当該募集に関する書面又は電磁的記録に自己の氏名又は名称及び株式会社の設立を賛助する旨を記載し、又は記録することを承諾した者(発起人を除く。)は、発起人とみなして、前節及び前三項の規定を適用する。

(新設)

(発起人の責任等)

第二百三条 (同上)

(新設)

(新設)

2 第五十七条第一項の募集をした場合において、当該募集の広告その他当該募集に関する書面又は電磁的記録に自己の氏名又は名称及び株式会社の設立を賛助する旨を記載し、又は記録することを承諾した者(発起人を除く。)は、発起人とみなして、前節及び前項の規定を適用する。

(異なる種類の株式)

第八八条 株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行することができる。ただし、指名委員会等設置会社及び公開会社は、第九号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行することができない。

一〇七 (略)

八 株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社（第四百七十八条第八項に規定する清算人会設置会社をいう。以下この条において同じ。）にあつては株主総会又は清算人会）において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とするもの

九 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。次項第九号及び第十二条第一項において同じ。）又は監査役を選任すること。

二・三 (略)

(発行可能株式総数)

第一百十三条 (略)

(異なる種類の株式)

第八八条 株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行することができる。ただし、委員会設置会社及び公開会社は、第九号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行することができない。

一〇七 (同上)

八 株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社（第四百七十八条第六項に規定する清算人会設置会社をいう。以下この条において同じ。）にあつては株主総会又は清算人会）において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とするもの

九 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること。

二・三 (同上)

(発行可能株式総数)

第一百十三条 (同上)

2 (略)

3 次に掲げる場合には、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の四倍を超えることができない。

一 公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合

二 公開会社でない株式会社が定款を変更して公開会社となる場合

4 新株予約権(第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が第二百八十二条第一項の規定により取得することとなる株式の数は、発行可能株式総数から発行済株式(自己株式(株式会社が有する自己の株式をいう。以下同じ。))を除く。)の総数を控除して得た数を超えてはならない。

(発行可能種類株式総数)

第百十四条 (略)

2 ある種類の株式についての次に掲げる数の合計数は、当該種類の株式の発行可能種類株式総数から当該種類の発行済株式(自己株式を除く。)の総数を控除して得た数を超えてはならない。

2 (同上)

3 定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合には、変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の四倍を超えることができない。ただし、株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

4 新株予約権(第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が第二百八十二条の規定により取得することとなる株式の数は、発行可能株式総数から発行済株式(自己株式(株式会社が有する自己の株式をいう。以下同じ。))を除く。)の総数を控除して得た数を超えてはならない。

(発行可能種類株式総数)

第百十四条 (同上)

2 ある種類の株式についての次に掲げる数の合計数は、当該種類の株式の発行可能種類株式総数から当該種類の発行済株式(自己株式を除く。)の総数を控除して得た数を超えてはならない。

一・二 (略)

三 新株予約権(第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が第二百八十条第一項の規定により取得することとなる株式の数

(反対株主の株式買取請求)

第一百六条 (略)

2・5 (略)

6 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

7・8 (略)

9 第一百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

(株式の価格の決定等)

第一百七十七条 (略)

2 (略)

3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、

一・二 (同上)

三 新株予約権(第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が第二百八十条第一項の規定により取得することとなる株式の数

(反対株主の株式買取請求)

第一百六条 (同上)

2・5 (同上)

(新設)

6・7 (同上)

(新設)

(株式の価格の決定等)

第一百七十七条 (同上)

2 (同上)

3 前条第六項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、

その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4 (略)

5| 株式会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6| 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

7| (略)

(新株予約権買取請求)

第一百八条 (略)

2~5 (略)

6| 新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、株式会社に対し、その新株予約権証券を提出しなければならぬ。ただし、当該新株予約権証券について非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

7| 新株予約権付社債券(第二百四十九条第二号に規定する新株予約権付社債券をいう。以下この項及び次条第八項において同じ。)が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新

その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4 (同上)

(新設)

5| 株式買取請求に係る株式の買取りは、当該株式の代金の支払の時に、その効力を生ずる。

6| (同上)

(新株予約権買取請求)

第一百八条 (同上)

2~5 (同上)

(新設)

(新設)



株予約権の新株予約権者は、株式会社に対し、その新株予約権付社債券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第一百四十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

8・9 | (略)

10 | 第二百六十条の規定は、新株予約権買取請求に係る新株予約権については、適用しない。

(新株予約権の価格の決定等)

第一百十九条 (略)

2 | (略)

3 | 前条第八項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、定款変更日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、新株予約権者は、いつでも、新株予約権買取請求を撤回することができる。

4 | (略)

5 | 株式会社は、新株予約権の価格の決定があるまでは、新株予約権者に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6 | 新株予約権買取請求に係る新株予約権の買取りは、定款変更日に、その効力を生ずる。

7 | (略)

6・7 | (同上)

(新設)

(新株予約権の価格の決定等)

第一百十九条 (同上)

2 | (同上)

3 | 前条第六項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、定款変更日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、新株予約権者は、いつでも、新株予約権買取請求を撤回することができる。

4 | (同上)

(新設)

5 | 新株予約権買取請求に係る新株予約権の買取りは、当該新株予約権の代金の支払の時に、その効力を生ずる。

6 | (同上)

8| 株式会社は、新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求があつたときは、その新株予約権付社債券と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。

(株主等の権利の行使に関する利益の供与)

第二百二十条 株式会社は、何人に対しても、株主の権利、当該株式会社に係る適格旧株主(第八百四十七条の二第九項に規定する適格旧株主をいう。)の権利又は当該株式会社の最終完全親会社等(第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。)の株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与(当該株式会社又はその子会社の計算においてするものに限る。以下この条において同じ。)をしてはならない。

2・3 (略)

4 株式会社が第一項の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与をすることに関与した取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。以下この項において同じ。)として法務省令で定める者は、当該株式会社に対して、連帯して、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う。ただし、その者(当該利益の供与をした取締役を除く。)がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証

7| 株式会社は、第二百四十九条第二号に規定する新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求があつたときは、その新株予約権付社債券と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。

(株主の権利の行使に関する利益の供与)

第二百二十条 株式会社は、何人に対しても、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与(当該株式会社又はその子会社の計算においてするものに限る。以下この条において同じ。)をしてはならない。

2・3 (同上)

4 株式会社が第一項の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与をすることに関与した取締役(委員会設置会社にあつては、執行役を含む。以下この項において同じ。)として法務省令で定める者は、当該株式会社に対して、連帯して、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う。ただし、その者(当該利益の供与をした取締役を除く。)がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した

明した場合は、この限りでない。

5 (略)

(株主名簿記載事項を記載した書面の交付等)

第二百二十二条 (略)

2 前項の書面には、株式会社の代表取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、代表執行役。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

3・4 (略)

(株主名簿の備置き及び閲覧等)

第二百二十五条 (略)

2 (略)

3 株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一・二 (略)

(削る)

三・四 (略)

4・5 (略)

(株主名簿の記載事項を記載した書面の交付等)

場合は、この限りでない。

5 (同上)

(株主名簿記載事項を記載した書面の交付等)

第二百二十二条 (同上)

2 前項の書面には、株式会社の代表取締役(委員会設置会社)にあつては、代表執行役。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

3・4 (同上)

(株主名簿の備置き及び閲覧等)

第二百二十五条 (同上)

2 (同上)

3 株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一・二 (同上)

三 請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四・五 (同上)

4・5 (同上)

(株主名簿の記載事項を記載した書面の交付等)

第四百九十九条 (略)

2 前項の書面には、株式会社の代表取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、代表執行役。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

3・4 (略)

(株式の質入れの効果)

第五百十一条 (略)

2 特別支配株主(第七十九条第一項に規定する特別支配株主をいう。第五十四条第三項において同じ。)が株式売渡請求(第七十九条第二項に規定する株式売渡請求をいう。)により売渡株式(第七十九条の二第一項第二号に規定する売渡株式をいう。以下この項において同じ。)の取得をした場合には、売渡株式を目的とする質権は、当該取得によつて当該売渡株式の株主が受けることのできる金銭について存在する。

第五百十二条 株式会社(株券発行会社を除く。以下この条において同じ。)は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる行為をした場合(これらの行為に際して当該株式会社が株式を交付する場合に限る。)又は同項第六号に掲げる行為をした場合において、同項の質権の質権者が登録株式質権者(第二百十八条第五項の規定による請求により第四百四十八条各号に掲げる事

第四百九十九条 (同上)

2 前項の書面には、株式会社の代表取締役(委員会設置会社)にあつては、代表執行役。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

3・4 (同上)

(株式の質入れの効果)

第五百十一条 (同上)

(新設)

第五百十二条 株式会社(株券発行会社を除く。以下この条において同じ。)は、前条第一号から第三号までに掲げる行為をした場合(これらの行為に際して当該株式会社が株式を交付する場合に限る。)又は同条第六号に掲げる行為をした場合において、同条の質権の質権者が登録株式質権者(第二百十八条第五項の規定による請求により第四百四十八条各号に掲げる事項が株

項が株主名簿に記載され、又は記録されたものを除く。以下この款において同じ。)であるときは、前条第一項の株主が受けることができる株式について、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

2 株式会社は、株式の併合をした場合において、前条第一項の質権の質権者が登録株式質権者であるときは、併合した株式について、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

3 株式会社は、株式の分割をした場合において、前条第一項の質権の質権者が登録株式質権者であるときは、分割した株式について、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

第百五十三条 株券発行会社は、前条第一項に規定する場合には、第百五十一条第一項の株主が受ける株式に係る株券を登録株式質権者に引き渡さなければならない。

2・3 (略)

第百五十四条 登録株式質権者は、第百五十一条第一項の金銭等(金銭に限る。)又は同条第二項の金銭を受領し、他の債権者に先立って自己の債権の弁済に充てることができる。

2 株式会社が次の各号に掲げる行為をした場合において、前項

主名簿に記載され、又は記録されたものを除く。以下この款において同じ。)であるときは、前条の株主が受けることができる株式について、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

2 株式会社は、株式の併合をした場合において、前条の質権の質権者が登録株式質権者であるときは、併合した株式について、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

3 株式会社は、株式の分割をした場合において、前条の質権の質権者が登録株式質権者であるときは、分割した株式について、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

第百五十三条 株券発行会社は、前条第一項に規定する場合には、第百五十一条の株主が受ける株式に係る株券を登録株式質権者に引き渡さなければならない。

2・3 (同上)

第百五十四条 登録株式質権者は、第百五十一条の金銭等(金銭に限る。)を受領し、他の債権者に先立って自己の債権の弁済に充てることができる。

2 前項の債権の弁済期が到来していないときは、登録株式質権

の債権の弁済期が到来していないときは、登録株式質権者は、当該各号に定める者に同項に規定する金銭等に相当する金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

一 第一百五十一条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号又は第十四号に掲げる行為 当該株式会社

二 組織変更 第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社

三 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）

第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社

四 株式交換 第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社

五 株式移転 第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社

3 第一百五十一条第二項に規定する場合において、第一項の債権の弁済期が到来していないときは、登録株式質権者は、当該特別支配株主に同条第二項の金銭に相当する金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

（全部取得条項付種類株式の取得対価等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

者は、株式会社に同項に規定する金銭等に相当する金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第一百七十一条の二 全部取得条項付種類株式を取得する株式会社

は、次に掲げる日のいずれか早い日から取得日後六箇月を経過する日までの間、前条第一項各号に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 前条第一項の株主総会の日の二週間前の日（第三百十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）

二 第一百七十二条第二項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

2 全部取得条項付種類株式を取得する株式会社の株主は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（新設）

〔全部取得条項付種類株式の取得をやめることの請求〕

第七十一条の三 第七十一条第一項の規定による全部取得条項付種類株式の取得が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該全部取得条項付種類株式の取得をやめることを請求することができる。

〔裁判所に対する価格の決定の申立て〕

第七十二条 第七十一条第一項各号に掲げる事項を定めた場合には、次に掲げる株主は、取得日の二十日前の日から取得日の前日までの間に、裁判所に対し、株式会社による全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立てをすることができる。

一・二 (略)

2| 株式会社は、取得日の二十日前までに、全部取得条項付種類株式の株主に対し、当該全部取得条項付種類株式の全部を取得する旨を通知しなければならない。

3| 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

4| (略)

5| 株式会社は、全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社がその公正な価格と認

(新設)

〔裁判所に対する価格の決定の申立て〕

第七十二条 前条第一項各号に掲げる事項を定めた場合には、次に掲げる株主は、同項の株主総会の日から二十日以内に、裁判所に対し、株式会社による全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立てをすることができる。

一・二 (同上)

(新設)

(新設)

2| (同上)

(新設)



める額を支払うことができる。

(効力の発生)

第七十三条 (略)

2 次の各号に掲げる場合には、当該株式会社以外の全部取得条  
項付種類株式の株主(前条第一項の申立てをした株主を除く。

)は、取得日に、第七十一条第一項の株主総会の決議による  
定めに従い、当該各号に定める者となる。

一〜四 (略)

(全部取得条項付種類株式の取得に関する書面等の備置き及び  
閲覧等)

第七十三条の二 株式会社は、取得日後遅滞なく、株式会社が  
取得した全部取得条項付種類株式の数その他の全部取得条項付  
種類株式の取得に関する事項として法務省令で定める事項を記  
載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければなら  
ない。

2 株式会社は、取得日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記  
録をその本店に備え置かなければならない。

3 全部取得条項付種類株式を取得した株式会社  
の株主又は取得日に全部取得条項付種類株式の株主であつた者は、当該株式会  
社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求を

(効力の発生)

第七十三条 (同上)

2 次の各号に掲げる場合には、当該株式会社以外の全部取得条  
項付種類株式の株主は、取得日に、第七十一条第一項の株主  
総会の決議による定めに従い、当該各号に定める者となる。

一〜四 (同上)

(新設)

することができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第四節の二 特別支配株主の株式等売渡請求  
(株式等売渡請求)

第七十九条 株式会社の特別支配株主（株式会社の総株主の議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）以上を当該株式会社以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人（以下この条及び次条第一項において「特別支配株主完全子法人」という。）が有している場合における当該者をいう。以下同じ。）は、当該株式会社の株主（当該株式会社及び当該特別支配株主を除く。）の全員に対し、その有する当該株式会社の株式の全部を当該特別

第七十九条 削除

(新設)

支配株主に売り渡すことを請求することができる。ただし、特別支配株主完全子法人に対しては、その請求をしないことができる。

2| 特別支配株主は、前項の規定による請求（以下この章及び第八百四十六条の二第二項第一号において「株式売渡請求」という。）をするときは、併せて、その株式売渡請求に係る株式を発行している株式会社（以下「対象会社」という。）の新株予約権の新株予約権者（対象会社及び当該特別支配株主を除く。）の全員に対し、その有する対象会社の新株予約権の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができる。ただし、特別支配株主完全子法人に対しては、その請求をしないことができる。

3| 特別支配株主は、新株予約権付社債に付された新株予約権について前項の規定による請求（以下「新株予約権売渡請求」という。）をするときは、併せて、新株予約権付社債についての社債の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権について別段の定めがある場合は、この限りでない。

（株式等売渡請求の方法）

第七十九条の二 株式売渡請求は、次に掲げる事項を定めてしなければならない。

（新設）

- 
- 一 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称
  - 二 株式売渡請求によりその有する対象会社の株式を売り渡す株主（以下「売渡株主」という。）に対して当該株式（以下この章において「売渡株式」という。）の対価として交付する金銭の額又はその算定方法
  - 三 売渡株主に対する前号の金銭の割当てに関する事項
  - 四 株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求（その新株予約権売渡請求に係る新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合における前条第三項の規定による請求を含む。以下同じ。）をするときは、その旨及び次に掲げる事項
    - イ 特別支配株主完全子法人に対して新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称
    - ロ 新株予約権売渡請求によりその有する対象会社の新株予約権を売り渡す新株予約権者（以下「売渡新株予約権者」という。）に対して当該新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、前条第三項の規定による請求をするときは、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この編において「売渡新株予約権」という。）の対価として交付する金銭の額又は
-

その算定方法

ハ 売渡新株予約権者に対する口の金銭の割当てに関する事項

五 特別支配株主が売渡株式（株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあつては、売渡株式及び売渡新株予約権。以下「売渡株式等」という。）を取得する日（以下この節において「取得日」という。）

六 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 対象会社が種類株式発行会社である場合には、特別支配株主は、対象会社の発行する種類の株式の内容に応じ、前項第三号に掲げる事項として、同項第二号の金銭の割当てについて売渡株式の種類ごとに異なる取扱いを行う旨及び当該異なる取扱いの内容を定めることができる。

3 第一項第三号に掲げる事項についての定めは、売渡株主の有する売渡株式の数（前項に規定する定めがある場合にあつては、各種類の売渡株式の数）に応じて金銭を交付することを内容とするものでなければならない。

（対象会社の承認）

第一百七十九条の三 特別支配株主は、株式売渡請求（株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあつては、株式売渡請求及び新株予約権売渡請求。以下「株式等売渡請求」とい

（新設）

う。)をしようとするときは、対象会社に対し、その旨及び前条第一項各号に掲げる事項を通知し、その承認を受けなければならない。

2| 対象会社は、特別支配株主が株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をしようとするときは、新株予約権売渡請求のみを承認することはできない。

3| 取締役会設置会社が第一項の承認をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。

4| 対象会社は、第一項の承認をするか否かの決定をしたときは、特別支配株主に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。

(売渡株主等に対する通知等)

第一百七十九条の四 対象会社は、前条第一項の承認をしたときは、取得日の二十日前までに、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を通知しなければならない。

一 売渡株主(特別支配株主が株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあつては、売渡株主及び売渡新株予約権者。以下この節において「売渡株主等」という。) 当該承認をした旨、特別支配株主の氏名又は名称及び住所、第一百七十九条の二第一項第一号から第五号までに掲げる事項その他法務省令で定める事項

(新設)

- 
- 2| 売渡株式の登録株式質権者（特別支配株主が株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあつては、売渡株式の登録株式質権者及び売渡新株予約権の登録新株予約権質権者（第二百七十条第一項に規定する登録新株予約権質権者をいう。）） 当該承認をした旨
  - 2| 前項の規定による通知（売渡株主に対してするものを除く。）は、公告をもってこれに代えることができる。
  - 3| 対象会社が第一項の規定による通知又は前項の公告をしたときは、特別支配株主から売渡株主等に対し、株式等売渡請求がされたものとみなす。
  - 4| 第一項の規定による通知又は第二項の公告の費用は、特別支配株主の負担とする。  
（株式等売渡請求に関する書面等の備置き及び閲覧等）  
（新設）  
第七十九条の五 対象会社は、前条第一項第一号の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日から取得日後六箇月（対象会社が公開会社でない場合にあつては、取得日後一年）を経過する日までの間、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
- 1| 特別支配株主の氏名又は名称及び住所
  - 2| 第七十九条の二第一項各号に掲げる事項
-

三 第七十九条の三第一項の承認をした旨

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2| 売渡株主等は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該対象会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて対象会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(株式等売渡請求の撤回)

第七十九条の六 特別支配株主は、第七十九条の三第一項の承認を受けた後は、取得日の前日までに対象会社の承諾を得た場合に限り、売渡株式等の全部について株式等売渡請求を撤回することができる。

2| 取締役会設置会社が前項の承諾をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。

3| 対象会社は、第一項の承諾をするか否かの決定をしたときは

(新設)



、特別支配株主に對し、当該決定の内容を通知しなければならない。

4| 対象会社は、第一項の承諾をしたときは、遅滞なく、売渡株主等に対し、当該承諾をした旨を通知しなければならない。

5| 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

6| 対象会社が第四項の規定による通知又は前項の公告をしたときは、株式等売渡請求は、売渡株式等の全部について撤回されたものとみなす。

7| 第四項の規定による通知又は第五項の公告の費用は、特別支配株主の負担とする。

8| 前各項の規定は、新株予約権売渡請求のみを撤回する場合について準用する。この場合において、第四項中「売渡株主等」とあるのは、「売渡新株予約権者」と読み替えるものとする。

(売渡株式等の取得をやめることの請求)

第百七十九条の七 次に掲げる場合において、売渡株主が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡株主は、特別支配株主に對し、株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得をやめることを請求することができる。

一 株式売渡請求が法令に違反する場合

二 対象会社が第百七十九条の四第一項第一号（売渡株主に對

(新設)

する通知に係る部分に限る。)又は第一百七十九条の五の規定に違反した場合

三 第一百七十九条の二第一項第二号又は第三号に掲げる事項が対象会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当である場合

2) 次に掲げる場合において、売渡新株予約権者が不利益を受けおそれがあるときは、売渡新株予約権者は、特別支配株主に対し、株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得をやめることを請求することができる。

一 新株予約権売渡請求が法令に違反する場合

二 対象会社が第一百七十九条の四第一項第一号(売渡新株予約権者に対する通知に係る部分に限る。)又は第一百七十九条の五の規定に違反した場合

三 第一百七十九条の二第一項第四号ロ又はハに掲げる事項が対象会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当である場合

(売買価格の決定の申立て)

第一百七十九条の八 株式等売渡請求があつた場合には、売渡株主等は、取得日の二十日前の日から取得日の前日までの間に、裁判所に対し、その有する売渡株式等の売買価格の決定の申立てをすることができる。

(新設)

2| 特別支配株主は、裁判所の決定した売買価格に対する取得日後の年六分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。

3| 特別支配株主は、売渡株式等の売買価格の決定があるまでは、売渡株主等に対し、当該特別支配株主が公正な売買価格と認める額を支払うことができる。

〔売渡株式等の取得〕

第百七十九条の九 株式等売渡請求をした特別支配株主は、取得日に、売渡株式等の全部を取得する。

2| 前項の規定により特別支配株主が取得した売渡株式等が譲渡制限株式又は譲渡制限新株予約権（第二百四十三条第二項第二号に規定する譲渡制限新株予約権をいう。）であるときは、対象会社は、当該特別支配株主が当該売渡株式等を取得したことについて、第三百三十七条第一項又は第二百六十三条第一項の承認をする旨の決定をしたものとみなす。

〔売渡株式等の取得に関する書面等の備置き及び閲覧等〕

第百七十九条の十 対象会社は、取得日後遅滞なく、株式等売渡請求により特別支配株主が取得した売渡株式等の数その他の株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

（新設）

（新設）

を作成しなければならない。

2 対象会社は、取得日から六箇月間（対象会社が公開会社でない場合にあつては、取得日から一年間）、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 取得日に売渡株主等であつた者は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該対象会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて対象会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（株式の併合）

第一百八十条 （略）

2 株式会社は、株式の併合をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 （略）

（株式の併合）

第一百八十条 （同上）

2 株式会社は、株式の併合をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 （同上）

二 株式の併合がその効力を生ずる日（以下この款において「効力発生日」という。）

三 （略）

四 効力発生日における発行可能株式総数

3| 前項第四号の発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式の総数の四倍を超えることができない。ただし、株式会社が開会社でない場合は、この限りでない。

4| 取締役は、第二項の株主総会において、株式の併合をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

（株主に対する通知等）

第八十一条 株式会社は、効力発生日の二週間前までに、株主（種類株式発行会社にあつては、前条第二項第三号の種類の種類株主。以下この款において同じ。）及びその登録株式質権者に対し、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

2 （略）

（効力の発生）

第八十二条 株主は、効力発生日に、その日の前日に有する株式（種類株式発行会社にあつては、第八十条第二項第三号の種類の株式。以下この項において同じ。）の数に同条第二項第一号の割合を乗じて得た数の株式の株主となる。

二 株式の併合がその効力を生ずる日

三 （同上）

（新設）

（新設）

3| 取締役は、前項の株主総会において、株式の併合をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

（株主に対する通知等）

第八十一条 株式会社は、前条第二項第二号の日の二週間前までに、株主（種類株式発行会社にあつては、同項第三号の種類の種類株主。次条において同じ。）及びその登録株式質権者に対し、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

2 （同上）

（効力の発生）

第八十二条 株主は、第八十条第二項第二号の日に、その日の前日に有する株式（種類株式発行会社にあつては、同項第三号の種類の株式。以下この条において同じ。）の数に同項第一号の割合を乗じて得た数の株式の株主となる。

2) 株式の併合をした株式会社は、効力発生日に、第百八十条第二項第四号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

(新設)

1) (株式の併合に関する事項に関する書面等の備置き及び閲覧等

第百八十二条の二 株式の併合(単元株式数(種類株式発行会社

(新設)

にあつては、第百八十条第二項第三号の種類の株式の単元株式数。以下この項において同じ。)を定款で定めている場合にあつては、当該単元株式数に同条第二項第一号の割合を乗じて得た数に一に満たない端数が生ずるものに限る。以下この款において同じ。)をする株式会社は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六箇月を経過する日までの間、同項各号に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

1) 第百八十条第二項の株主総会(株式の併合をするために種類株主総会の決議を要する場合にあつては、当該種類株主総会を含む。第百八十二条の四第二項において同じ。)の日の二週間前の日(第三百十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)

2) 第百八十二条の四第三項の規定により読み替えて適用する

第百八十一条第一項の規定による株主に対する通知の日又は第百八十一条第二項の公告の日のいずれか早い日

2) 株式の併合をする株式会社は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(株式の併合をやめることの請求)

第百八十二条の三 株式の併合が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該株式の併合をやめることを請求することができる。

(反対株主の株式買取請求)

第百八十二条の四 株式会社が株式の併合をすることにより株式

(新設)

(新設)

の数に一株に満たない端数が生ずる場合には、反対株主は、当該株式会社に對し、自己の有する株式のうち一株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2| 前項に規定する「反対株主」とは、次に掲げる株主をいう。

一| 第百八十条第二項の株主総会に先立って当該株式の併合に反対する旨を当該株式会社に對し通知し、かつ、当該株主総会において当該株式の併合に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

二| 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

3| 株式会社が株式の併合をする場合における株主に対する通知についての第百八十一条第一項の規定の適用については、同項中「二週間」とあるのは、「二十日」とする。

4| 第一項の規定による請求（以下この款において「株式買取請求」という。）は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。

5| 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式会社に對し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券につい



て第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

6| 株式買取請求をした株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。

7| 第三百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

(株式の価格の決定等)

第百八十二条の五 株式買取請求があった場合において、株式の価格の決定について、株主と株式会社との間に協議が調ったときは、株式会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしななければならない。

2| 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3| 前条第六項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4| 株式会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の年六分の利率により算定した利息をも支払わなけ

(新設)

ればならない。

5| 株式会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6| 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

7| 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があつたときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

(株式の併合に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百八十二条の六 株式の併合をした株式会社は、効力発生日後遅滞なく、株式の併合が効力を生じた時における発行済株式(種類株式発行会社にあつては、第百八十条第二項第三号の種類発行済株式)の総数その他の株式の併合に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2| 株式会社は、効力発生日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3| 株式の併合をした株式会社の株主又は効力発生日に当該株式会社の株主であつた者は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社

(新設)

の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(募集株式の申込み及び割当てに関する特則)

第二百五条 (略)

2 前項に規定する場合において、募集株式が譲渡制限株式会社であるときは、株式会社は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によつて、同項の契約の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(募集株式の引受け)

第二百六条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集株式の数について募集株式の引受人となる。

一 (略)

二 前条第一項の契約により募集株式の総数を引き受けた者

(募集株式の申込み及び割当てに関する特則)

第二百五条 (同上)

(新設)

(募集株式の引受け)

第二百六条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集株式の数について募集株式の引受人となる。

一 (同上)

二 前条の契約により募集株式の総数を引き受けた者 その者

その者が引き受けた募集株式の数

(公開会社における募集株式の割当て等の特則)

第二百六条の二 公開会社は、募集株式の引受人について、第一号に掲げる数の第二号に掲げる数に対する割合が二分の一を超える場合には、第九十九条第一項第四号の期日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の二週間前までに、株主に対し、当該引受人(以下この項及び第四項において「特定引受人」という。)の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についての第一号に掲げる数その他の法務省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合又は第二百二条の規定により株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合は、この限りでない。

一 当該引受人(その子会社等を含む。)がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数

二 当該募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数

2 | 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

3 | 第一項の規定にかかわらず、株式会社が同項の事項について同項に規定する期日の二週間前までに金融商品取引法第四条第

が引き受けた募集株式の数

(新設)

一項から第三項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、第一項の規定による通知は、することを要しない。

4| 総株主（この項の株主総会において議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主が第一項の規定による通知又は第二項の公告の日（前項の場合にあつては、法務省令で定める日）から二週間以内に特定引受人（その子会社等を含む。以下この項において同じ。）による募集株式の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、第一項に規定する期日の前日までに、株主総会の決議によつて、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は当該特定引受人との間の第二百五条第一項の契約の承認を受けなければならない。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、この限りでない。

5| 第三百九条第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その

割合以上)をもって行わなければならない。

第三款 金銭以外の財産の出資

第二百七条 (略)

257 (略)

8 募集株式の引受人(現物出資財産を給付する者に限る。以下この条において同じ。)は、前項の決定により現物出資財産の価額の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後一週間以内に限り、その募集株式の引受けの申込み又は第二百五条第一項の契約に係る意思表示を取り消すことができる。

9・10 (略)

(株主となる時期等)

第二百九条 (略)

2 募集株式の引受人は、第二百十三条の二第一項各号に掲げる場合には、当該各号に定める支払若しくは給付又は第二百十三条の三第一項の規定による支払がされた後でなければ、出資の履行を仮装した募集株式について、株主の権利を行使することができない。

3 前項の募集株式を譲り受けた者は、当該募集株式についての株主の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

第三款 金銭以外の財産の出資

第二百七条 (同上)

257 (同上)

8 募集株式の引受人(現物出資財産を給付する者に限る。以下この条において同じ。)は、前項の決定により現物出資財産の価額の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後一週間以内に限り、その募集株式の引受けの申込み又は第二百五条の契約に係る意思表示を取り消すことができる。

9・10 (同上)

(株主となる時期)

第二百九条 (同上)

(新設)

(新設)

(引受けの無効又は取消しの制限)

第二百十一条 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、募集株式の引受けの申込み及び割当て並びに第二百五  
条第一項の契約に係る意思表示については、適用しない。

2 募集株式の引受人は、第二百九条第一項の規定により株主となつた日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として募集株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として募集株式の引受けの取消しをすることができない。

(不正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任)

第二百十二条 募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める額を支払う義務を負う。

一 取締役(指名委員会等設置会社)あつては、取締役又は執行役)と通じて著しく不正な払込金額で募集株式を引き受けた場合 当該払込金額と当該募集株式の公正な価額との差額に相当する金額

二 第二百九条第一項の規定により募集株式の株主となつた時におけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた第九十九条第一項第三号の価額に著しく不足する場合 当該不足額

(引受けの無効又は取消しの制限)

第二百十一条 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、募集株式の引受けの申込み及び割当て並びに第二百五  
条の契約に係る意思表示については、適用しない。

2 募集株式の引受人は、第二百九条の規定により株主となつた日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として募集株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として募集株式の引受けの取消しをすることができない。

(不正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任)

第二百十二条 募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める額を支払う義務を負う。

一 取締役(委員会設置会社)あつては、取締役又は執行役)と通じて著しく不正な払込金額で募集株式を引き受けた場合 当該払込金額と当該募集株式の公正な価額との差額に相当する金額

二 第二百九条の規定により募集株式の株主となつた時におけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた第九十九条第一項第三号の価額に著しく不足する場合 当該不足額

2 前項第二号に掲げる場合において、現物出資財産を給付した募集株式の引受人が当該現物出資財産の価額がこれについて定められた第九十九条第一項第三号の価額に著しく不足することにつき善意でかつ重大な過失がないときは、募集株式の引受けの申込み又は第二百五条第一項の契約に係る意思表示を取り消すことができる。

(出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任)  
第二百十三条 前条第一項第二号に掲げる場合には、次に掲げる者(以下この条において「取締役等」という。)は、株式会社に対し、同号に定める額を支払う義務を負う。

一 当該募集株式の引受人の募集に関する職務を行った業務執行取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役。以下この号において同じ。)その他当該業務執行取締役の行う業務の執行に職務上関与した者として法務省令で定めるもの

二 (略)

三 現物出資財産の価額の決定に関する取締役会の決議があつたときは、当該取締役会に議案を提案した取締役(指名委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役)として法務省令で定めるもの

2  
4 (略)

2 前項第二号に掲げる場合において、現物出資財産を給付した募集株式の引受人が当該現物出資財産の価額がこれについて定められた第九十九条第一項第三号の価額に著しく不足することにつき善意でかつ重大な過失がないときは、募集株式の引受けの申込み又は第二百五条の契約に係る意思表示を取り消すことができる。

(出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任)  
第二百十三条 前条第一項第二号に掲げる場合には、次に掲げる者(以下この条において「取締役等」という。)は、株式会社に対し、同号に定める額を支払う義務を負う。

一 当該募集株式の引受人の募集に関する職務を行った業務執行取締役(委員会設置会社にあつては、執行役。以下この号において同じ。)その他当該業務執行取締役の行う業務の執行に職務上関与した者として法務省令で定めるもの

二 (同上)

三 現物出資財産の価額の決定に関する取締役会の決議があつたときは、当該取締役会に議案を提案した取締役(委員会設置会社にあつては、取締役又は執行役)として法務省令で定めるもの

2  
4 (同上)



〔出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任〕

第二百十三条の二 募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める行為をする義務を負う。

（新設）

一 第二百八条第一項の規定による払込みを仮装した場合 払込みを仮装した払込金額の全額の支払

二 第二百八条第二項の規定による給付を仮装した場合 給付を仮装した現物出資財産の給付（株式会社が当該給付に代えて当該現物出資財産の価額に相当する金銭の支払を請求した場合にあつては、当該金銭の全額の支払）

2 前項の規定により募集株式の引受人の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

〔出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任〕

（新設）

第二百十三条の三 前条第一項各号に掲げる場合には、募集株式の引受人が出資の履行を仮装することに関与した取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。）として法務省令で定める者は、株式会社に対し、当該各号に規定する支払をする義務を負う。ただし、その者（当該出資の履行を仮装したものを除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

2 募集株式の引受人が前条第一項各号に規定する支払をする義

務を負う場合において、前項に規定する者が同項の義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(株券の記載事項)

第二百十六条 株券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、株券発行会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一～四 (略)

(株券の提出に関する公告等)

第二百十九条 株券発行会社は、次の各号に掲げる行為をする場合には、当該行為の効力が生ずる日（第四号の二に掲げる行為をする場合にあつては、第七十九条の二第一項第五号に規定する取得日。以下この条において「株券提出日」という。）までに当該株券発行会社に対し当該各号に定める株式に係る株券を提出しなければならない旨を株券提出日の一箇月前までに、公告し、かつ、当該株式の株主及びその登録株式質権者には、各別にこれを通知しなければならない。ただし、当該株式の全部について株券を発行していない場合は、この限りでない。

一～四 (略)

四の二 第七十九条の三第一項の承認 売渡株式

(株券の記載事項)

第二百十六条 株券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、株券発行会社の代表取締役（委員会設置会社にあつては、代表執行役）がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一～四 (同上)

(株券の提出に関する公告等)

第二百十九条 株券発行会社が次の各号に掲げる行為をする場合には、当該行為の効力が生ずる日までに当該株券発行会社に対し当該各号に定める株式に係る株券を提出しなければならない旨を当該日の一箇月前までに、公告し、かつ、当該株式の株主及びその登録株式質権者には、各別にこれを通知しなければならない。ただし、当該株式の全部について株券を発行していない場合は、この限りでない。

一～四 (同上)

(新設)

五〇八 (略)

2 株券発行会社が次の各号に掲げる行為をする場合において、株券提出日までに当該株券発行会社に対して株券を提出しない者があるときは、当該各号に定める者は、当該株券の提出があるまでの間、当該行為（第二号に掲げる行為をする場合にあつては、株式売渡請求に係る売渡株式の取得）によつて当該株券に係る株式の株主が受けることのできる金銭等の交付を拒むことができる。

一 前項第一号から第四号までに掲げる行為 当該株券発行会社

二 第七十九条の三第一項の承認 特別支配株主

三 組織変更 第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社

四 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）  
第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社

五 株式交換 第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社  
六 株式移転 第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社

3 第一項各号に定める株式に係る株券は、株券提出日に無効となる。

4 第一項第四号の二の規定による公告及び通知の費用は、特別

五〇八 (同上)

2 株券発行会社は、前項各号に掲げる行為の効力が生ずる日までに株券発行会社に対して株券を提出しない者があるときは、当該株券の提出があるまでの間、当該行為によつて当該株券に係る株式の株主が受けることのできる金銭等の交付を拒むことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3 第一項各号に定める株式に係る株券は、当該各号に掲げる行為の効力が生ずる日に無効となる。  
(新設)

支配株主の負担とする。

(株券の提出をすることができない場合)

第二百二十条 (略)

2 株券発行会社が前項の規定による公告をした場合において、同項の期間内に利害関係人が異議を述べなかつたときは、前条第二項各号に定める者は、前項の請求をした者に対し、同条第二項の金銭等を交付することができる。

3 (略)

(適用除外)

第二百三十三条 非訟事件手続法第四編の規定は、株券については、適用しない。

(募集事項の決定)

第二百三十八条 株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集新株予約権(当該募集に応じて当該新株予約権の引受けの申込みをした者に対して割り当てる新株予約権をいう。以下この章において同じ。)について次に掲げる事項(以下この節において「募集事項」という。)を定めなければならない。

一〜六 (略)

(株券の提出をすることができない場合)

第二百二十条 (同上)

2 前項の規定による公告をした場合において、同項の期間内に利害関係人が異議を述べなかつたときは、株券発行会社は、同項の請求をした者に対し、前条第二項の金銭等を交付することができる。

3 (同上)

(適用除外)

第二百三十三条 非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第四編の規定は、株券については、適用しない。

(募集事項の決定)

第二百三十八条 株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集新株予約権(当該募集に応じて当該新株予約権の引受けの申込みをした者に対して割り当てる新株予約権をいう。以下この章において同じ。)について次に掲げる事項(以下この節において「募集事項」という。)を定めなければならない。

一〜六 (同上)

七 前号に規定する場合において、同号の新株予約権付社債に付された募集新株予約権についての第百十八条第一項、第百七十九条第二項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め

2 5 (略)

(募集新株予約権の申込み及び割当てに関する特則)

第二百四十四条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する場合において、次に掲げるときは、株式会社は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によつて、同項の契約の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 募集新株予約権の目的である株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるとき。

二 募集新株予約権が譲渡制限新株予約権であるとき。

(公開会社における募集新株予約権の割当て等の特則)

第二百四十四条の二 公開会社は、募集新株予約権の割当てを受けた申込者又は前条第一項の契約により募集新株予約権の総数を引き受けた者（以下この項において「引受人」と総称する。

七 前号に規定する場合において、同号の新株予約権付社債に付された募集新株予約権についての第百十八条第一項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め

2 5 (同上)

(募集新株予約権の申込み及び割当てに関する特則)

第二百四十四条 (同上)

2 (同上)

(新設)

(新設)

）について、第一号に掲げる数の第二号に掲げる数に対する割合が二分の一を超える場合には、割当日の二週間前までに、株主に対し、当該引受人（以下この項及び第五項において「特定引受人」という。）の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についての第一号に掲げる数その他の法務省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合又は第二百四十一条の規定により株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えた場合は、この限りでない。

一 当該引受人（その子会社等を含む。）がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有する数となる最も多い議決権の数

二 前号に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数

2 | 前項第一号に規定する「交付株式」とは、募集新株予約権の目的である株式、募集新株予約権の内容として第二百三十六条第一項第七号ニに掲げる事項についての定めがある場合における同号ニの株式その他募集新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式として法務省令で定める株式をいう。

3 | 第一項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

4 | 第一項の規定にかかわらず、株式会社と同項の事項について割当日の二週間前までに金融商品取引法第四条第一項から第三

項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、第一項の規定による通知は、することを要しない。

5| 総株主（この項の株主総会において議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主が第一項の規定による通知又は第三項の公告の日（前項の場合にあつては、法務省令で定める日）から二週間以内に特定引受人（その子会社等を含む。以下この項において同じ。）による募集新株予約権の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、割当日の前日までに、株主総会の決議によつて、当該特定引受人に対する募集新株予約権の割当て又は当該特定引受人との間の前条第一項の契約の承認を受けなければならない。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、この限りでない。

6| 第三百九条第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行わなければならない。

(新株予約権者となる日)

第二百四十五条 次の各号に掲げる者は、割当日に、当該各号に定める募集新株予約権の新株予約権者となる。

一 (略)

二 第二百四十四条第一項の契約により募集新株予約権の総数を引き受けた者 その者が引き受けた募集新株予約権

2 (略)

(新株予約権原簿記載事項を記載した書面の交付等)

第二百五十条 (略)

2 前項の書面には、株式会社の代表取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、代表執行役。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

3・4 (略)

(新株予約権原簿の備置き及び閲覧等)

第二百五十二条 (略)

2 (略)

3 株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一・二 (略)

(新株予約権者となる日)

第二百四十五条 次の各号に掲げる者は、割当日に、当該各号に定める募集新株予約権の新株予約権者となる。

一 (同上)

二 前条第一項の契約により募集新株予約権の総数を引き受けた者 その者が引き受けた募集新株予約権

2 (同上)

(新株予約権原簿記載事項を記載した書面の交付等)

第二百五十条 (同上)

2 前項の書面には、株式会社の代表取締役(委員会設置会社)にあつては、代表執行役。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

3・4 (同上)

(新株予約権原簿の備置き及び閲覧等)

第二百五十二条 (同上)

2 (同上)

3 株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一・二 (同上)



(削る)

三・四 (略)

4・5 (略)

(新株予約権原簿の記載事項を記載した書面の交付等)

第二百七十条 (略)

2 前項の書面には、株式会社代表取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、代表執行役。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

3・4 (略)

(新株予約権の質入れの効果)

第二百七十二条 (略)

2 (略)

3 株式会社<sup>1</sup>が次の各号に掲げる行為をした場合において、前項の債権の弁済期が到来していないときは、登録新株予約権質権者は、当該各号に定める者に同項に規定する金銭等に相当する金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

一 新株予約権の取得 当該株式会社

二 組織変更 第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変

三 請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四・五 (同上)

4・5 (同上)

(新株予約権原簿の記載事項を記載した書面の交付等)

第二百七十条 (同上)

2 前項の書面には、株式会社の代表取締役(委員会設置会社)にあつては、代表執行役。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

3・4 (同上)

(新株予約権の質入れの効果)

第二百七十二条 (同上)

2 (同上)

3 前項の債権の弁済期が到来していないときは、登録新株予約権質権者は、株式会社<sup>2</sup>に同項に規定する金銭等に相当する金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

(新設)

(新設)

更後持分会社

三 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）

第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社

4 前三項の規定は、特別支配株主が新株予約権売渡請求により売渡新株予約権の取得をした場合について準用する。この場合において、前項中「当該各号に定める者」とあるのは、「当該特別支配株主」と読み替えるものとする。

5 (略)

(新株予約権無償割当ての効力の発生等)

第二百七十九条 (略)

2 株式会社は、前条第一項第三号の日後遅滞なく、株主（種類株式発行会社にあつては、同項第四号の種類株主）及びその登録株式質権者に対し、当該株主が割当てを受けた新株予約権の内容及び数（同項第二号に規定する場合にあつては、当該株主が割当てを受けた社債の種類及び各社債の金額の合計額を含む。）を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知がされた場合において、前条第一項第一号の新株予約権についての第二百三十六条第一項第四号の期間の末日が当該通知の日から二週間を経過する日前に到来する

(新設)

(新設)

4 (同上)

(新株予約権無償割当ての効力の発生等)

第二百七十九条 (同上)

2 株式会社は、前条第一項第一号の新株予約権についての第二百三十六条第一項第四号の期間の初日の二週間前までに、株主（種類株式発行会社にあつては、前条第一項第四号の種類株主）及びその登録株式質権者に対し、当該株主が割当てを受けた新株予約権の内容及び数（前条第一項第二号に規定する場合にあつては、当該株主が割当てを受けた社債の種類及び各社債の金額の合計額を含む。）を通知しなければならない。

(新設)

ときは、同号の期間は、当該通知の日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなす。

(株主となる時期等)

第二百八十二条 (略)

2| 新株予約権を行使した新株予約権者であつて第二百八十六条の二第一項各号に掲げる者に該当するものは、当該各号に定める支払若しくは給付又は第二百八十六条の三第一項の規定による支払がされた後でなければ、第二百八十六条の二第一項各号の払込み又は給付が仮装された新株予約権の目的である株式について、株主の権利を行使することができない。

3| 前項の株式を譲り受けた者は、当該株式についての株主の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(不公正な払込金額で新株予約権を引き受けた者等の責任)

第二百八十五条 新株予約権を行使した新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める額を支払う義務を負う。

一 第二百三十八条第一項第二号に規定する場合において、募集新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととすることが著しく不公正な条件であるとき(取締役(指名委員会等設

(株主となる時期)

第二百八十二条 (同上)

(新設)

(新設)

(不公正な払込金額で新株予約権を引き受けた者等の責任)

第二百八十五条 新株予約権を行使した新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める額を支払う義務を負う。

一 第二百三十八条第一項第二号に規定する場合において、募集新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととすることが著しく不公正な条件であるとき(取締役(委員会設置会社

置会社にあつては、取締役又は執行役。次号において同じ。  
(と通じて新株予約権を引き受けた場合に限る。) 当該新株予約権の公正な価額

二 (略)

三 第二百八十二条第一項の規定により株主となった時におけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた第二百三十六条第一項第三号の価額に著しく不足する場合  
当該不足額

2 (略)

(出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任)  
第二百八十六条 前条第一項第三号に掲げる場合には、次に掲げる者(以下この条において「取締役等」という。)は、株式会社に對し、同号に定める額を支払う義務を負う。

一 当該新株予約権者の募集に関する職務を行った業務執行取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役。以下この号において同じ。)その他当該業務執行取締役の行う業務の執行に職務上関与した者として法務省令で定めるもの

二 (略)

三 現物出資財産の価額の決定に関する取締役会の決議があつたときは、当該取締役会に議案を提案した取締役(指名委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役)として法務省

にあつては、取締役又は執行役。次号において同じ。)と通じて新株予約権を引き受けた場合に限る。) 当該新株予約権の公正な価額

二 (同上)

三 第二百八十二条の規定により株主となった時におけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた第二百三十六条第一項第三号の価額に著しく不足する場合  
当該不足額

2 (同上)

(出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任)  
第二百八十六条 前条第一項第三号に掲げる場合には、次に掲げる者(以下この条において「取締役等」という。)は、株式会社に對し、同号に定める額を支払う義務を負う。

一 当該新株予約権者の募集に関する職務を行った業務執行取締役(委員会設置会社にあつては、執行役。以下この号において同じ。)その他当該業務執行取締役の行う業務の執行に職務上関与した者として法務省令で定めるもの

二 (同上)

三 現物出資財産の価額の決定に関する取締役会の決議があつたときは、当該取締役会に議案を提案した取締役(委員会設置会社にあつては、取締役又は執行役)として法務省令で定

令で定めるもの

254 (略)

（新株予約権に係る払込み等を仮装した新株予約権者等の責任

第二百八十六条の二 新株予約権を行使した新株予約権者であつ

て次の各号に掲げる者に該当するものは、株式会社に対し、当該各号に定める行為をする義務を負う。

一 第二百四十六条第一項の規定による払込み（同条第二項の規定により当該払込みに代えてする金銭以外の財産の給付を含む。）を仮装した者又は当該払込みが仮装されたことを知つて、若しくは重大な過失により知らないで募集新株予約権を譲り受けた者 払込みが仮装された払込金額の全額の支払（当該払込みに代えてする金銭以外の財産の給付が仮装された場合にあつては、当該財産の給付（株式会社が当該給付に代えて当該財産の価額に相当する金銭の支払を請求した場合にあつては、当該金銭の全額の支払））

二 第二百八十一条第一項又は第二項後段の規定による払込みを仮装した者 払込みを仮装した金銭の全額の支払

三 第二百八十一条第二項前段の規定による給付を仮装した者 給付を仮装した金銭以外の財産の給付（株式会社が当該給付に代えて当該財産の価額に相当する金銭の支払を請求した

めるもの

254 (同上)

(新設)

場合にあっては、当該金銭の全額の支払)

- 2| 前項の規定により同項に規定する新株予約権者の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

1| (新株予約権に係る払込み等を仮装した場合の取締役等の責任)

第二百八十六条の三 新株予約権を行使した新株予約権者であつて前条第一項各号に掲げる者に該当するものが当該各号に定める行為をする義務を負う場合には、当該各号の払込み又は給付を仮装することに関与した取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。）として法務省令で定める者は、株式会社に対し、当該各号に規定する支払をする義務を負う。ただし、その者（当該払込み又は当該給付を仮装したものを除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

2| 新株予約権を行使した新株予約権者であつて前条第一項各号に掲げる者に該当するものが当該各号に規定する支払をする義務を負う場合において、前項に規定する者が同項の義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(新株予約権証券の記載事項)

第二百八十九条 新株予約権証券には、次に掲げる事項及びその

(新設)

(新株予約権証券の記載事項)

第二百八十九条 新株予約権証券には、次に掲げる事項及びその

番号を記載し、株式会社代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）がこれに署名し、又は記名押印しなければならぬ。

一・二（略）

（新株予約権証券の提出に関する公告等）

第二百九十三条 株式会社が次の各号に掲げる行為をする場合において、当該各号に定める新株予約権に係る新株予約権証券（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあつては、当該新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券。以下この款において同じ。）を発行しているときは、当該株式会社は、当該行為の効力が生ずる日（第一号に掲げる行為をする場合にあつては、第七十九条の二第一項第五号に規定する取得日。以下この条において「新株予約権証券提出日」という。）までに当該株式会社に対し当該新株予約権証券を提出しなければならぬ旨を新株予約権証券提出日の一箇月前までに、公告し、かつ、当該新株予約権の新株予約権者及びその登録新株予約権質権者には、各別にこれを通知しなければならない。

一 第七十九条の三第一項の承認 売渡新株予約権

一の二（略）

二の四（略）

番号を記載し、株式会社代表取締役（委員会設置会社にあつては、代表執行役）がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一・二（同上）

（新株予約権証券の提出に関する公告等）

第二百九十三条 株式会社が次の各号に掲げる行為をする場合において、当該各号に定める新株予約権に係る新株予約権証券（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあつては、当該新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券。以下この款において同じ。）を発行しているときは、当該株式会社は、当該行為の効力が生ずる日までに当該株式会社に対し当該新株予約権証券を提出しなければならない旨を当該日の一箇月前までに、公告し、かつ、当該新株予約権の新株予約権者及びその登録新株予約権質権者には、各別にこれを通知しなければならない。

（新設）

一の二（同上）

二の四（同上）

五 新設分割 第七百六十三条第一項第十号イに規定する新設分割計画新株予約権

六・七 (略)

2 株式会社<sup>2</sup>が次の各号に掲げる行為をする場合において、新株予約権証券提出日までに当該株式会社に対して新株予約権証券を提出しない者があるときは、当該各号に定める者は、当該新株予約権証券の提出があるまでの間、当該行為(第一号に掲げる行為をする場合にあつては、新株予約権売渡請求に係る売渡新株予約権の取得)によって当該新株予約権証券に係る新株予約権の新株予約権者が交付を受けることができる金銭等の交付を拒むことができる。

一 第七十九条の三第一項の承認 特別支配株主

二 取得条項付新株予約権の取得 当該株式会社

三 組織変更 第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社

四 合併(合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。)

第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社

五 吸収分割 第七百五十八条第一号に規定する吸収分割承継株式会社

六 新設分割 第七百六十三条第一項第一号に規定する新設分割設立株式会社

五 新設分割 第七百六十三条第十号イに規定する新設分割計画新株予約権

六・七 (同上)

2 株式会社は、前項各号に掲げる行為の効力が生ずる日までに当該株式会社に対して新株予約権証券を提出しない者があるときは、当該新株予約権証券の提出があるまでの間、当該行為によって当該新株予約権証券に係る新株予約権の新株予約権者が交付を受けることができる金銭等の交付を拒むことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)



七| 株式交換 第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社

八| 株式移転 第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社

3 第一項各号に定める新株予約権に係る新株予約権証券は、新株予約権証券提出日に無効となる。

4| 第一項第一号の規定による公告及び通知の費用は、特別支配株主の負担とする。

5| 第二百二十条の規定は、第一項各号に掲げる行為をした場合において、新株予約権証券を提出することができない者があるときについて準用する。この場合において、同条第二項中「前条第二項各号」とあるのは、「第二百九十三条第二項各号」と読み替えるものとする。

(無記名式の新株予約権証券等が提出されない場合)

第二百九十四条 第三百三十二条の規定にかかわらず、前条第一項第一号の二に掲げる行為をする場合(株式会社が新株予約権を取得すると引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の株式を交付する場合に限る。)において、同項の規定により新株予約権証券(無記名式のものに限る。以下この条において同じ。)が提出されないときは、株式会社は、当該新株予約権証券を有する者が交付を受けることができる株式

(新設)

(新設)

3 第一項各号に定める新株予約権に係る新株予約権証券は、同項各号に掲げる行為の効力が生ずる日に無効となる。

(新設)

4| 第二百二十条の規定は、第一項各号に掲げる行為をした場合において、新株予約権証券を提出することができない者があるときについて準用する。

(無記名式の新株予約権証券等が提出されない場合)

第二百九十四条 第三百三十二条の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる行為をする場合(株式会社が新株予約権を取得すると引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の株式を交付する場合に限る。)において、同項の規定により新株予約権証券(無記名式のものに限る。以下この条において同じ。)が提出されないときは、株式会社は、当該新株予約権証券を有する者が交付を受けることができる株式に係

に係る第二百一十一条第一号に掲げる事項を株主名簿に記載し、又は記録することを要しない。

2 (略)

3 第二百四十九条及び第二百五十九条第一項の規定にかかわらず、前条第一項第一号の二に掲げる行為をする場合（株式会社  
が新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予  
約権者に対して当該株式会社他の新株予約権（新株予約権付  
社債に付されたものを除く。）を交付する場合に限る。）にお  
いて、同項の規定により新株予約権証券が提出されるときは  
、株式会社は、当該新株予約権証券を有する者が交付を受ける  
ことができる当該他の新株予約権（無記名新株予約権を除く。）  
に係る第二百四十九条第三号イに掲げる事項を新株予約権原  
簿に記載し、又は記録することを要しない。

4 (略)

5 第二百四十九条及び第二百五十九条第一項の規定にかかわら  
ず、前条第一項第一号の二に掲げる行為をする場合（株式会  
社が新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予  
約権者に対して当該株式会社の新株予約権付社債を交付する場  
合に限る。）において、同項の規定により新株予約権証券が提  
出されるときは、株式会社は、当該新株予約権証券を有する  
者が交付を受けることができる新株予約権付社債（無記名新株  
予約権付社債を除く。）に付された新株予約権に係る第二百四

る第二百一十一条第一号に掲げる事項を株主名簿に記載し、又は  
記録することを要しない。

2 (同上)

3 第二百四十九条及び第二百五十九条第一項の規定にかかわら  
ず、前条第一項第一号に掲げる行為をする場合（株式会社が新  
株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権  
者に対して当該株式会社の他の新株予約権（新株予約権付社債  
に付されたものを除く。）を交付する場合に限る。）において  
、同項の規定により新株予約権証券が提出されるときは、株  
式会社は、当該新株予約権証券を有する者が交付を受けること  
ができる当該他の新株予約権（無記名新株予約権を除く。）に  
係る第二百四十九条第三号イに掲げる事項を新株予約権原簿に  
記載し、又は記録することを要しない。

4 (同上)

5 第二百四十九条及び第二百五十九条第一項の規定にかかわら  
ず、前条第一項第一号に掲げる行為をする場合（株式会社が新  
株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権  
者に対して当該株式会社の新株予約権付社債を交付する場合に  
限る。）において、同項の規定により新株予約権証券が提出さ  
れないときは、株式会社は、当該新株予約権証券を有する者が  
交付を受けることができる新株予約権付社債（無記名新株予約  
権付社債を除く。）に付された新株予約権に係る第二百四十九

十九条第三号イに掲げる事項を新株予約権原簿に記載し、又は記録することを要しない。

6 (略)

(株主総会の決議)

第三百九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

一～四 (略)

五 第九十九条第二項、第二百条第一項、第二百二条第三項第四号、第二百四条第二項及び第二百五条第二項の株主総会

六 第二百三十八条第二項、第二百三十九条第一項、第二百四

十一条第三項第四号、第二百四十三条第二項及び第二百四十

四条第三項の株主総会

七 第三百三十九条第一項の株主総会（第三百四十二条第三項

条第三号イに掲げる事項を新株予約権原簿に記載し、又は記録することを要しない。

6 (同上)

(株主総会の決議)

第三百九条 (同上)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

一～四 (同上)

五 第九十九条第二項、第二百条第一項、第二百二条第三項第四号及び第二百四条第二項の株主総会

六 第二百三十八条第二項、第二百三十九条第一項、第二百四

十一条第三項第四号及び第二百四十三条第二項の株主総会

七 第三百三十九条第一項の株主総会（第三百四十二条第三項

から第五項までの規定により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）を解任する場合又は監査等委員である取締役若しくは監査役を解任する場合に限る。）

八〇十二（略）

三〇五（略）

（ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会）

第三百二十二条 種類株式発行会社が次に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該行為は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会。以下この条において同じ。）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

一（略）

一の二 第一百七十九条の三第一項の承認

二〇十三（略）

二〇四（略）

から第五項までの規定により選任された取締役を解任する場合又は監査役を解任する場合に限る。）

八〇十二（同上）

三〇五（同上）

（ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会）

第三百二十二条 種類株式発行会社が次に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該行為は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会。以下この条において同じ。）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

一（同上）

（新設）

二〇十三（同上）

二〇四（同上）

(種類株主総会の決議を必要とする旨の定めがある場合)

第三百二十三条 種類株式発行会社において、ある種類の株式の内容として、株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、第四百七十八条第八項に規定する清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会）において決議すべき事項について、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とする旨の定めがあるときは、当該事項は、その定款の定めに従い、株主総会、取締役会又は清算人会の決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

(株主総会以外の機関の設置)

第三百二十六条 (略)

2 株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等を置くことができる。

(取締役会等の設置義務等)

第三百二十七条 次に掲げる株式会社は、取締役会を置かなけれ

(種類株主総会の決議を必要とする旨の定めがある場合)

第三百二十三条 種類株式発行会社において、ある種類の株式の内容として、株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、第四百七十八条第六項に規定する清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会）において決議すべき事項について、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とする旨の定めがあるときは、当該事項は、その定款の定めに従い、株主総会、取締役会又は清算人会の決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

(株主総会以外の機関の設置)

第三百二十六条 (同上)

2 株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人又は委員会を置くことができる。

(取締役会等の設置義務等)

第三百二十七条 次に掲げる株式会社は、取締役会を置かなけれ

ばならない。

一・二 (略)

三 監査等委員会設置会社

四 指名委員会等設置会社

2 取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない。ただし、公開会社でない会計参与設置会社については、この限りでない。

3 会計監査人設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない。

4 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない。

5 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かなければならない。

6 指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない。

（社外取締役を置いていない場合の理由の開示）

第三百二十七条の二 事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければ

ばならない。

一・二 (同上)

三 委員会設置会社

（新設）

2 取締役会設置会社（委員会設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない。ただし、公開会社でない会計参与設置会社については、この限りでない。

3 会計監査人設置会社（委員会設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない。

4 委員会設置会社は、監査役を置いてはならない。

5 委員会設置会社は、会計監査人を置かなければならない。

（新設）

（新設）

ならないものが社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない。

(大会社における監査役会等の設置義務)

第三百二十八条 大会社（公開会社でないもの、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役会及び会計監査人を置かなければならない。

2 (略)

(選任)

第三百二十九条 (略)

2| 監査等委員会設置会社においては、前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを區別してしなければならない。

3| 第一項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、役員（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与。以下この項において同じ。）が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

(大会社における監査役会等の設置義務)

第三百二十八条 大会社（公開会社でないもの及び委員会設置会社を除く。）は、監査役会及び会計監査人を置かなければならない。

2 (同上)

(選任)

第三百二十九条 (同上)

(新設)

2| 前項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

(取締役の資格等)

第三百三十一条 (略)

2 (略)

3| 監査等委員である取締役は、監査等委員会設置会社若しくはその子会社の業務執行取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは執行役を兼ねることができない。

4| 指名委員会等設置会社の取締役は、当該指名委員会等設置会社の支配人その他の使用人を兼ねることができない。

5| (略)

6| 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、三人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならぬ。

(取締役の任期)

第三百三十二条 (略)

2 前項の規定は、公開会社でない株式会社(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)において、定款によって、同項の任期を選任後十年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長することを妨げない。

(取締役の資格等)

第三百三十一条 (同上)

2 (同上)

(新設)

3| 委員会設置会社の取締役は、当該委員会設置会社の支配人その他の使用人を兼ねることができない。

4| (同上)

(新設)

(取締役の任期)

第三百三十二条 (同上)

2 前項の規定は、公開会社でない株式会社(委員会設置会社を除く。)において、定款によって、同項の任期を選任後十年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長することを妨げない。



3| 監査等委員会設置会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）についての第一項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは、「一年」とする。

4| 監査等委員である取締役の任期については、第一項ただし書の規定は、適用しない。

5| 第一項本文の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期を退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとすることを妨げない。

6| 指名委員会等設置会社の取締役についての第一項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは、「一年」とする。

7| 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる定款の変更をした場合には、取締役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

一 監査等委員会又は指名委員会等を置く旨の定款の変更

二 監査等委員会又は指名委員会等を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更

三 その発行する株式の全部の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを廃止する定款の変更（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社がするものを除く。）

（新設）

（新設）

（新設）

3| 委員会設置会社の取締役についての第一項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは、「一年」とする。

4| 前三項の規定にかかわらず、次に掲げる定款の変更をした場合には、取締役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

一 委員会を置く旨の定款の変更

二 委員会を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更

三 その発行する株式の全部の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを廃止する定款の変更（委員会設置会社がするものを除く。）

(会計参与の任期)

第三百三十四条 第三百三十二条(第四項及び第五項を除く。次項において同じ。)の規定は、会計参与の任期について準用する。

2 (略)

(監査役の任期)

第三百三十六条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定にかかわらず、次に掲げる定款の変更をした場合には、監査役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

一 (略)

二 監査等委員会又は指名委員会等を置く旨の定款の変更

三・四 (略)

(監査役等による会計監査人の解任)

第三百四十条 (略)

2・4 (略)

5 監査等委員会設置会社における第一項から第三項までの規定の適用については、第一項中「監査役」とあるのは「監査等委員会」と、第二項中「監査役が二人以上ある場合には、監査役

(会計参与の任期)

第三百三十四条 第三百三十二条の規定は、会計参与の任期について準用する。

2 (同上)

(監査役の任期)

第三百三十六条 (同上)

2・3 (同上)

4 前三項の規定にかかわらず、次に掲げる定款の変更をした場合には、監査役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

一 (同上)

二 委員会を置く旨の定款の変更

三・四 (同上)

(監査役等による会計監査人の解任)

第三百四十条 (同上)

2・4 (同上)

(新設)

「とあるのは「監査等委員」と、第三項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、監査役の互選によつて定めた監査役）」とあるのは「監査等委員会が選定した監査等委員」とする。

6 指名委員会等設置会社における第一項から第三項までの規定の適用については、第一項中「監査役」とあるのは「監査委員会」と、第二項中「監査役が二人以上ある場合には、監査役」とあるのは「監査委員会の委員」と、第三項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、監査役の互選によつて定めた監査役）」とあるのは「監査委員会が選定した監査委員会の委員」とする。

（累積投票による取締役の選任）

第三百四十二条 株主総会の目的である事項が二人以上の取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この条において同じ。）の選任である場合には、株主（取締役の選任について議決権を行使することができる株主に限る。以下この条において同じ。）は、定款に別段の定めがあるときを除き、株式会社に対し、第三項から第五項までに規定するところにより取締役を選任すべきことを請求することができる。

256 (略)

5 委員会設置会社における第一項から第三項までの規定の適用については、第一項中「監査役」とあるのは「監査委員会」と、第二項中「監査役が二人以上ある場合には、監査役」とあるのは「監査委員会の委員」と、第三項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、監査役の互選によつて定めた監査役）」とあるのは「監査委員会が選定した監査委員会の委員」とする。

（累積投票による取締役の選任）

第三百四十二条 株主総会の目的である事項が二人以上の取締役の選任である場合には、株主（取締役の選任について議決権を行使することができる株主に限る。以下この条において同じ。）は、定款に別段の定めがあるときを除き、株式会社に対し、第三項から第五項までに規定するところにより取締役を選任すべきことを請求することができる。

256 (同上)

(監査等委員である取締役等の選任等についての意見の陳述)

第三百四十二条の二 監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

2| 監査等委員である取締役を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べる  
ことができる。

3| 取締役は、前項の者に対し、同項の株主総会を招集する旨及び  
第二百九十八条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければ  
ならない。

4| 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、  
監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は  
辞任について監査等委員会の意見を述べる  
ことができる。

(会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定)

第三百四十四条 監査役設置会社においては、株主総会に提出す  
る会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないこ  
とに関する議案の内容は、監査役が決定する。

(新設)

(会計監査人の選任に関する監査役の同意等)

第三百四十四条 監査役設置会社においては、取締役は、次に掲  
げる行為をするには、監査役（監査役が二人以上ある場合にあ  
っては、その過半数）の同意を得なければならない。

- 一 会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出すること<sup>9</sup>
- 二 会計監査人の解任を株主総会の目的とすること。

2| 監査役が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「監査役が」とあるのは、「監査役の過半数をもつて」とする。

3| 監査役会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。

(監査等委員である取締役の選任に関する監査等委員会の同意等)

第三百四十四条の二 取締役は、監査等委員会がある場合において、監査等委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査等委員会の同意を得なければならない。

2| 監査等委員会は、取締役に對し、監査等委員である取締役の選任を株主総会の目的とすること又は監査等委員である取締役に對し、監査等委員である取締役の選任を請求することを請求すること

三| 会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とすること

2| 監査役は、取締役に對し、次に掲げる行為をすることを請求することができる。

一| 会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出すること

二| 会計監査人の選任又は解任を株主総会の目的とすること。

三| 会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とすること

3| 監査役会設置会社における前二項の規定の適用については、第一項中「監査役(監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数)」とあり、及び前項中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。

(新設)

ができる。

3| 第三百四十一条の規定は、監査等委員である取締役の解任の決議については、適用しない。

(役員等に欠員を生じた場合の措置)

第三百四十六条 役員(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与。以下この条において同じ。)が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 5 6 (略)

7| 監査等委員会設置会社における第四項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査等委員会」とする。

8| 指名委員会等設置会社における第四項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査委員会」とする。

(種類株主総会における取締役又は監査役の選任等)

第三百四十七条 第八条第一項第九号に掲げる事項(取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)に関するものに限る。)についての定め

(役員等に欠員を生じた場合の措置)

第三百四十六条 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 5 6 (同上)

(新設)

7| 委員会設置会社における第四項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査委員会」とする。

(種類株主総会における取締役又は監査役の選任等)

第三百四十七条 第八条第一項第九号に掲げる事項(取締役に關するものに限る。)についての定めがある種類の株式を發行している場合における第三百二十九条第一項、第三百三十二条

がある種類の株式を発行している場合における第三百二十九条第一項、第三百三十二条第一項、第三百三十九条第一項、第三百四十一条並びに第三百四十四条の二第一項及び第二項の規定の適用については、第三百二十九条第一項中「株主総会」とあるのは「株主総会（取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）については、第百八条第二項第九号に定める事項についての定款の定めに従い、各種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会）」と、第三百三十二条第一項及び第三百三十九条第一項中「株主総会の決議」とあるのは「株主総会（第四十一条第一項の規定により又は第九十条第一項の種類創立総会若しくは第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する第三百二十九条第一項の種類株主総会において選任された取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）については、当該取締役の選任に係る種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（定款に別段の定めがある場合又は当該取締役の任期満了前に当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合にあつては、株主総会）」の決議」と、第三百四十一条中「第三百九条第一項」とあるのは「第三百九条第一項及び第三百二十四条」と、「株主総会」とあるのは「株主総会（第三百四十七条第一項の規定により読み替え

第一項、第三百三十九条第一項及び第三百四十一条の規定の適用については、第三百二十九条第一項中「株主総会」とあるのは「株主総会（取締役については、第百八条第二項第九号に定める事項についての定款の定めに従い、各種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会）」と、第三百三十二条第一項及び第三百三十九条第一項中「株主総会の決議」とあるのは「株主総会（第四十一条第一項の規定により又は第九十条第一項の種類創立総会若しくは第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する第三百二十九条第一項の種類株主総会において選任された取締役については、当該取締役の選任に係る種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（定款に別段の定めがある場合又は当該取締役の任期満了前に当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合にあつては、株主総会）」の決議」と、第三百四十一条中「第三百九条第一項」とあるのは「第三百九条第一項及び第三百二十四条」と、「株主総会」とあるのは「株主総会（第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する第三百二十九条第一項及び第三百三十九条第一項の種類株主総会を含む）」とする。

て適用する第三百二十九条第一項及び第三百三十九条第一項の  
種類株主総会を含む。」と、第三百四十四条の二第一項及び  
第二項中「株主総会」とあるのは「第三百四十七条第一項の規  
定により読み替えて適用する第三百二十九条第一項の種類株主  
総会」とする。

2 (略)

(業務の執行)

第三百四十八条 (略)

2 (略)

3 前項の場合には、取締役は、次に掲げる事項についての決定  
を各取締役に委任することができない。

一～三 (略)

四 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保  
するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及  
びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため  
に必要なものとして法務省令で定める体制の整備

五 (略)

4 (略)

(取締役の報告義務)

第三百五十七条 (略)

2 (同上)

(業務の執行)

第三百四十八条 (同上)

2 (同上)

3 前項の場合には、取締役は、次に掲げる事項についての決定  
を各取締役に委任することができない。

一～三 (同上)

四 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保  
するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するため  
に必要なものとして法務省令で定める体制の整備

五 (同上)

4 (同上)

(取締役の報告義務)

第三百五十七条 (同上)



- 
- 2 (略)
- 3 監査等委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは、「監査等委員会」とする。
- (株主による取締役の行為の差止め)
- 第三百六十条 (略)
- 2 (略)
- 3 監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」とする。
- (取締役の報酬等)
- 第三百六十一条 (略)
- 2 監査等委員会設置会社においては、前項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。
- 3 監査等委員である各取締役の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、第一項の報酬等の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって定める。
- 

- 2 (同上)
- (新設)
- (株主による取締役の行為の差止め)
- 第三百六十条 (同上)
- 2 (同上)
- 3 監査役設置会社又は委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」とする。
- (取締役の報酬等)
- 第三百六十一条 (同上)
- (新設)
- (新設)
-

4| 第一項第二号又は第三号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。

5| 監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等について意見を述べることができる。

6| 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べることができる。

(取締役会の権限等)

第三百六十二条 (略)

2・3 (略)

4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

一〜五 (略)

六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

七 (略)

5 (略)

2| 前項第二号又は第三号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。

(新設)

(新設)

(取締役会の権限等)

第三百六十二条 (同上)

2・3 (同上)

4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

一〜五 (同上)

六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

七 (同上)

5 (同上)

(株主による招集の請求)

第三百六十七条 取締役会設置会社(監査役設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)の株主は、取締役が取締役会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会の招集を請求することができる。

2～4 (略)

(議事録等)

第三百七十一条 (略)

2 (略)

3 監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社における前項の規定の適用については、同項中「株式会社」の営業時間内は、「いつでも」とあるのは、「裁判所の許可を得て」とする。

4～6 (略)

(取締役会への報告の省略)

第三百七十二条 (略)

2 (略)

3 指名委員会等設置会社についての前二項の規定の適用について

(株主による招集の請求)

第三百六十七条 取締役会設置会社(監査役設置会社及び委員会設置会社を除く。)の株主は、取締役が取締役会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会の招集を請求することができる。

2～4 (同上)

(議事録等)

第三百七十一条 (同上)

2 (同上)

3 監査役設置会社又は委員会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「株式会社」の営業時間内は、「いつでも」とあるのは、「裁判所の許可を得て」とする。

4～6 (同上)

(取締役会への報告の省略)

第三百七十二条 (同上)

2 (同上)

3 委員会設置会社についての前二項の規定の適用については、

ては、第一項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「会計監査人又は執行役」と、「取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）」とあるのは「取締役」と、前項中「第三百六十三条第二項」とあるのは「第四百七条第四項」とする。

（特別取締役による取締役会の決議）

第三百七十三条 第三百六十九条第一項の規定にかかわらず、取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合（監査等委員会設置会社にあつては、第三百九十九条の十三第五項に規定する場合又は同条第六項の規定による定款の定めがある場合を除く。）には、取締役会は、第三百六十二条第四項第一号及び第二号又は第三百九十九条の十三第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての取締役会の決議については、あらかじめ選定した三人以上の取締役（以下この章において「特別取締役」という。）のうち、議決に加わることができるものの過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行うことができる旨を定めることができる。

一・二（略）

第一項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「会計監査人又は執行役」と、「取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）」とあるのは「取締役」と、前項中「第三百六十三条第二項」とあるのは「第四百七条第四項」とする。

（特別取締役による取締役会の決議）

第三百七十三条 第三百六十九条第一項の規定にかかわらず、取締役会設置会社（委員会設置会社を除く。）が次に掲げる要件のいずれにも該当の場合には、取締役会は、第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての取締役会の決議については、あらかじめ選定した三人以上の取締役（以下この章において「特別取締役」という。）のうち、議決に加わることができるものの過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行うことができる旨を定めることができる。

一・二（同上）

2 前項の規定による特別取締役による議決の定めがある場合には、特別取締役以外の取締役は、第三百六十二条第四項第一号及び第二号又は第三百九十九条の十三第四項第一号及び第二号に掲げる事項の決定をする取締役会に出席することを要しない。この場合における第三百六十六条第一項本文及び第三百六十八条の規定の適用については、第三百六十六条第一項本文中「各取締役」とあるのは「各特別取締役（第三百七十三条第一項に規定する特別取締役をいう。第三百六十八条において同じ。）」と、第三百六十八条第一項中「定款」とあるのは「取締役会」と、「各取締役」とあるのは「各特別取締役」と、同条第二項中「取締役（）」とあるのは「特別取締役（）」と、「取締役及び」とあるのは「特別取締役及び」とする。

3 (略)

4 第三百六十六条（第一項本文を除く。）、第三百六十七条、第三百六十九条第一項、第三百七十條及び第三百九十九条の十四の規定は、第二項の取締役会については、適用しない。

(会計参与の権限)

第三百七十四条 (略)

2～5 (略)

6 指名委員会等設置会社における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「取締役」とあるのは「執行役」と、

2 前項の規定による特別取締役による議決の定めがある場合には、特別取締役以外の取締役は、第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項の決定をする取締役会に出席することを要しない。この場合における第三百六十六条第一項本文及び第三百六十八条の規定の適用については、第三百六十六条第一項本文中「各取締役」とあるのは「各特別取締役（第三百七十三条第一項に規定する特別取締役をいう。第三百六十八条において同じ。）」と、第三百六十八条第一項中「定款」とあるのは「取締役会」と、「各取締役」とあるのは「各特別取締役」と、同条第二項中「取締役（）」とあるのは「特別取締役（）」と、「取締役及び」とあるのは「特別取締役及び」とする。

3 (同上)

4 第三百六十六条（第一項本文を除く。）、第三百六十七条、第三百六十九条第一項及び第三百七十條の規定は、第二項の取締役会については、適用しない。

(会計参与の権限)

第三百七十四条 (同上)

2～5 (同上)

6 委員会設置会社における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「取締役」とあるのは「執行役」と、第二項

第二項中「取締役及び」とあるのは「執行役及び取締役並びに」とする。

(会計参与の報告義務)

第三百七十五条 (略)

2 (略)

3| 監査等委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「株主(監査役設置会社にあつては、監査役)」とあるのは、「監査等委員会」とする。

4| 指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」と、「株主(監査役設置会社にあつては、監査役)」とあるのは「監査委員会」とする。

(株主総会における意見の陳述)

第三百七十七条 (略)

2 指名委員会等設置会社における前項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

(監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等)

第三百八十六条 第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第

中「取締役及び」とあるのは「執行役及び取締役並びに」とする。

(会計参与の報告義務)

第三百七十五条 (同上)

2 (同上)

(新設)

3| 委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」と、「株主(監査役設置会社にあつては、監査役)」とあるのは「監査委員会」とする。

(株主総会における意見の陳述)

第三百七十七条 (同上)

2 委員会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

(監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)

第三百八十六条 第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第

三百六十四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号の訴えについては、監査役が監査役設置会社を代表する。

一 監査役設置会社が取締役（取締役であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は取締役が監査役設置会社に対して訴えを提起する場合

二 株式交換等完全親会社（第八百四十九条第二項第一号に規定する株式交換等完全親会社をいう。次項第三号において同じ。）である監査役設置会社がその株式交換等完全子会社（第八百四十七条の二第一項に規定する株式交換等完全子会社をいう。次項第三号において同じ。）の取締役、執行役（執行役であった者を含む。以下この条において同じ。）又は清算人（清算人であった者を含む。以下この条において同じ。）の責任（第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じたものに限る。）を追及する訴えを提起する場合

三 最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。次項第四号において同じ。）である監査役設置会社がその完全子会社等（同条第二項第二号に規定する完全子会社等をいい、同条第三項の規定により当該

三百六十四条の規定にかかわらず、監査役設置会社が取締役（取締役であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は取締役が監査役設置会社に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監査役が監査役設置会社を代表する。

（新設）

（新設）

（新設）

完全子会社等とみなされるものを含む。次項第四号において同じ。）である株式会社取締役、執行役又は清算人に対して特定責任追及の訴え（同条第一項に規定する特定責任追及の訴えをいう。）を提起する場合

2 第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監査役が監査役設置会社を代表する。

一 監査役設置会社が第八百四十七条第一項、第八百四十七条の二第二項若しくは第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第八百四十七条の三第一項の規定による請求（取締役の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合

二 監査役設置会社が第八百四十九条第四項の訴訟告知（取締役の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第八百五十条第二項の規定による通知及び催告（取締役の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受ける場合

三 株式交換等完全親会社である監査役設置会社が第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第二号に規定する訴えの提起の請求に限る。）をする場合又は第八百四十九条第六項の規定による通知（その株式交換等完全子会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合

2 第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監査役が監査役設置会社を代表する。

一 監査役設置会社が第八百四十七条第一項の訴えの提起の請求（取締役の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合

二 監査役設置会社が第八百四十九条第三項の訴訟告知（取締役の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第八百五十条第二項の規定による通知及び催告（取締役の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受ける場合

（新設）



四 最終完全親会社等である監査役設置会社が第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第三号に規定する特定責任追及の訴えの提起の請求に限る。）をする場合又は第八百四十九条第七項の規定による通知（その完全子会社等である株式会社を取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合

（会計監査人の権限等）

第三百九十六条（略）

255（略）

6 指名委員会等設置会社における第二項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「執行役、取締役」とする。

（監査役に対する報告）

第三百九十七条（略）

2・3（略）

4 監査等委員会設置会社における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「監査役」とあるのは「監査等委員会」と、第二項中「監査役」とあるのは「監査等委員会が選定した監査等委員」とする。

5 指名委員会等設置会社における第一項及び第二項の規定の適

（新設）

（会計監査人の権限等）

第三百九十六条（同上）

255（同上）

6 委員会設置会社における第二項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「執行役、取締役」とする。

（監査役に対する報告）

第三百九十七条（同上）

2・3（同上）

（新設）

4 委員会設置会社における第一項及び第二項の規定の適用につ

用については、第一項中「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」と、「監査役」とあるのは「監査委員会」と、第二項中「監査役」とあるのは「監査委員会が選定した監査委員会の委員」とする。

(定時株主総会における会計監査人の意見の陳述)

第三百九十八条 (略)

2・3 (略)

4| 監査等委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査等委員会又は監査等委員」とする。

5| 指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査委員会又はその委員」とする。

(会計監査人の報酬等の決定に関する監査役の間与)

第三百九十九条 (略)

2 (略)

3| 監査等委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役(監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数)」とあるのは、「監査等委員会」とする。

4| 指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、

いては、第一項中「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」と、「監査役」とあるのは「監査委員会」と、第二項中「監査役」とあるのは「監査委員会が選定した監査委員会の委員」とする。

(定時株主総会における会計監査人の意見の陳述)

第三百九十八条 (同上)

2・3 (同上)

(新設)

4| 委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査委員会又はその委員」とする。

(会計監査人の報酬等の決定に関する監査役の間与)

第三百九十九条 (同上)

2 (同上)

(新設)

3| 委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同

は、同項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数）」とあるのは、「監査委員会」とする。

第九節の二 監査等委員会

第一款 権限等

(監査等委員会の権限等)

第三百九十九条の二 監査等委員会は、全ての監査等委員で組織する。

2 監査等委員は、取締役でなければならない。

3 監査等委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査及び監査報告の作成

二 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定

三 第三百四十二条の二第四項及び第三百六十一条第六項に規定する監査等委員会の意見の決定

4 監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）については、監査等委員会設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監査等委員会設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数）」とあるのは、「監査委員会」とする。

(新設)

- 
- 一 費用の前払の請求
  - 二 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
  - 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求
- （監査等委員会による調査）
- 第三百九十九条の三 監査等委員会が選定する監査等委員は、いつでも、取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）及び支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は監査等委員会設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 2 監査等委員会が選定する監査等委員は、監査等委員会の職務を執行するため必要があるときは、監査等委員会設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
  - 4 第一項及び第二項の監査等委員は、当該各項の報告の徴収又は調査に関する事項についての監査等委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。
-

〔取締役会への報告義務〕

第三百九十九条の四 監査等委員は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役に報告しなければならぬ。

〔株主総会に対する報告義務〕

第三百九十九条の五 監査等委員は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものについて法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その旨を株主総会に報告しなければならない。

〔監査等委員による取締役の行為の差止め〕

第三百九十九条の六 監査等委員は、取締役が監査等委員会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監査等委員会設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の取締役に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさ

せないものとする。

(監査等委員会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等)

第三百九十九条の七 第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社が取締役(取締役であった者を含む。以下この条において同じ。)に対し、又は取締役が監査等委員会設置会社に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が監査等委員会設置会社を代表する。

一 監査等委員が当該訴えに係る訴訟の当事者である場合 取締役会が定める者(株主総会が当該訴えについて監査等委員会設置会社を代表する者を定めた場合にあつては、その者)

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査等委員会が選定する監査等委員

2| 前項の規定にかかわらず、取締役が監査等委員会設置会社に対して訴えを提起する場合には、監査等委員(当該訴えを提起する者であるものを除く。)に対してされた訴状の送達は、当該監査等委員会設置会社に対して効力を有する。

3| 第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる株式会社が監査等委員

会設置会社である場合において、当該各号に定める訴えを提起するときは、当該訴えについては、監査等委員会が選定する監査等委員が当該監査等委員会設置会社を代表する。

一 株式交換等完全親会社（第八百四十九条第二項第一号に規定する株式交換等完全親会社をいう。次項第一号及び第五項第三号において同じ。）その株式交換等完全子会社（第八百四十七条の二第一項に規定する株式交換等完全子会社をいう。第五項第三号において同じ。）の取締役、執行役（執行役であった者を含む。以下この条において同じ。）又は清算人（清算人であった者を含む。以下この条において同じ。）の責任（第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じたものに限る。）を追及する訴え

二 最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。次項第二号及び第五項第四号において同じ。）その完全子会社等（同条第二項第二号に規定する完全子会社等をいい、同条第三項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。第五項第四号において同じ。）である株式会社の取締役、執行役又は清算人に対する特定責任追及の訴え（同条第一項に規定する特定責任追及の訴えをいう。）

4 第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げ

る株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、当該各号に定める請求をするときは、監査等委員会が選定する監査等委員が当該監査等委員会設置会社を代表する。

一 株式会社交換等完全親会社 第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第一号に規定する訴えの提起の請求に限る。）

二 最終完全親会社等 第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第二号に規定する特定責任追及の訴えの提起の請求に限る。）

5 第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監査等委員が監査等委員会設置会社を代表する。

一 監査等委員会設置会社が第八百四十七条第一項、第八百四十七条の二第二項若しくは第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第八百四十七条の三第一項の規定による請求（取締役の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合（当該監査等委員が当該訴えに係る訴訟の相手方となる場合を除く。）

二 監査等委員会設置会社が第八百四十九条第四項の訴訟告知（取締役の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第八百五十条第二項の規定による通知及び催告（取締役の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受けする場合（当該監査等委員がこれらの訴えに係る訴訟の当事者である場合を除く。）



三 株式交換等完全親会社である監査等委員会設置会社が第八百四十九条第六項の規定による通知（その株式交換等完全子会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合

四 最終完全親会社等である監査等委員会設置会社が第八百四十九条第七項の規定による通知（その完全子会社等である株式会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合

#### 第二款 運営

（招集権者）

第三百九十九条の八 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。

（招集手続等）

第三百九十九条の九 監査等委員会を招集するには、監査等委員は、監査等委員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、各監査等委員に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）は、監査等委員会の要求があつたときは、監査等委員会に出席し、監査等委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

（監査等委員会の決議）

第三百九十九条の十 監査等委員会の決議は、議決に加わることができない監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

3 監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した監査等委員は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5 監査等委員会の決議に参加した監査等委員であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

(議事録)

第三百九十九条の十一 監査等委員会設置会社は、監査等委員会の日から十年間、前条第三項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 監査等委員会設置会社の株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 前項の規定は、監査等委員会設置会社の債権者が取締役又は会計参与の責任を追及するため必要があるとき及び親会社社員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。

4 裁判所は、第二項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該監査等委員会設置会社又はその親会社若しくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項の許可をすることができない。

(監査等委員会への報告の省略)

第三百九十九条の十二 取締役、会計参与又は会計監査人が監査等委員の全員に対して監査等委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査等委員会へ報告することを要しない。

### 第三款 監査等委員会設置会社の取締役会の権限等

(監査等委員会設置会社の権限)

第三百九十九条の十三 監査等委員会設置会社の取締役会は、第三百六十二条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項その他監査等委員会設置会社の業務執行の決定

イ 経営の基本方針

ロ 監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項

ハ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

二 取締役の職務の執行の監督

三 代表取締役の選定及び解職

2) 監査等委員会設置会社の取締役会は、前項第一号イからハま

でに掲げる事項を決定しなければならない。

3| 監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定しなければならない。

4| 監査等委員会設置会社の取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

一| 重要な財産の処分及び譲受け

二| 多額の借財

三| 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任

四| 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五| 第六百七十六条第一号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項

六| 第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第

四百二十三条第一項の責任の免除

5| 前項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一| 第三百三十六条又は第三百三十七条第一項の決定及び第四百十条第四項の規定による指定

- 
- 二 第百六十五条第三項において読み替えて適用する第百五十六  
六条第一項各号に掲げる事項の決定
  - 三 第百六十二条又は第百六十三条第一項の決定
  - 四 第二百九十八条第一項各号に掲げる事項の決定
  - 五 株主総会に提出する議案（会計監査人の選任及び解任並び  
に会計監査人を再任しないことに関するものを除く。）の内  
容の決定
  - 六 第百六十五条第一項において読み替えて適用する第三百  
五十六條第一項の承認
  - 七 第三百六十六条第一項ただし書の規定による取締役会を招  
集する取締役の決定
  - 八 第三百九十九条の七第一項第一号の規定による監査等委員  
会設置会社を代表する者の決定
  - 九 前項第六号に掲げる事項
  - 十 第四百三十六條第三項、第四百四十一条第三項及び第四百  
四十四條第五項の承認
  - 十一 第四百五十四條第五項において読み替えて適用する同条  
第一項の規定により定めなければならないとされる事項の決  
定
  - 十二 第四百六十七條第一項各号に掲げる行為に係る契約（当  
該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要し  
ないものを除く。）の内容の決定
-

十三 合併契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十四 吸収分割契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十五 新設分割計画（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十六 株式交換契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十七 株式移転計画の内容の決定

6 前二項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社は、取締役会の決議によつて重要な業務執行（前項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができる。

（監査等委員会による取締役会の招集）

第三百九十九条の十四 監査等委員会設置会社においては、招集権者の定めがある場合であっても、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

第十節 指名委員会等及び執行役

（委員の選定等）

第十節 委員会及び執行役

（委員の選定等）

第四百条 指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の各委員会（以下この条、次条及び第九百十一条第三項第二十三号ロにおいて単に「各委員会」という。）は、委員三人以上で組織する。

2・3 (略)

4 監査委員会の委員（以下「監査委員」という。）は、指名委員会等設置会社若しくはその子会社の執行役員若しくは業務執行取締役又は指名委員会等設置会社の子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができない。

（委員の解職等）

第四百一条 (略)

2・3 (略)

4 裁判所は、前項の一時委員の職務を行うべき者を選任した場合には、指名委員会等設置会社がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

（執行役の選任等）

第四百二条 指名委員会等設置会社には、一人又は二人以上の執行役を置かなければならない。

2 (略)

3 指名委員会等設置会社と執行役との関係は、委任に関する規

第四百条 各委員会は、委員三人以上で組織する。

2・3 (同上)

4 監査委員会の委員（以下「監査委員」という。）は、委員会等設置会社若しくはその子会社の執行役員若しくは業務執行取締役又は委員会設置会社の子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができない。

（委員の解職等）

第四百一条 (同上)

2・3 (同上)

4 裁判所は、前項の一時委員の職務を行うべき者を選任した場合には、委員会設置会社がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

（執行役の選任等）

第四百二条 委員会設置会社には、一人又は二人以上の執行役を置かなければならない。

2 (同上)

3 委員会設置会社と執行役との関係は、委任に関する規定に従



定に従う。

4 (略)

5 株式会社は、執行役が株主でなければならぬ旨を定款で定めることができない。ただし、公開会社でない指名委員会等設置会社については、この限りでない。

6・7 (略)

8 前項の規定にかかわらず、指名委員会等設置会社が指名委員会等を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、執行役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

(執行役の解任等)

第四百三条 (略)

2 前項の規定により解任された執行役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、指名委員会等設置会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 (略)

第二款 指名委員会等の権限等

(指名委員会等の権限等)

第四百四条 (略)

2 (略)

う。

4 (同上)

5 株式会社は、執行役が株主でなければならぬ旨を定款で定めることができない。ただし、公開会社でない委員会設置会社については、この限りでない。

6・7 (同上)

8 前項の規定にかかわらず、委員会設置会社が委員会を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、執行役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

(執行役の解任等)

第四百三条 (同上)

2 前項の規定により解任された執行役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、委員会設置会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 (同上)

第二款 委員会の権限等

(委員会の権限等)

第四百四条 (同上)

2 (同上)

3 報酬委員会は、第三百六十一条第一項並びに第三百七十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、執行役等の個人別の報酬等の内容を決定する。執行役が指名委員会等設置会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人の報酬等の内容についても、同様とする。

4 委員がその職務の執行（当該委員が所属する指名委員会等の職務の執行に限る。以下この項において同じ。）について指名委員会等設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該指名委員会等設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一〇三（略）

（監査委員会による調査）

第四百五条 監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、執行役等及び支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は指名委員会等設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務を執行するため必要があるときは、指名委員会等設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 報酬委員会は、第三百六十一条第一項並びに第三百七十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、執行役等の個人別の報酬等の内容を決定する。執行役が委員会設置会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人の報酬等の内容についても、同様とする。

4 委員がその職務の執行（当該委員が所属する委員会の職務の執行に限る。以下この項において同じ。）について委員会設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該委員会設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一〇三（同上）

（監査委員会による調査）

第四百五条 監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、執行役等及び支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は委員会設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務を執行するため必要があるときは、委員会設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3・4 (略)

(監査委員による執行役等の行為の差止め)

第四百七条 監査委員は、執行役又は取締役が指名委員会等設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該指名委員会等設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役又は取締役に對し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 (略)

(指名委員会等設置会社と執行役又は取締役との間の訴えにおける会社の代表等)

第四百八条 第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定並びに第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、指名委員会等設置会社が執行役(執行役であつた者を含む。以下この条において同じ。)若しくは取締役(取締役であつた者を含む。以下この条において同じ。)に對し、又は執行役若しくは取締役が指名委員会等設置会社に對して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、次の各号に掲げる場合の区分に應じ、当該各号に定める者が指名委員会等設置会社を代表する。

3・4 (同上)

(監査委員による執行役等の行為の差止め)

第四百七条 監査委員は、執行役又は取締役が委員会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該委員会設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役又は取締役に對し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 (同上)

(委員会設置会社と執行役又は取締役との間の訴えにおける会社の代表等)

第四百八条 第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定並びに第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、委員会設置会社が執行役(執行役であつた者を含む。以下この条において同じ。)若しくは取締役(取締役であつた者を含む。以下この条において同じ。)に對し、又は執行役若しくは取締役が委員会設置会社に對して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、次の各号に掲げる場合の区分に應じ、当該各号に定める者が委員会設置会社を代表する。

一 監査委員が当該訴えに係る訴訟の当事者である場合 取締役会が定める者（株主総会が当該訴えについて指名委員会等設置会社を代表する者を定めた場合にあつては、その者）

二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、執行役又は取締役が指名委員会等設置会社に対して訴えを提起する場合には、監査委員（当該訴えを提起する者であるものを除く。）に対してされた訴状の送達は、当該指名委員会等設置会社に対して効力を有する。

3 第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定並びに第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる株式会社が指名委員会等設置会社である場合において、当該各号に定める訴えを提起するときは、当該訴えについては、監査委員会が選定する監査委員が当該指名委員会等設置会社を代表する。

一 株式交換等完全親会社（第八百四十九条第二項第一号に規定する株式交換等完全親会社をいう。次項第一号及び第五項第三号において同じ。） その株式交換等完全子会社（第八百四十七条の二第一項に規定する株式交換等完全子会社をいう。第五項第三号において同じ。）の取締役、執行役又は清算人（清算人であった者を含む。以下この条において同じ。）の責任（第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じたものに限

一 監査委員が当該訴えに係る訴訟の当事者である場合 取締役会が定める者（株主総会が当該訴えについて委員会設置会社を代表する者を定めた場合にあつては、その者）

二 (同上)

2 前項の規定にかかわらず、執行役又は取締役が委員会設置会社に対して訴えを提起する場合には、監査委員（当該訴えを提起する者であるものを除く。）に対してされた訴状の送達は、当該委員会設置会社に対して効力を有する。

(新設)

る。)を追及する訴え

- 二 最終完全親会社等(第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。次項第二号及び第五項第四号において同じ。)
- その完全子会社等(同条第二項第二号に規定する完全子会社等をいい、同条第三項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。第五項第四号において同じ。)である株式会社の取締役、執行役又は清算人に対する特定責任追及の訴え(同条第一項に規定する特定責任追及の訴えをいう。)

4| 第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる株式会社が指名委員会等設置会社である場合において、当該各号に定める請求をするときは、監査委員会が選定する監査委員が当該指名委員会等設置会社を代表する。

- 一 株式交換等完全親会社 第八百四十七条第一項の規定による請求(前項第一号に規定する訴えの提起の請求に限る。)
- 二 最終完全親会社等 第八百四十七条第一項の規定による請求(前項第二号に規定する特定責任追及の訴えの提起の請求に限る。)

5| 第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監査委員が指名委員会等設置会社を代表する。

(新設)

3| 第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監査委員が委員会設置会社を代表する。

一 指名委員会等設置会社が第八百四十七条第一項、第八百四十七條の二第二項若しくは第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第八百四十七條の三第一項の規定による請求（執行役又は取締役の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合（当該監査委員が当該訴えに係る訴訟の相手方となる場合を除く。）

二 指名委員会等設置会社が第八百四十九條第四項の訴訟告知（執行役又は取締役の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第八百五十條第二項の規定による通知及び催告（執行役又は取締役の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受ける場合（当該監査委員がこれらの訴えに係る訴訟の当事者である場合を除く。）

三 株式交換等完全親会社である指名委員会等設置会社が第八百四十九條第六項の規定による通知（その株式交換等完全子会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合

四 最終完全親会社等である指名委員会等設置会社が第八百四十九條第七項の規定による通知（その完全子会社等である株式会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合

第三款 指名委員会等の運営

一 委員会設置会社が第八百四十七條第一項の規定による請求（執行役又は取締役の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合（当該監査委員が当該訴えに係る訴訟の相手方となる場合を除く。）

二 委員会設置会社が第八百四十九條第三項の訴訟告知（執行役又は取締役の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第八百五十條第二項の規定による通知及び催告（執行役又は取締役の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受ける場合（当該監査委員がこれらの訴えに係る訴訟の当事者である場合を除く。）

（新設）

（新設）

第三款 委員会の運営

(招集権者)

第四百十条 指名委員会等は、当該指名委員会等の各委員が招集する。

(招集手続等)

第四百十一条 指名委員会等を招集するには、その委員は、指名委員会等の日の一週間（これを下回る期間を取締役会で定めた場合にあつては、その期間）前までに、当該指名委員会等の各委員に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指名委員会等は、当該指名委員会等の委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 執行役等は、指名委員会等の要求があつたときは、当該指名委員会等に出席し、当該指名委員会等が求めた事項について説明をしなければならない。

(指名委員会等の決議)

第四百十二条 指名委員会等の決議は、議決に加わることができるその委員の過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行う。

(招集権者)

第四百十条 委員会は、当該委員会の各委員が招集する。

(招集手続等)

第四百十一条 委員会を招集するには、その委員は、委員会の日の一週間（これを下回る期間を取締役会で定めた場合にあつては、その期間）前までに、当該委員会の各委員に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、当該委員会の委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 執行役等は、委員会の要求があつたときは、当該委員会に出席し、当該委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

(委員会の決議)

第四百十二条 委員会の決議は、議決に加わることができるその委員の過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行う。

|   |   |
|---|---|
| <p>2 (略)</p> <p>3 指名委員会等の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した委員は、これに署名し、又は記名押印しなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 指名委員会等の決議に参加した委員であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。</p> | <p>2 (略)</p> <p>3 指名委員会等設置会社の株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げるものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。</p> <p>4 前項の規定は、指名委員会等設置会社の債権者が委員の責任</p> |
|---|---|

|  |   |
|--|---|
| <p>2 (同上)</p> <p>3 委員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した委員は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>4 (同上)</p> <p>5 委員会の決議に参加した委員であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。</p> | <p>(議事録)</p> <p>第四百十三条 委員会設置会社は、委員会の日から十年間、前条第三項の議事録をその本店に備え置かなければならぬ。</p> <p>2 委員会設置会社の取締役は、次に掲げるものの閲覧及び謄写をすることができる。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>3 委員会設置会社の株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げるものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。</p> <p>4 前項の規定は、委員会設置会社の債権者が委員の責任を追及</p> |
|--|---|



を追及するため必要があるとき及び親会社社員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。

5 裁判所は、第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該指名委員会等設置会社又はその親会社若しくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第三項の許可をすることができない。

（指名委員会等への報告の省略）

第四百十四条 執行役、取締役、会計参与又は会計監査人が委員の全員に対して指名委員会等に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を指名委員会等へ報告することを要しない。

第四款 指名委員会等設置会社の取締役の権限等

（指名委員会等設置会社の取締役の権限）

第四百十五条 指名委員会等設置会社の取締役は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、指名委員会等設置会社の業務を執行することができない。

（指名委員会等設置会社の取締役会の権限）

第四百十六条 指名委員会等設置会社の取締役会は、第三百六十二条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

するため必要があるとき及び親会社社員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。

5 裁判所は、第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該委員会設置会社又はその親会社若しくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第三項の許可をすることができない。

（委員会への報告の省略）

第四百十四条 執行役、取締役、会計参与又は会計監査人が委員の全員に対して委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を委員会へ報告することを要しない。

第四款 委員会設置会社の取締役の権限等

（委員会設置会社の取締役の権限）

第四百十五条 委員会設置会社の取締役は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、委員会設置会社の業務を執行することができない。

（委員会設置会社の取締役会の権限）

第四百十六条 委員会設置会社の取締役会は、第三百六十二条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項その他指名委員会等設置会社の業務執行の決定

イ〜ニ (略)

ホ 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

二 (略)

2 指名委員会等設置会社の取締役会は、前項第一号イからホまでに掲げる事項を決定しなければならない。

3 指名委員会等設置会社の取締役会は、第一項各号に掲げる職務の執行を取締役に委任することができない。

4 指名委員会等設置会社の取締役会は、その決議によって、指名委員会等設置会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一〜九 (略)

十 第四百八条第一項第一号の規定による指名委員会等設置会社を代表する者の決定

十一〜十四 (略)

十五 第四百六十七条第一項各号に掲げる行為に係る契約(当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要し

一 次に掲げる事項その他委員会設置会社の業務執行の決定

イ〜ニ (同上)

ホ 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

二 (同上)

2 委員会設置会社の取締役会は、前項第一号イからホまでに掲げる事項を決定しなければならない。

3 委員会設置会社の取締役会は、第一項各号に掲げる職務の執行を取締役に委任することができない。

4 委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、委員会設置会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一〜九 (同上)

十 第四百八条第一項第一号の規定による委員会設置会社を代表する者の決定

十一〜十四 (同上)

十五 第四百六十七条第一項各号に掲げる行為に係る契約(当該委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないも

ないものを除く。)の内容の決定

十六 合併契約(当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

十七 吸収分割契約(当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

十八 新設分割計画(当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

十九 株式交換契約(当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

二十 (略)

(指名委員会等設置会社の取締役会の運営)

第四百十七条 指名委員会等設置会社においては、招集権者の定めがある場合であっても、指名委員会等がその委員の中から選定する者は、取締役会を招集することができる。

2 (略)

3 指名委員会等がその委員の中から選定する者は、遅滞なく、当該指名委員会等の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならぬ。

4・5 (略)

(執行役の権限)

のを除く。)の内容の決定

十六 合併契約(当該委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

十七 吸収分割契約(当該委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

十八 新設分割計画(当該委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

十九 株式交換契約(当該委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

二十 (同上)

(委員会設置会社の取締役会の運営)

第四百十七条 委員会設置会社においては、招集権者の定めがある場合であっても、委員会がその委員の中から選定する者は、取締役会を招集することができる。

2 (同上)

3 委員会がその委員の中から選定する者は、遅滞なく、当該委員会の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。

4・5 (同上)

(執行役の権限)

第四百十八条 執行役は、次に掲げる職務を行う。

- 一 第四百十六条第四項の規定による取締役会の決議によって委任を受けた指名委員会等設置会社の業務の執行の決定

二 指名委員会等設置会社の業務の執行

(執行役の監査委員に対する報告義務等)

第四百十九条 執行役は、指名委員会等設置会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告しなければならない。

2 (略)

3 第三百五十七条の規定は、指名委員会等設置会社については、適用しない。

(表見代表執行役)

第四百二十一条 指名委員会等設置会社は、代表執行役以外の執行役に社長、副社長その他指名委員会等設置会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該執行役がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(株主による執行役の行為の差止め)

第四百二十二条 六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合

第四百十八条 執行役は、次に掲げる職務を行う。

- 一 第四百十六条第四項の規定による取締役会の決議によって委任を受けた委員会設置会社の業務の執行の決定

二 委員会設置会社の業務の執行

(執行役の監査委員に対する報告義務等)

第四百十九条 執行役は、委員会設置会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告しなければならない。

2 (同上)

3 第三百五十七条の規定は、委員会設置会社については、適用しない。

(表見代表執行役)

第四百二十一条 委員会設置会社は、代表執行役以外の執行役に社長、副社長その他委員会設置会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該執行役がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(株主による執行役の行為の差止め)

第四百二十二条 六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合

にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主は、執行役が指名委員会等設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該指名委員会等設置会社に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 公開会社でない指名委員会等設置会社における前項の規定の適用については、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主」とあるのは、「株主」とする。

（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）

第四百二十三条（略）

2（略）

3 第三百五十六条第一項第二号又は第三号（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）の取引によって株式会社に損害が生じたときは、次に掲げる取締役又は執行役は、その任務を怠つたものと推定する。

一・二（略）

三 当該取引に関する取締役会の承認の決議に賛成した取締役（指名委員会等設置会社においては、当該取引が指名委員会

にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主は、執行役が委員会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該委員会設置会社に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 公開会社でない委員会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主」とあるのは、「株主」とする。

（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）

第四百二十三条（同上）

2（同上）

3 第三百五十六条第一項第二号又は第三号（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）の取引によって株式会社に損害が生じたときは、次に掲げる取締役又は執行役は、その任務を怠つたものと推定する。

一・二（同上）

三 当該取引に関する取締役会の承認の決議に賛成した取締役（委員会設置会社においては、当該取引が委員会設置会社と

等設置会社と取締役との間の取引又は指名委員会等設置会社と取締役との利益が相反する取引である場合に限る。）

4) 前項の規定は、第三百五十六条第一項第二号又は第三号に掲げる場合において、同項の取締役（監査等委員であるものを除く。）が当該取引につき監査等委員会の承認を受けたときは、適用しない。

（責任の一部免除）

第四百二十五条 前条の規定にかかわらず、第四百二十三条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から次に掲げる額の合計額（第四百二十七条第一項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、株主総会（株式会社に最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。以下この節において同じ。）がある場合において、当該責任が特定責任（第八百四十七条の三第四項に規定する特定責任をいう。以下この節において同じ。）であるときにあつては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の株主総会。以下この条において同じ。）の決議によって免除することができる。

一 当該役員等がその在職中に株式会社から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額

取締役との間の取引又は委員会設置会社と取締役との利益が相反する取引である場合に限る。）

（新設）

（責任の一部免除）

第四百二十五条 前条の規定にかかわらず、第四百二十三条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から次に掲げる額の合計額（第四百二十七条第一項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、株主総会の決議によって免除することができる。

一 当該役員等がその在職中に株式会社から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額

に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ (略)

ロ 代表取締役以外の取締役（業務執行取締役等であるものに限る。）又は代表執行役以外の執行役 四

ハ 取締役（イ及びロに掲げるものを除く。）、会計参与、

監査役又は会計監査人 二

二 (略)

2 前項の場合には、取締役（株式会社<sup>一</sup>に最終完全親会社等がある場合において、同項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあつては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の取締役）は、同項の株主総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一～三 (略)

3 監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社においては、取締役（これらの会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあつては、当該会社及び当該最終完全親会社等の取締役）は、第四百二十三条第一項の責任の免除（取締役（監査等委員又は監査委員であるものを除く。）及び執行役の責任の免除に限る。）に関する議案を株主総会に提出

に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ (同上)

ロ 代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）又は代表執行役以外の執行役 四

ハ 社外取締役、会計参与、監査役又は会計監査人 二

二 (同上)

2 前項の場合には、取締役は、同項の株主総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一～三 (同上)

3 監査役設置会社又は委員会設置会社においては、取締役は、第四百二十三条第一項の責任の免除（取締役（監査委員であるものを除く。）及び執行役の責任の免除に限る。）に関する議案を株主総会に提出するには、次の各号に掲げる株式会社<sup>一</sup>の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。

するには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。

一 (略)

二 監査等委員会設置会社 各監査等委員

三 指名委員会等設置会社 各監査委員

4・5 (略)

(取締役等による免除に関する定款の定め)

第四百二十六条 第四百二十四条の規定にかかわらず、監査役設置会社(取締役が二人以上ある場合に限る。)、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社は、第四百二十三条第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として取締役(当該責任を負う取締役を除く。)の過半数の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)によって免除することができる旨を定款で定めることができる。

2 前条第三項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め(取締役(監査等委員又は監査委員であるものを除く。))及び執行役の責任を免除することができる旨の定めに限る。

一 (同上)

(新設)

二 委員会設置会社 各監査委員

4・5 (同上)

(取締役等による免除に関する定款の定め)

第四百二十六条 第四百二十四条の規定にかかわらず、監査役設置会社(取締役が二人以上ある場合に限る。)又は委員会設置会社は、第四百二十三条第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として取締役(当該責任を負う取締役を除く。)の過半数の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)によって免除することができる旨を定款で定めることができる。

2 前条第三項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め(取締役(監査委員であるものを除く。))及び執行役の責任を免除することができる旨の定めに限る。)を設ける議案



を設ける議案を株主総会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除（取締役（監査等委員又は監査委員であるものを除く。）及び執行役の責任の免除に限る。）についての取締役の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案を取締役に提出する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「取締役（これらの会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあつては、当該会社及び当該最終完全親会社等の取締役）」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

5| 株式会社<sup>5</sup>に最終完全親会社等がある場合において、第三項の規定による公告又は通知（特定責任の免除に係るものに限る。）がされたときは、当該最終完全親会社等の取締役は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

6| 公開会社でない最終完全親会社等における前項の規定の適用については、同項中「公告し、又は株主に通知し」とあるのは、「株主に通知し」とする。

7| 総株主（第三項の責任を負う役員等であるものを除く。）の

を株主総会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除（取締役（監査委員であるものを除く。）及び執行役の責任の免除に限る。）についての取締役の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案を取締役に提出する場合について準用する。

3・4 (同上)

(新設)

(新設)

5| 総株主（第三項の責任を負う役員等であるものを除く。）の

議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主が同項の期間内に同項の異議を述べたとき（株式会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定による定款の定めに基づき免除しようとする責任が特定責任であるときにあっては、当該株式会社の総株主（第三項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の総株主（第三項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主が第三項又は第五項の期間内に当該各項の異議を述べたとき）は、株式会社は、第一項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。

8| (略)

(責任限定契約)

第四百二十七条 第四百二十四条の規定にかかわらず、株式会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、会計参与、監査役又は会計監査人（以下この条及び第九百十一条第三項第二十五号において「非業務執行取締役等」という。）の第四百二十三条第一項の責任について、当該非業務執行取締役等

議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、株式会社は、第一項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。

6| (同上)

(責任限定契約)

第四百二十七条 第四百二十四条の規定にかかわらず、株式会社は、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人（以下この条において「社外取締役等」という。）の第四百二十三条第一項の責任について、当該社外取締役等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内

が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社<sup>2</sup>が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行取締役等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行取締役等が当該株式会社の業務執行取締役等に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。

3 第四百二十五条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め（同項に規定する取締役（監査等委員又は監査委員であるものを除く。）と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を株主総会に提出する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「取締役（これらの会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあっては、当該会社及び当該最終完全親会社等の取締役）」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。

4 第一項の契約を締結した株式会社<sup>2</sup>が、当該契約の相手方である非業務執行取締役等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される株主総会（当該株式会社に最終完全親会社等がある場合において、当該損害が

であらかじめ株式会社<sup>2</sup>が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

2 前項の契約を締結した社外取締役等が当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。

3 第四百二十五条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め（社外取締役（監査委員であるものを除く。）と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を株主総会に提出する場合について準用する。

4 第一項の契約を締結した株式会社<sup>2</sup>が、当該契約の相手方である社外取締役等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される株主総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

特定責任に係るものであるときにあっては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の株主総会)において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一・二 (略)

三 第四百二十三条第一項の損害のうち、当該非業務執行取締役等が賠償する責任を負わないとされた額

5 第四百二十五条第四項及び第五項の規定は、非業務執行取締役等が第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

(役員等の第三者に対する損害賠償責任)

第四百二十九条 (略)

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 監査役、監査等委員及び監査委員 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

四 (略)

一・二 (同上)

三 第四百二十三条第一項の損害のうち、当該社外取締役等が賠償する責任を負わないとされた額

5 第四百二十五条第四項及び第五項の規定は、社外取締役等が第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

(役員等の第三者に対する損害賠償責任)

第四百二十九条 (同上)

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一・二 (同上)

三 監査役及び監査委員 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

四 (同上)

(計算書類等の監査等)

第四百三十六条 (略)

2 会計監査人設置会社においては、次の各号に掲げるものは、  
法務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を  
受けなければならない。

- 一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監査役 (監査  
等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設  
置会社にあつては監査委員会) 及び会計監査人
- 二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監査役 (監査  
等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設  
置会社にあつては監査委員会)

3 (略)

(臨時計算書類)

第四百四十一条 (略)

2 第四百三十六条第一項に規定する監査役設置会社又は会計監  
査人設置会社においては、臨時計算書類は、法務省令で定める  
ところにより、監査役又は会計監査人 (監査等委員会設置会社  
にあつては監査等委員会及び会計監査人、指名委員会等設置会  
社にあつては監査委員会及び会計監査人) の監査を受けなけれ  
ばならない。

3・4 (略)

(計算書類等の監査等)

第四百三十六条 (同上)

2 会計監査人設置会社においては、次の各号に掲げるものは、  
法務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を  
受けなければならない。

- 一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監査役 (委員  
会設置会社にあつては、監査委員会) 及び会計監査人
- 二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監査役 (委員  
会設置会社にあつては、監査委員会)

3 (同上)

(臨時計算書類)

第四百四十一条 (同上)

2 第四百三十六条第一項に規定する監査役設置会社又は会計監  
査人設置会社においては、臨時計算書類は、法務省令で定める  
ところにより、監査役又は会計監査人 (委員会設置会社にあつ  
ては、監査委員会及び会計監査人) の監査を受けなければなら  
ない。

3・4 (同上)

第三款 連結計算書類

第四百四十四条 (略)

2・3 (略)

4 連結計算書類は、法務省令で定めるところにより、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）及び会計監査人の監査を受けなければならない。

5～7 (略)

（剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め）

第四百五十九条 会計監査人設置会社（取締役（監査等委員会設置会社）にあつては、監査等委員である取締役以外の取締役）の任期の末日が選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日後の日であるもの及び監査役設置会社であつて監査役会設置会社でないものを除く。）は、次に掲げる事項を取締役会（第二号に掲げる事項については第四百三十六条第三項の取締役会に限る。）が定めることができる旨を定款で定めることができる。

一～四 (略)

2・3 (略)

第三款 連結計算書類

第四百四十四条 (同上)

2・3 (同上)

4 連結計算書類は、法務省令で定めるところにより、監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）及び会計監査人の監査を受けなければならない。

5～7 (同上)

（剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め）

第四百五十九条 会計監査人設置会社（取締役の任期の末日が選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日後の日であるもの及び監査役設置会社であつて監査役会設置会社でないものを除く。）は、次に掲げる事項を取締役会（第二号に掲げる事項については第四百三十六条第三項の取締役会に限る。）が定めることができる旨を定款で定めることができる。

一～四 (同上)

2・3 (同上)

(剰余金の配当等に関する責任)

第四百六十二条 前条第一項の規定に違反して株式会社と同項各号に掲げる行為をした場合には、当該行為により金銭等の交付を受けた者並びに当該行為に関する職務を行った業務執行者（業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役。以下この項において同じ。）その他当該業務執行取締役の行う業務の執行に職務上関与した者として法務省令で定めるもの）をいう。以下この節において同じ。）及び当該行為が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定める者は、当該株式会社に対し、連帯して、当該金銭等の交付を受けた者が交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う。

一 前条第一項第二号に掲げる行為 次に掲げる者

イ (略)

ロ 第五十六条第一項の規定による決定に係る取締役会の決議があつた場合（当該決議によって定められた同項第二号の金銭等の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該取締役会に係る取締役会議案提案取締役（当該取締役会に議案を提案した取締役（指名委員会等設置会社）にあつては、取締役又は執行役）として法務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）

(剰余金の配当等に関する責任)

第四百六十二条 前条第一項の規定に違反して株式会社と同項各号に掲げる行為をした場合には、当該行為により金銭等の交付を受けた者並びに当該行為に関する職務を行った業務執行者（業務執行取締役（委員会設置会社にあつては、執行役。以下この項において同じ。）その他当該業務執行取締役の行う業務の執行に職務上関与した者として法務省令で定めるもの）をいう。以下この節において同じ。）及び当該行為が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定める者は、当該株式会社に対し、連帯して、当該金銭等の交付を受けた者が交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う。

一 前条第一項第二号に掲げる行為 次に掲げる者

イ (同上)

ロ 第五十六条第一項の規定による決定に係る取締役会の決議があつた場合（当該決議によって定められた同項第二号の金銭等の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該取締役会に係る取締役会議案提案取締役（当該取締役会に議案を提案した取締役（委員会設置会社）にあつては、取締役又は執行役）として法務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）

二〇六 (略)

2・3 (略)

(買取請求に応じて株式を取得した場合の責任)

第四百六十四条 株式会社が第十六条第一項又は第八十二条の四第一項の規定による請求に応じて株式を取得する場合において、当該請求をした株主に対して支払った金銭の額が当該支払の日における分配可能額を超えるときは、当該株式の取得に関する職務を行った業務執行者は、株式会社に対し、連帯して、その超過額を支払う義務を負う。ただし、その者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

2 (略)

(事業譲渡等の承認等)

第四百六十七条 株式会社は、次に掲げる行為をする場合には、当該行為がその効力を生ずる日(以下この章において「効力発生日」という。)の前日までに、株主総会の決議によって、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。

一・二 (略)

二の二 その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡(次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。)

二〇六 (同上)

2・3 (同上)

(買取請求に応じて株式を取得した場合の責任)

第四百六十四条 株式会社が第十六条第一項の規定による請求に応じて株式を取得する場合において、当該請求をした株主に対して支払った金銭の額が当該支払の日における分配可能額を超えるときは、当該株式の取得に関する職務を行った業務執行者は、株式会社に対し、連帯して、その超過額を支払う義務を負う。ただし、その者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

2 (同上)

(事業譲渡等の承認等)

第四百六十七条 株式会社は、次に掲げる行為をする場合には、当該行為がその効力を生ずる日(以下この章において「効力発生日」という。)の前日までに、株主総会の決議によって、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。

一・二 (同上)

(新設)



イ 当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該株式会社総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えるとき。

ロ 当該株式会社が、効力発生日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

三〇五（略）

2（略）

（反対株主の株式買取請求）

第四百六十九条 事業譲渡等をする場合（次に掲げる場合を除く。）には、反対株主は、事業譲渡等をする株式会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

一 第四百六十七条第一項第一号に掲げる行為をする場合において、同項の株主総会の決議と同時に第四百七十一条第三号の株主総会の決議がされたとき。

二 前条第二項に規定する場合（同条第三項に規定する場合を除く。）

2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合に

三〇五（同上）

2（同上）

（反対株主の株式買取請求）

第四百六十九条 事業譲渡等をする場合には、反対株主は、事業譲渡等をする株式会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。ただし、第四百六十七条第一項第一号に掲げる行為をする場合において、同項の株主総会の決議と同時に第四百七十一条第三号の株主総会の決議がされたときは、この限りでない。

（新設）

（新設）

2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合に

おける当該各号に定める株主をいう。

一 (略)

二 前号に規定する場合以外の場合 全ての株主(前条第一項に規定する場合における当該特別支配会社を除く。)

3 事業譲渡等をしようとする株式会社は、効力発生日の二十日前までに、その株主(前条第一項に規定する場合における当該特別支配会社を除く。)に対し、事業譲渡等をする旨(第四百六十七条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第三号に掲げる行為をする旨及び同条第二項の株式に関する事項)を通知しなければならない。

4・5 (略)

6 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、事業譲渡等をする株式会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

7・8 (略)

9 第三百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については適用しない。

(株式の価格の決定等)

第四百七十条 (略)

おける当該各号に定める株主をいう。

一 (同上)

二 前号に規定する場合以外の場合 すべての株主

3 事業譲渡等をしようとする株式会社は、効力発生日の二十日前までに、その株主に対し、事業譲渡等をする旨(第四百六十七条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第三号に掲げる行為をする旨及び同条第二項の株式に関する事項)を通知しなければならない。

4・5 (同上)

(新設)

6・7 (同上)

(新設)

(株式の価格の決定等)

第四百七十条 (同上)

|  |   |
|--|---|
| <p>2 (略)</p> <p>3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。</p>   | <p>2 (同上)</p> <p>3 前条第六項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。</p> |
| <p>4 (略)</p> <p>5 第一項の株式会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。</p>  | <p>4 (同上)</p> <p>(新設)</p>   |
| <p>6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。</p> <p>7 (略)</p>  | <p>5 株式買取請求に係る株式の買取りは、当該株式の代金の支払の時に、その効力を生ずる。</p> <p>6 (同上)</p>   |
| <p>第一目 株主総会以外の機関の設置</p> <p>第四百七十七条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>  | <p>第一目 株主総会以外の機関の設置</p> <p>第四百七十七条 (同上)</p> <p>2 4 (同上)</p> <p>(新設)</p>   |
| <p>5 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において監査等委員会設置会社であった清算株式会社であつて、前項の規定の適用があるものにおいては、監査等委員である取締役が監査役となる。</p> <p>6 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において指名委員会等設置会社であつた清算株式会社であつて</p> | <p>5 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において委員会設置会社であつた清算株式会社であつて、前項</p>  |

、第四項の規定の適用があるものにおいては、監査委員が監査役となる。

7| (略)

(清算人の就任)

第四百七十八条 (略)

2、4 (略)

5| 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において監査等委員会設置会社であった清算株式会社における第一項第一号の規定の適用については、同号中「取締役」とあるのは、「監査等委員である取締役以外の取締役」とする。

6| 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において指名委員会等設置会社であった清算株式会社における第一項第一号の規定の適用については、同号中「取締役」とあるのは、「監査委員以外の取締役」とする。

7| 第三百三十五条第三項の規定にかかわらず、第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において監査等委

の規定の適用があるものにおいては、監査委員が監査役となる。

6| (同上)

(清算人の就任)

第四百七十八条 (同上)

2、4 (同上)

(新設)

5| 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において委員会設置会社であった清算株式会社における第一項第一号及び第三百三十五条第三項の規定の適用については、第一項第一号中「取締役」とあるのは「監査委員以外の取締役」と、第三百三十五条第三項中「社外監査役」とあるのは「過去に当該監査役会設置会社又はその子会社の取締役(社外取締役を除く。)、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないもの」とする。

(新設)

員会設置会社又は指名委員会等設置会社であった清算株式会社である監査役会設置会社においては、監査役は、三人以上で、そのうち半数以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならぬ。

一 その就任の前十年間当該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその子会社の取締役（社外取締役を除く。）、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。次号において同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。

二 その就任の前十年内のいずれかの時において当該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその子会社の社外取締役又は監査役であったことがある者にあつては、当該社外取締役又は監査役への就任の前十年間当該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその子会社の取締役（社外取締役を除く。）、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であつたことがないこと。

三 第二条第十六号ハからホまでに掲げる要件

8| 第三百三十条及び第三百三十一条第一項の規定は清算人について、同条第五項の規定は清算人会設置会社（清算人会を置く清算株式会社又はこの法律の規定により清算人会を置かなければならない清算株式会社をいう。以下同じ。）について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「取締役は」とある

6| 第三百三十条及び第三百三十一条第一項の規定は清算人について、同条第四項の規定は清算人会設置会社（清算人会を置く清算株式会社又はこの法律の規定により清算人会を置かなければならない清算株式会社をいう。以下同じ。）について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「取締役は」とある

のは、「清算人は」と読み替えるものとする。

(業務の執行)

第四百八十二条 (略)

2・3 (略)

4 第三百五十三条から第三百五十七条(第三項を除く。)まで、第三百六十条並びに第三百六十一条第一項及び第四項の規定は、清算人(同条の規定については、第四百七十八条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。)について準用する。この場合において、第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは「第四百八十三条第六項において準用する第三百四十九条第四項」と、第三百五十四条中「代表取締役」とあるのは「代表清算人(第四百八十三条第一項に規定する代表清算人をいう。)」と、第三百六十条第三項中「監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社」とあるのは「監査役設置会社」と読み替えるものとする。

(清算人会の運営)

第四百九十条 (略)

2・3 (略)

4 第三百六十七条及び第三百六十八条の規定は、清算人会設置

のは、「清算人は」と読み替えるものとする。

(業務の執行)

第四百八十二条 (同上)

2・3 (同上)

4 第三百五十三条から第三百五十七条まで、第三百六十条及び第三百六十一条の規定は、清算人(同条の規定については、第四百七十八条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。)について準用する。この場合において、第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは「第四百八十三条第六項において準用する第三百四十九条第四項」と、第三百五十四条中「代表取締役」とあるのは「代表清算人(第四百八十三条第一項に規定する代表清算人をいう。)」と、第三百六十条第三項中「監査役設置会社又は委員会設置会社」とあるのは「監査役設置会社」と読み替えるものとする。

(清算人会の運営)

第四百九十条 (同上)

2・3 (同上)

4 第三百六十七条及び第三百六十八条の規定は、清算人会設置

会社における清算人会の招集について準用する。この場合において、第三百六十七条第一項中「監査役設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」とあるのは「監査役設置会社」と、「取締役が」とあるのは「清算人が」と、同条第二項中「取締役（前条第一項ただし書に規定する場合）は、招集権者）」とあるのは「清算人（第四百九十条第一項ただし書に規定する場合）は、招集権者）」と、同条第三項及び第四項中「前条第三項」とあるのは「第四百九十条第三項」と、第三百六十八条第一項中「各取締役」とあるのは「各清算人」と、同条第二項中「取締役（とあるのは「清算人（と、取締役及び）」とあるのは「清算人及び）」と読み替えるものとする。

5 第三百六十九条から第三百七十一条までの規定は、清算人会設置会社における清算人会の決議について準用する。この場合において、第三百六十九条第一項中「取締役の」とあるのは「清算人の」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「清算人」と、同条第三項中「取締役及び」とあるのは「清算人及び」と、同条第五項中「取締役であつて」とあるのは「清算人であつて」と、第三百七十条中「取締役が」とあるのは「清算人が」と、「取締役（とあるのは「清算人（と、取締役）」と、第三百七十一条第三項中「監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社」）とあるのは「監査役設置会社」と、同条第四

会社における清算人会の招集について準用する。この場合において、第三百六十七条第一項中「監査役設置会社及び委員会設置会社」とあるのは「監査役設置会社」と、「取締役が」とあるのは「清算人が」と、同条第二項中「取締役（前条第一項ただし書に規定する場合）は、招集権者）」とあるのは「清算人（第四百九十条第一項ただし書に規定する場合）は、招集権者）」と、同条第三項及び第四項中「前条第三項」とあるのは「第四百九十条第三項」と、第三百六十八条第一項中「各取締役」とあるのは「各清算人」と、同条第二項中「取締役（とあるのは「清算人（と、取締役及び）」とあるのは「清算人及び）」と読み替えるものとする。

5 第三百六十九条から第三百七十一条までの規定は、清算人会設置会社における清算人会の決議について準用する。この場合において、第三百六十九条第一項中「取締役の」とあるのは「清算人の」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「清算人」と、同条第三項中「取締役及び」とあるのは「清算人及び」と、同条第五項中「取締役であつて」とあるのは「清算人であつて」と、第三百七十条中「取締役が」とあるのは「清算人が」と、「取締役（とあるのは「清算人（と、取締役）」と、第三百七十一条第三項中「監査役設置会社又は委員会設置会社」）とあるのは「監査役設置会社」と、同条第四項中「役員又は執行役」とある

項中「役員又は執行役」とあるのは「清算人又は監査役」と読み替えるものとする。

6 (略)

第八款 適用除外等

第五百九条 (略)

2| 第二章第四節の二の規定は、対象会社が清算株式会社である場合には、適用しない。

3| (略)

(事業の譲渡の制限等)

第五百三十六条 特別清算開始の命令があつた場合には、清算株式会社が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

一・二 (略)

三| その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡(次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。)

イ| 当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該清算株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)を超えるとき。

ロ| 当該清算株式会社が、当該譲渡がその効力を生ずる日に

のは「清算人又は監査役」と読み替えるものとする。

6 (同上)

第八款 適用除外等

第五百九条 (同上)

(新設)

2| (同上)

(事業の譲渡の制限等)

第五百三十六条 特別清算開始の命令があつた場合には、清算株式会社が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

一・二 (同上)

(新設)



において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

2・3 (略)

(信託財産に属する社債についての対抗要件等)

第六百九十五条の二 社債については、当該社債が信託財産に属する旨を社債原簿に記載し、又は記録しなければ、当該社債が信託財産に属することを社債発行会社その他の第三者に対抗することができない。

2 第六百八十一条第四号の社債権者は、その有する社債が信託財産に属するときは、社債発行会社に対し、その旨を社債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3・4 (略)

(持分会社の組織変更計画)

第七百四十六条 (略)

2 組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

(持分会社の組織変更の効力の発生等)

第七百四十七条 (略)

2・3 (同上)

(信託財産に属する社債についての対抗要件等)

第六百九十五条の二 社債については、当該社債が信託財産に属する旨を社債原簿に記載し、又は記録しなければ、当該社債が信託財産に属することを株式会社その他の第三者に対抗することができない。

2 第六百八十一条第四号の社債権者は、その有する社債が信託財産に属するときは、株式会社に対し、その旨を社債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3・4 (同上)

(持分会社の組織変更計画)

第七百四十六条 (同上)

(新設)

(持分会社の組織変更の効力の発生等)

第七百四十七条 (同上)

2 組織変更をする持分会社は、効力発生日に、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする持分会社の社員は、効力発生日に、前条第一項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

4 次の各号に掲げる場合には、組織変更をする持分会社の社員は、効力発生日に、前条第一項第八号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 前条第一項第七号イに掲げる事項についての定めがある場合  
合 同号イの社債の社債権者

二 前条第一項第七号ロに掲げる事項についての定めがある場合  
合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 前条第一項第七号ハに掲げる事項についての定めがある場合  
合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

5 (略)

(株式会社を設立する新設合併契約)  
第七百五十三条 (略)

2 新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社である場合に

2 組織変更をする持分会社は、効力発生日に、前条第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする持分会社の社員は、効力発生日に、前条第六号に掲げる事項についての定めに従い、同条第五号の株式の株主となる。

4 次の各号に掲げる場合には、組織変更をする持分会社の社員は、効力発生日に、前条第八号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 前条第七号イに掲げる事項についての定めがある場合  
同号イの社債の社債権者

二 前条第七号ロに掲げる事項についての定めがある場合  
同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 前条第七号ハに掲げる事項についての定めがある場合  
同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

5 (同上)

(株式会社を設立する新設合併契約)  
第七百五十三条 (同上)

(新設)

は、前項第四号に掲げる事項は、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して定めなければならない。

3| 第一項に規定する場合において、新設合併消滅株式会社の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、新設合併消滅会社は、新設合併消滅株式会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第七号に掲げる事項（新設合併消滅株式会社の株主に係る事項に限る。次項において同じ。）として次に掲げる事項を定めることができる。

一・二 (略)

4| 5| (略)

(株式会社)に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等)

第七百五十九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第七百八十九条第一項第二号（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者であつて、第七百八十九条第二項（第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の各別の催告を受けなかったもの（第七百八十九条第三項（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務

2| 前項に規定する場合において、新設合併消滅株式会社の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、新設合併消滅会社は、新設合併消滅株式会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第七号に掲げる事項（新設合併消滅株式会社の株主に係る事項に限る。次項において同じ。）として次に掲げる事項を定めることができる。

一・二 (同上)

3| 4| (同上)

(株式会社)に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等)

第七百五十九条 (同上)

2 前項の規定にかかわらず、第七百八十九条第一項第二号（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者（第七百八十九条第二項（第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の各別の催告をしなければならないものに限る。次項において同じ。）が第七百八十九条第二項の各別の催告を受けなかった場合には、当該債権者は、吸収分割契約に

の債権者であるものに限る。次項において同じ。）は、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、吸収分割会社に対して、吸収分割会社が効力発生日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、第七百八十九条第一項第二号の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者であつて、同条第二項の各別の催告を受けなかったものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継株式会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、吸収分割承継株式会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、吸収分割会社が吸収分割承継株式会社<sup>1</sup>に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを<sup>2</sup>知って吸収分割をした場合には、残存債権者は、吸収分割承継株式会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、吸収分割承継株式会社が吸収分割の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

において吸収分割後に吸収分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、吸収分割会社に対して、吸収分割会社が効力発生日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、第七百八十九条第一項第二号の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者が同条第二項の各別の催告を受けなかった場合には、当該債権者は、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継株式会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、吸収分割承継株式会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

（新設）

5| 前項の規定は、前条第八号に掲げる事項についての定めがある場合には、適用しない。

(新設)

6| 吸収分割承継株式会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、吸収分割会社が残存債権者を害することを知って吸収分割をしたことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。効力発生日から二十年を経過したときも、同様とする。

(新設)

7| 吸収分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときは、残存債権者は、吸収分割承継株式会社に対して第四項の規定による請求をする権利を行使することができない。

(新設)

8| 5| 10| (略)

4| 5| 6| (同上)

(持分会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等)  
第七百六十一条 (略)

(持分会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等)  
第七百六十一条 (同上)

2 前項の規定にかかわらず、第七百八十九条第一項第二号(第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者であつて、第七百八十九条第二項(第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の各別の催告を受けなかったもの(第七百八十九

2 前項の規定にかかわらず、第七百八十九条第一項第二号(第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者(第七百八十九条第二項(第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。))の各別の催告をしなければならぬものに

条第三項（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）は、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、吸収分割会社に対して、吸収分割会社が効力発生日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、第七百八十九条第一項第二号の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者であつて、同条第二項の各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継持分会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、吸収分割承継持分会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、吸収分割会社が吸収分割承継持分会社に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知つて吸収分割をした場合には、残存債権者は、吸収分割承継持分会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、吸収分割承継持分会社が吸収分割の効力が

限る。次項において同じ。）が第七百八十九条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者は、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、吸収分割会社に対して、吸収分割会社が効力発生日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、第七百八十九条第一項第二号の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者が同条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者は、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継持分会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、吸収分割承継持分会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

（新設）

生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

5| 前項の規定は、前条第七号に掲げる事項についての定めがある場合には、適用しない。

6| 吸収分割承継持分会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、吸収分割会社が残存債権者を害することを知って吸収分割をしたことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。効力発生日から二十年を経過したときも、同様とする。

7| 吸収分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときは、残存債権者は、吸収分割承継持分会社に対して第四項の規定による請求をする権利を行使することができない。

8| 10| (略)

(株式会社を設立する新設分割計画)  
第七百六十三条 (略)

2| 新設分割設立株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して定めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

4| 6| (同上)

(株式会社を設立する新設分割計画)  
第七百六十三条 (同上)

(新設)

(株式会社を設立する新設分割の効力の発生等)

第七百六十四条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、第八十条第一項第二号(第八十条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。 )の規定により異議を述べることができる新設分割会社の債権者であつて、第八十条第二項(第三号を除き、第八十条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。 )の各別の催告を受けなかったもの(第八十条第三項(第八十条第二項において準用する場合を含む。 )に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。 )は、新設分割計画において新設分割後に新設分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、新設分割会社に対して、新設分割会社が新設分割設立株式会社の成立の日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

- 3 第一項の規定にかかわらず、第八十条第一項第二号の規定により異議を述べることができる新設分割会社の債権者であつて、同条第二項の各別の催告を受けなかったものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立株式会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつ

(株式会社を設立する新設分割の効力の発生等)

第七百六十四条 (同上)

- 2 前項の規定にかかわらず、第八十条第一項第二号(第八十条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。 )の規定により異議を述べることができる新設分割会社の債権者(第八十条第二項(第三号を除き、第八十条第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。 )の各別の催告をしなければならないものに限る。次項において同じ。 )が第八十条第二項の各別の催告を受けなかった場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、新設分割会社に対して、新設分割会社が新設分割設立株式会社の成立の日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

- 3 第一項の規定にかかわらず、第八十条第一項第二号の規定により異議を述べることができる新設分割会社の債権者が同条第二項の各別の催告を受けなかった場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立株式会社に対して債務の履行を請求することができないものとされていると



ても、新設分割設立株式会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4| 第一項の規定にかかわらず、新設分割会社が新設分割設立株式会社に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知って新設分割をした場合には、残存債権者は、新設分割設立株式会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

5| 前項の規定は、前条第一項第十二号に掲げる事項についての定めがある場合には、適用しない。

6| 新設分割設立株式会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、新設分割会社が残存債権者を害することを知って新設分割をしたことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。新設分割設立株式会社の成立の日から二十年を経過したときも、同様とする。

7| 新設分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときは、残存債権者は、新設分割設立株式会社に対して第四項の規定による請求をする権利を行使することができない。

8| 前条第一項に規定する場合には、新設分割会社は、新設分割

きであっても、新設分割設立株式会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

4| 前条に規定する場合には、新設分割会社は、新設分割設立株

設立株式会社の成立の日に、新設分割計画の定めに従い、同項第六号の株式の株主となる。

9| 次の各号に掲げる場合には、新設分割会社は、新設分割設立株式会社の成立の日に、新設分割計画の定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 前条第一項第八号イに掲げる事項についての定めがある場合  
合 同号イの社債の社債権者

二 前条第一項第八号ロに掲げる事項についての定めがある場合  
合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 前条第一項第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合  
合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

10| 二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をする場合における前二項の規定の適用については、第八項中「新設分割計画の定め」とあるのは「同項第七号に掲げる事項についての定め」と、前項中「新設分割計画の定め」とあるのは「前条第一項第九号に掲げる事項についての定め」とする。

11| 前条第一項第十号に規定する場合には、新設分割設立株式会社の成立の日に、新設分割計画新株予約権は、消滅し、当該新設分割計画新株予約権の新株予約権者は、同項第十一号に掲げる事項についての定めに従い、同項第十号ロの新設分割設立株

株式会社の成立の日に、新設分割計画の定めに従い、同条第六号の株式の株主となる。

5| 次の各号に掲げる場合には、新設分割会社は、新設分割設立株式会社の成立の日に、新設分割計画の定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 前条第八号イに掲げる事項についての定めがある場合  
同 号イの社債の社債権者

二 前条第八号ロに掲げる事項についての定めがある場合  
同 号ロの新株予約権の新株予約権者

三 前条第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合  
同 号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

6| 二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をする場合における前二項の規定の適用については、第四項中「新設分割計画の定め」とあるのは「同条第七号に掲げる事項についての定め」と、前項中「新設分割計画の定め」とあるのは「前条第九号に掲げる事項についての定め」とする。

7| 前条第十号に規定する場合には、新設分割設立株式会社の成立の日に、新設分割計画新株予約権は、消滅し、当該新設分割計画新株予約権の新株予約権者は、同条第十一号に掲げる事項についての定めに従い、同条第十号ロの新設分割設立株式会社

式会社の新株予約権の新株予約権者となる。

(持分会社を設立する新設分割の効力の発生等)

第七百六十六条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、第八十条第一項第二号(第八百十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により異議を述べることができる新設分割会社の債権者であつて、第八百十條第二項(第三号を除き、第八百十三條第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の各別の催告を受けなかつたもの(第八百十條第三項(第八百十三條第二項において準用する場合を含む。)に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。)は、新設分割計画において新設分割後に新設分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、新設分割会社に対して、新設分割会社が新設分割設立持分会社の成立の日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

- 3 第一項の規定にかかわらず、第八十条第一項第二号の規定により異議を述べることができる新設分割会社の債権者であつて、同条第二項の各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立持分会社に対して債務

の新株予約権の新株予約権者となる。

(持分会社を設立する新設分割の効力の発生等)

第七百六十六条 (同上)

- 2 前項の規定にかかわらず、第八十条第一項第二号(第八百十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により異議を述べることができる新設分割会社の債権者(第八百十條第二項(第三号を除き、第八百十三條第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の各別の催告をしなければならないものに限る。次項において同じ。)が第八百十條第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、新設分割会社に対して、新設分割会社が新設分割設立持分会社の成立の日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

- 3 第一項の規定にかかわらず、第八十条第一項第二号の規定により異議を述べることができる新設分割会社の債権者が同条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立持分会社に対

の履行を請求することができないものとされているときであっても、新設分割設立持分会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、新設分割会社が新設分割設立持分会社に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知って新設分割をした場合には、残存債権者は、新設分割設立持分会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

5 前項の規定は、前条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある場合には、適用しない。

6 新設分割設立持分会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、新設分割会社が残存債権者を害することを知って新設分割をしたことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。新設分割設立持分会社の成立の日から二十年を経過したときも、同様とする。

7 新設分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときは、残存債権者は、新設分割設立持分会社に対して第四項の規定による請求をする権利を行使することができない。

して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、新設分割設立持分会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

8 | 10 | (略)

(株式移転計画)

第七百七十三条 (略)

2 | 株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して定めなければならない。

3 | 第一項に規定する場合において、株式移転完全子会社が種類株式発行会社であるときは、株式移転完全子会社は、その発行する種類の株式の内容に応じ、同項第六号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

一・二 (略)

4 | 5 | (略)

(新株予約権買取請求)

第七百七十七条 (略)

2 | 5 | (略)

6 | 新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、組織変更をする株式会社に対し、その新株予約権証券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権証券に

4 | 6 | (同上)

(株式移転計画)

第七百七十三条 (同上)

(新設)

2 | 前項に規定する場合において、株式移転完全子会社が種類株式発行会社であるときは、株式移転完全子会社は、その発行する種類の株式の内容に応じ、同項第六号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

一・二 (同上)

3 | 4 | (同上)

(新株予約権買取請求)

第七百七十七条 (同上)

2 | 5 | (同上)

(新設)

ついて非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

7| 新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、組織変更をする株式会社に対し、その新株予約権付社債券を提出しなければならぬ。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

8| 9| (略)

10| 第二百六十条の規定は、新株予約権買取請求に係る新株予約権については、適用しない。

(新株予約権の価格の決定等)

第七百七十八条 (略)

2 (略)

3 前条第八項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、新株予約権者は、いつでも、新株予約権買取請求を撤回することができる。

4 (略)

5| 組織変更をする株式会社は、新株予約権の価格の決定がある

(新設)

6| 7| (同上)

(新設)

(新株予約権の価格の決定等)

第七百七十八条 (同上)

2 (同上)

3 前条第六項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、新株予約権者は、いつでも、新株予約権買取請求を撤回することができる。

4 (同上)

(新設)

までは、新株予約権者に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6 | 5 | 8 | (略)

(吸収合併契約等の承認等)

第七百八十三条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行会社でない場合において、吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等(以下この条及び次条第一項において「合併対価等」という。)の全部又は一部が持分等(持分会社の持分その他これに準ずるものとして法務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)であるときは、吸収合併契約又は株式交換契約について吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社の総株主の同意を得なければならない。

3・4 (略)

5 消滅株式会社等は、効力発生日の二十日前までに、その登録株式質権者(次条第二項に規定する場合における登録株式質権者を除く。)及び第七百八十七条第三項各号に定める新株予約権の登録新株予約権質権者に対し、吸収合併等をする旨を通知しなければならない。

6 (略)

5 | 5 | 7 | (同上)

(吸収合併契約等の承認等)

第七百八十三条 (同上)

2 前項の規定にかかわらず、吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行会社でない場合において、吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等(以下この条において「合併対価等」という。)の全部又は一部が持分等(持分会社の持分その他これに準ずるものとして法務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)であるときは、吸収合併契約又は株式交換契約について吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社の総株主の同意を得なければならない。

3・4 (同上)

5 消滅株式会社等は、効力発生日の二十日前までに、その登録株式質権者(次条第三項に規定する場合における登録株式質権者を除く。)及び第七百八十七条第三項各号に定める新株予約権の登録新株予約権質権者に対し、吸収合併等をする旨を通知しなければならない。

6 (同上)

(吸収合併契約等の承認を要しない場合)

第七百八十四条 (略)

(削る)

- 2| 前条の規定は、吸収分割により吸収分割承継会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を吸収分割株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合には、適用しない。

(吸収合併等をやめることの請求)

第七百八十四条の二 次に掲げる場合において、消滅株式会社等

(吸収合併契約等の承認を要しない場合)

第七百八十四条 (同上)

- 2| 前項本文に規定する場合において、次に掲げる場合であつて、消滅株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、吸収合併等をやめることを請求することができる。

一 当該吸収合併等が法令又は定款に違反する場合

- 二 第七百四十九条第一項第二号若しくは第三号、第七百五十一条第一項第三号若しくは第四号、第七百五十八条第四号、第七百六十条第四号若しくは第五号、第七百六十八条第一項第二号若しくは第三号又は第七百七十条第一項第三号若しくは第四号に掲げる事項が消滅株式会社等又は存続会社等の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当である場合

- 3| 前条及び前項の規定は、吸収分割により吸収分割承継会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を吸収分割株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合には、適用しない。

(新設)



の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、吸収合併等をやめることを請求することができる。ただし、前条第二項に規定する場合は、この限りでない。

一 当該吸収合併等が法令又は定款に違反する場合

二 前条第一項本文に規定する場合において、第七百四十九条第一項第二号若しくは第三号、第七百五十一条第一項第三号若しくは第四号、第七百五十八条第四号、第七百六十条第四号若しくは第五号、第七百六十八条第一項第二号若しくは第三号又は第七百七十条第一項第三号若しくは第四号に掲げる事項が消滅株式会社等又は存続会社等の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるとき。

(反対株主の株式買取請求)

第七百八十五条 吸収合併等をする場合（次に掲げる場合を除く。）には、反対株主は、消滅株式会社等に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることが請求することができる。

一 (略)

二 第七百八十四条第二項に規定する場合

2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主（第七百八十三条第四項に規定する場合における同項に規定する持分等の割当てを受ける株主を

(反対株主の株式買取請求)

第七百八十五条 吸収合併等をする場合（次に掲げる場合を除く。）には、反対株主は、消滅株式会社等に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることが請求することができる。

一 (同上)

二 前条第三項に規定する場合

2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主（第七百八十三条第四項に規定する場合における同項に規定する持分等の割当てを受ける株主を

除く。)をいう。

一 (略)

二 前号に規定する場合以外の場合 全ての株主(第七百八十

四條第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を  
除く。)

3 消滅株式会社等は、効力発生日の二十日前までに、その株主  
(第七百八十三条第四項に規定する場合における同項に規定す  
る持分等の割当てを受ける株主及び第七百八十四条第一項本文  
に規定する場合における当該特別支配会社を除く。)に対し、  
吸収合併等をする旨並びに存続会社等の商号及び住所を通知し  
なければならない。ただし、第一項各号に掲げる場合は、この  
限りでない。

4・5 (略)

6 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようと  
するときは、当該株式の株主は、消滅株式会社等に対し、当該  
株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券  
について第二百二十三条の規定による請求をした者については  
この限りでない。

7・8 (略)

9 第三百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については  
適用しない。

除く。)をいう。

一 (同上)

二 前号に規定する場合以外の場合 すべての株主

3 消滅株式会社等は、効力発生日の二十日前までに、その株主  
(第七百八十三条第四項に規定する場合における同項に規定す  
る持分等の割当てを受ける株主を除く。)に対し、吸収合併等  
をする旨並びに存続会社等の商号及び住所を通知しなければな  
らない。ただし、第一項各号に掲げる場合は、この限りでない  
。

4・5 (同上)

(新設)

6・7 (同上)

(新設)

|                             |        |  |        |   |  |        |                             |        |   |
|-----------------------------|--------|--|--------|---|--|--------|-----------------------------|--------|---|
| (株式の価格の決定等)<br>第七百八十六条 (略)  | 2 (略)  | 3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。 | 4 (略)  | 5 消滅株式会社等は、株式の価格の決定があるまでは、株主に對し、当該消滅株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができない。 | 6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。                              | 7 (略)  | (新株予約権買取請求)<br>第七百八十七条 (略)  | 2 (略)  | 6 新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権証券を提出 |
| (株式の価格の決定等)<br>第七百八十六条 (同上) | 2 (同上) | 3 前条第六項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。 | 4 (同上) | (新設)  | 5 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日(吸収分割をする場合にあつては、当該株式の代金の支払の時)に、その効力を生ずる。 | 6 (同上) | (新株予約権買取請求)<br>第七百八十七条 (同上) | 2 (同上) | (新設)  |

しなければならない。ただし、当該新株予約権証券について非訟事件手続法第一百四十一条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

7| 新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権付社債券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第一百四十一条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

8| 9| (略)

10| 第二百六十条の規定は、新株予約権買取請求に係る新株予約権については、適用しない。

(新株予約権の価格の決定等)

第七百八十八条 (略)

2 (略)

3 前条第八項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、新株予約権者は、いつでも、新株予約権買取請求を撤回することができる。

4 (略)

(新設)

6| 7| (同上)

(新設)

(新株予約権の価格の決定等)

第七百八十八条 (同上)

2 (同上)

3 前条第六項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、新株予約権者は、いつでも、新株予約権買取請求を撤回することができる。

4 (同上)

5| 消滅株式会社等は、新株予約権の価格の決定があるまでは、新株予約権者に対し、当該消滅株式会社等が公正な価格と認められる額を支払うことができる。

6| 新株予約権買取請求に係る新株予約権の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

7| 8| (略)

(剰余金の配当等に関する特則)

第七百九十二条 第四百四十五条第四項、第四百五十八条及び第二編第五章第六節の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

一・二 (略)

(吸収合併契約等の承認を要しない場合等)

(新設)

5| 新株予約権買取請求に係る新株予約権の買取りは、次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定める時に、その効力を生ずる。

一| 前条第一項第一号に定める新株予約権 効力発生日

二| 前条第一項第二号に掲げる新株予約権 効力発生日

三| 前条第一項第二号に掲げる新株予約権 当該新株予約権の代金の支払の時

四| 前条第一項第三号に掲げる新株予約権 効力発生日

五| 前条第一項第三号に掲げる新株予約権 当該新株予約権の代金の支払の時

6| 7| (同上)

(剰余金の配当等に関する特則)

第七百九十二条 第四百五十八条及び第二編第五章第六節の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

一・二 (同上)

(吸収合併契約等の承認を要しない場合等)

第七百九十六条 (略)

(削る)

- 2| 前条第一項から第三項までの規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を存続株式会社等の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、同条第二項各号に掲げる場合又は前項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

一・二 (略)

- 3| 前項本文に規定する場合において、法務省令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が第七百九十七条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告の日から二週間以内に吸収合併等に反対する旨を存続株式会社等に対し通知したときは、

第七百九十六条 (同上)

- 2| 前項本文に規定する場合において、次に掲げる場合であつて、  
存続株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、  
存続株式会社等の株主は、存続株式会社等に対し、吸収合併等をやめることを請求することができる。

一 当該吸収合併等が法令又は定款に違反する場合

二 第七百四十九条第一項第二号若しくは第三号、第七百五十八号第四号又は第七百六十八号第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項が存続株式会社等又は消滅会社等の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当である場合

- 3| 前条第一項から第三項までの規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を存続株式会社等の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、同条第二項各号に掲げる場合又は第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

一・二 (同上)

- 4| 前項本文に規定する場合において、法務省令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が次条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告の日から二週間以内に吸収合併等に反対する旨を存続株式会社等に対し通知したときは、当該存続株

当該存続株式会社等は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、吸収合併契約等の承認を受けなければならない。

(吸収合併等をやめることの請求)

第七百九十六条の二 次に掲げる場合において、存続株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、存続株式会社等の株主は、存続株式会社等に対し、吸収合併等をやめることを請求することができる。ただし、前条第二項本文に規定する場合（第七百九十五条第二項各号に掲げる場合及び前条第一項ただし書又は第三項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

一 当該吸収合併等が法令又は定款に違反する場合

二 前条第一項本文に規定する場合において、第七百四十九条第一項第二号若しくは第三号、第七百五十八条第四号又は第七百六十八条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項が存続株式会社等又は消滅会社等の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるとき。

(反対株主の株式買取請求)

第七百九十七条 吸収合併等をする場合には、反対株主は、存続株式会社等に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取る

株式会社等は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、吸収合併契約等の承認を受けなければならない。

(新設)

(反対株主の株式買取請求)

第七百九十七条 吸収合併等をする場合には、反対株主は、存続株式会社等に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取る

ことを請求することができる。ただし、第七百九十六条第二項本文に規定する場合（第七百九十五条第二項各号に掲げる場合及び第七百九十六条第一項ただし書又は第三項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

一 (略)

二 前号に規定する場合以外の場合 全ての株主（第七百九十六条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）

3 存続株式会社等は、効力発生日の二十日前までに、その株主（第七百九十六条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）に対し、吸収合併等をする旨並びに消滅会社等の商号及び住所（第七百九十五条第三項に規定する場合にあっては、吸収合併等をする旨、消滅会社等の商号及び住所並びに同項の株式に関する事項）を通知しなければならない。

4・5 (略)

6 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、存続株式会社等に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

ことを請求することができる。

2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

一 (同上)

二 前号に規定する場合以外の場合 すべての株主

3 存続株式会社等は、効力発生日の二十日前までに、その株主に対し、吸収合併等をする旨並びに消滅会社等の商号及び住所（第七百九十五条第三項に規定する場合にあっては、吸収合併等をする旨、消滅会社等の商号及び住所並びに同項の株式に関する事項）を通知しなければならない。

4・5 (同上)

(新設)



|  |  |  |            |
|--|--|--|------------|
| 7・8<br>(略)   | 9  第三百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。   | 6  7 <br>(新設)<br>(同上)  | (新設)       |
| (株式の価格の決定等)<br>第七百九十八条 (略)   | 2<br>(略)                                 | (株式の価格の決定等)<br>第七百九十八条 (同上)  | (同上)       |
| 3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。 | 4<br>(略)                                 | 3 前条第六項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。 | 4<br>(同上)  |
| 5  存続株式会社等は、株式の価格の決定があるまでは、株主に<br>対し、当該存続株式会社等が公正な価格と認める額を支払うこ<br>とができる。                       | 6  株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効<br>力を生ずる。 | (新設)   | (新設)       |
| 7 <br>(略)  | (新設合併契約等の承認)<br>第八百四条 (略)                | 5  株式買取請求に係る株式の買取りは、当該株式の代金の支払<br>の時に、その効力を生ずる。  | 6 <br>(同上) |
| 2<br>(略)   | (新設合併契約等の承認)<br>第八百四条 (略)                | (新設合併契約等の承認)<br>第八百四条 (同上)   | 2<br>(同上)  |

3 新設合併消滅株式会社又は株式移転完全子会社が種類株式発行会社である場合において、新設合併消滅株式会社又は株式移転完全子会社の株主に対して交付する新設合併設立株式会社又は株式移転設立完全親会社の株式等の全部又は一部が譲渡制限株式等であるときは、当該新設合併又は株式移転は、当該譲渡制限株式等の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

4・5 (略)

(新設合併等をやめることの請求)

第八百五条の二 新設合併等が法令又は定款に違反する場合において、消滅株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、当該新設合併等をやめることを請求することができる。ただし、前条に規定する場合は、この限りでない。

(反対株主の株式買取請求)

3 新設合併消滅株式会社又は株式移転完全子会社が種類株式発行会社である場合において、新設合併消滅株式会社又は株式移転完全子会社の株主に対して交付する新設合併設立株式会社又は株式移転設立完全親会社の株式等の全部又は一部が譲渡制限株式等であるときは、当該新設合併又は株式移転は、当該譲渡制限株式等の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

4・5 (同上)

(新設)

(反対株主の株式買取請求)

第八百六条 新設合併等をする場合（次に掲げる場合を除く。）

には、反対株主は、消滅株式会社等に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることが請求することができる。

一 （略）

二 第八百五条に規定する場合

2 5 （略）

6| 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、消滅株式会社等に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

7| 8| （略）

9| 第三百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

（株式の価格の決定等）

第八百七条 （略）

2 （略）

3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、設立会社の成立の日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

第八百六条 新設合併等をする場合（次に掲げる場合を除く。）

には、反対株主は、消滅株式会社等に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることが請求することができる。

一 （同上）

二 前条に規定する場合

2 5 （同上）

（新設）

6| 7| （同上）

（新設）

（株式の価格の決定等）

第八百七条 （同上）

2 （同上）

3 前条第六項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、設立会社の成立の日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4 (略)

5| 消滅株式会社等は、株式の価格の決定があるまでは、株主に  
対し、当該消滅株式会社等が公正な価格と認める額を支払うこ  
とができる。

6| 株式買取請求に係る株式の買取りは、設立会社の成立の日に  
、その効力を生ずる。

7| (略)

(新株予約権買取請求)

第八百八条 次の各号に掲げる行為をする場合には、当該各号に  
定める消滅株式会社等の新株予約権の新株予約権者は、消滅株  
式会社等に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買  
取することを請求することができる。

一 (略)

二 新設分割(新設分割設立会社が株式会社である場合に限る  
。 ) 次に掲げる新株予約権のうち、第七百六十三条第一項  
第十号又は第十一号に掲げる事項についての定めが第二百三  
十六条第一項第八号の条件(同号ハに関するものに限る。 )  
に合致する新株予約権以外の新株予約権

イ・ロ (略)

三 (略)

4 (同上)

(新設)

5| 株式買取請求に係る株式の買取りは、設立会社の成立の日( )  
新設分割をする場合にあっては、当該株式の代金の支払の時)  
に、その効力を生ずる。

6| (同上)

(新株予約権買取請求)

第八百八条 次の各号に掲げる行為をする場合には、当該各号に  
定める消滅株式会社等の新株予約権の新株予約権者は、消滅株  
式会社等に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買  
取することを請求することができる。

一 (同上)

二 新設分割(新設分割設立会社が株式会社である場合に限る  
。 ) 次に掲げる新株予約権のうち、第七百六十三条第十号  
又は第十一号に掲げる事項についての定めが第二百三十六  
条第一項第八号の条件(同号ハに関するものに限る。 )に合致  
する新株予約権以外の新株予約権

イ・ロ (同上)

三 (同上)

255 (略)

6| 新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権証券を提出しなければならぬ。ただし、当該新株予約権証券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

7| 新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権付社債券を提出しなければならぬ。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

8・9| (略)

10| 第二百六十条の規定は、新株予約権買取請求に係る新株予約権については、適用しない。

(新株予約権の価格の決定等)

第八百九条 (略)

2 (略)

3 前条第八項の規定にかかわらず、前項に規定する場合におい

255 (同上)

(新設)

(新設)

6・7| (同上)

(新設)

(新株予約権の価格の決定等)

第八百九条 (同上)

2 (同上)

3 前条第六項の規定にかかわらず、前項に規定する場合におい

て、設立会社の成立の日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、新株予約権者は、いつでも、新株予約権買取請求を撤回することができる。

4 (略)

5 消滅株式会社等は、新株予約権の価格の決定があるまでは、新株予約権者に対し、当該消滅株式会社等が公正な価格と認められる額を支払うことができる。

6 新株予約権買取請求に係る新株予約権の買取りは、設立会社の成立の日、その効力を生ずる。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

7・8 (略)

て、設立会社の成立の日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、新株予約権者は、いつでも、新株予約権買取請求を撤回することができる。

4 (同上)

(新設)

5 新株予約権買取請求に係る新株予約権の買取りは、次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定める時に、その効力を生ずる。

一 前条第一項第一号に定める新株予約権 新設合併設立会社の成立の日

二 前条第一項第二号イに掲げる新株予約権 新設分割設立会社の成立の日

三 前条第一項第二号ロに掲げる新株予約権 当該新株予約権の代金の支払の時

四 前条第一項第三号イに掲げる新株予約権 株式移転設立完全親会社の成立の日

五 前条第一項第三号ロに掲げる新株予約権 当該新株予約権の代金の支払の時

6・7 (同上)

(債権者の異議)

第八百十條 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める債権者は、消滅株式会社等に対し、新設合併等について異議を述べることができる。

一 (略)

二 新設分割をする場合 新設分割後新設分割株式会社に対して債務の履行(当該債務の保証人として新設分割設立会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。)を請求することができない新設分割株式会社の債権者(第七百六十三条第一項第十二号又は第七百六十五条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある場合)については、新設分割株式会社の債権者)

三 (略)

255 (略)

(剰余金の配当等に関する特則)

第八百十二條 第四百四十五條第四項、第四百五十八條及び第二編第五章第六節の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

一 第七百六十三條第一項第十二号イ又は第七百六十五条第一項第八号イの株式の取得

二 第七百六十三條第一項第十二号ロ又は第七百六十五条第一

(債権者の異議)

第八百十條 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める債権者は、消滅株式会社等に対し、新設合併等について異議を述べることができる。

一 (同上)

二 新設分割をする場合 新設分割後新設分割株式会社に対して債務の履行(当該債務の保証人として新設分割設立会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。)を請求することができない新設分割株式会社の債権者(第七百六十三條第十二号又は第七百六十五条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある場合)については、新設分割株式会社の債権者)

三 (同上)

255 (同上)

(剰余金の配当等に関する特則)

第八百十二條 第四百五十八條及び第二編第五章第六節の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

一 第七百六十三條第十二号イ又は第七百六十五条第一項第八号イの株式の取得

二 第七百六十三條第十二号ロ又は第七百六十五条第一項第八

項第八号口の剰余金の配当

第二目 持分会社の手続

第八百十三条 (略)

2 第八百十条(第一項第三号及び第二項第三号を除く。)の規定は、新設合併消滅持分会社又は合同会社である新設分割会社(以下この節において「新設分割合同会社」という。)について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「債権者(第七百六十三条第一項第十二号又は第七百六十五条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、新設分割株式会社の債権者)」とあるのは「債権者」と、同条第三項中「消滅株式会社等」とあるのは「新設合併消滅持分会社(新設合併設立会社が株式会社又は合同会社である場合にあつては、合同会社に限る。)」又は新設分割合同会社」と読み替えるものとする。

(株式会社の設立の特則)

第八百十四条 第二編第一章(第二十七条(第四号及び第五号を除く。))、第二十九条、第三十一条、第三十七条第三項、第三十九条、第六節及び第四十九条を除く。)の規定は、新設合併設立株式会社、新設分割設立株式会社又は株式移転設立完全親会社(以下この目において「設立株式会社」という。)の設立

号口の剰余金の配当

第二目 持分会社の手続

第八百十三条 (同上)

2 第八百十条(第一項第三号及び第二項第三号を除く。)の規定は、新設合併消滅持分会社又は合同会社である新設分割会社(以下この節において「新設分割合同会社」という。)について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「債権者(第七百六十三条第十二号又は第七百六十五条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、新設分割株式会社の債権者)」とあるのは「債権者」と、同条第三項中「消滅株式会社等」とあるのは「新設合併消滅持分会社(新設合併設立会社が株式会社又は合同会社である場合にあつては、合同会社に限る。)」又は新設分割合同会社」と読み替えるものとする。

(株式会社の設立の特則)

第八百十四条 第二編第一章(第二十七条(第四号及び第五号を除く。))、第二十九条、第三十一条、第三十九条、第六節及び第四十九条を除く。)の規定は、新設合併設立株式会社、新設分割設立株式会社又は株式移転設立完全親会社(以下この目において「設立株式会社」という。)の設立については、適用し



については、適用しない。

2 (略)

(会社の組織に関する行為の無効の訴え)

第八百二十八条 (略)

2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

一 前項第一号に掲げる行為 設立する株式会社の株主等（株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては株主、取締役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）又は設立する持分会社の社員等（社員又は清算人をいう。以下この項において同じ。）

二 十一 (略)

十二 前項第十二号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において株式移転をする株式会社の株主等であつた者又は株式移転により設立する株式会社の株主等、破産管財人若しくは株式移転について承認をしなかつた債権者

(株主総会等の決議の取消しの訴え)

第八百三十一条 次の各号に掲げる場合には、株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつて

ない。

2 (同上)

(会社の組織に関する行為の無効の訴え)

第八百二十八条 (同上)

2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

一 前項第一号に掲げる行為 設立する株式会社の株主等（株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）又は設立する持分会社の社員等（社員又は清算人をいう。以下この項において同じ。）

二 十一 (同上)

十二 前項第十二号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において株式移転をする株式会社の株主等であつた者又は株式移転により設立する株式会社の株主等

(株主総会等の決議の取消しの訴え)

第八百三十一条 次の各号に掲げる場合には、株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつて

は、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）は、株主総会等の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあつては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役を含む。）となる者も、同様とする。

一〇三 （略）

2 （略）

第一節の二 売渡株式等の取得の無効の訴え

（売渡株式等の取得の無効の訴え）

第八百四十六条の二 株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得の無効は、取得日（第四百七十九条の二第一項第五号に規定

は、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）は、株主総会等の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）となる者も、同様とする。

一〇三 （同上）

2 （同上）

（新設）

する取得日をいう。以下この条において同じ。）から六箇月以内（対象会社が公開会社でない場合にあつては、当該取得日から一年以内）に、訴えをもつてのみ主張することができる。

2) 前項の訴え（以下この節において「売渡株式等の取得の無効の訴え」という。）は、次に掲げる者に限り、提起することができる。

一 取得日において売渡株主（株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求がされた場合にあつては、売渡株主又は売渡新株予約権者。第八百四十六条の五第一項において同じ。）であつた者

二 取得日において対象会社の取締役（監査役設置会社にあつては取締役又は監査役、指名委員会等設置会社にあつては取締役又は執行役。以下この号において同じ。）であつた者又は対象会社の取締役若しくは清算人

（被告）

第八百四十六条の三 売渡株式等の取得の無効の訴えについては、特別支配株主を被告とする。

（訴えの管轄）

第八百四十六条の四 売渡株式等の取得の無効の訴えは、対象会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(担保提供命令)

第八百四十六条の五 売渡株式等の取得の無効の訴えについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該売渡株式等の取得の無効の訴えを提起した売渡株主に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該売渡株主が対象会社の取締役、監査役、執行役又は清算人であるときは、この限りでない。

2 被告は、前項の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

(弁論等の必要的併合)

第八百四十六条の六 同一の請求を目的とする売渡株式等の取得の無効の訴えに係る訴訟が数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

第八百四十六条の七 売渡株式等の取得の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

(無効の判決の効力)

第八百四十六条の八 売渡株式等の取得の無効の訴えに係る請求

を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされた売渡株式等の全部の取得は、将来に向かってその効力を失う。

（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）

第八百四十六条の九 売渡株式等の取得の無効の訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があったときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

（株主による責任追及等の訴え）

第八百四十七条 六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八百九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）は、株式会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等（第四百二十三条第一項に規定する役員等をいう。）若しくは清算人（以下この節において「発起人等」という。）の責任を追及する訴え、第二百二条の二第一項、第二百十二条第一項若しくは第二百八十五条第一項の規定による支払を求める訴え、第二百二十条第三項の利益の返還を求める訴え又は第二百十三条の二第一項若しくは第二百八十六条の二

（責任追及等の訴え）

第八百四十七条 六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八百九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）は、株式会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等（第四百二十三条第一項に規定する役員等をいう。）以下この条において同じ。）若しくは清算人の責任を追及する訴え、第二百二十条第三項の利益の返還を求める訴え又は第二百十二条第一項若しくは第二百八十五条第一項の規定による支払を求める訴え（以下この節において「責任追及等の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、

第一項の規定による支払若しくは給付を求める訴え（以下この節において「責任追及等の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

2・3 (略)

4 株式会社は、第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しない場合において、当該請求をした株主又は同項の発起人等から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及等の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならない。

5 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

責任追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

2・3 (同上)

4 株式会社は、第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しない場合において、当該請求をした株主又は同項の発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等若しくは清算人から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及等の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならない。

5 (同上)

6 第三項又は前項の責任追及等の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

7 株主が責任追及等の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の申立てにより、当該株主に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

8 被告が前項の申立てをするには、責任追及等の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

(旧株主による責任追及等の訴え)

第百四十七条の二 次の各号に掲げる行為の効力が生じた日の六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から当該日まで引き続き株式会社の株主であつた者（第百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主であつた者を除く。以下この条において「旧株主」という。）は、当該株式会社の株主でなくなつた場合であつても、当該各号に定めるときは、当該株式会社（第二号に定める場合にあつては、同号の吸収合併後存続する株式会社。以下この節において「株式交換等完全子会社」という。）に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、責任追及等の訴え（次の各号に掲げる行為の効力が生じた時まで、にその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限る。以下この条において同じ。）の提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該旧株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式交換等完全子会社若しくは次の各号の完全親会社（特定の株式会社の発行済株式の全部を有する株式会社その他これと同等のものとして法務省令で定める株式会社をいう。以下この節において同じ。）に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

一 当該株式会社の株式交換又は株式移転 当該株式交換又は株式移転により当該株式会社の完全親会社の株式を取得し、

(新設)

引き続き当該株式を有するとき。

二 当該株式会社が吸収合併により消滅する会社となる吸収合併 当該吸収合併により、吸収合併後存続する株式会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。

2 公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる行為の効力が生じた日の六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から当該日まで引き続き」とあるのは、「次の各号に掲げる行為の効力が生じた日において」とする。

3 旧株主は、第一項各号の完全親会社の株主でなくなった場合であつても、次に掲げるときは、株式交換等完全子会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、責任追及等の訴えの提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該旧株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式交換等完全子会社若しくは次の各号の株式を発行している株式会社<sup>9</sup>に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

一 当該完全親会社の株式交換又は株式移転により当該完全親会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。

二 当該完全親会社が合併により消滅する会社となる合併により、合併により設立する株式会社又は合併後存続する株式会



社若しくはその完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。

4| 前項の規定は、同項第一号（この項又は次項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合において、旧株主が同号の株式の株主でなくなったときについて準用する。

5| 第三項の規定は、同項第二号（前項又はこの項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合において、旧株主が同号の株式の株主でなくなったときについて準用する。この場合において、第三項（前項又はこの項において準用する場合を含む。）中「当該完全親会社」とあるのは、「合併により設立する株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社」と読み替えるものとする。

6| 株式交換等完全子会社が第一項又は第三項（前二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による請求（以下この条において「提訴請求」という。）の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該提訴請求をした旧株主は、株式交換等完全子会社のために、責任追及等の訴えを提起することができる。

7| 株式交換等完全子会社は、提訴請求の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しない場合において、当該提訴請求をした旧株主又は当該提訴請求に係る責任追及等の訴えの被告とな

ることとなる発起人等から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及等の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならない。

8 第一項、第三項及び第六項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により株式交換等完全子会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、提訴請求をすることができる旧株主は、株式交換等完全子会社のために、直ちに責任追及等の訴えを提起することができる。

9 株式交換等完全子会社に係る適格旧株主（第一項本文又は第三項本文の規定によれば提訴請求をすることができることとなる旧株主をいう。以下この節において同じ。）がある場合において、第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務を免除するときにおける第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百三十三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項ただし書、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「総株主」とあるのは、「総株主及び第八百四十七条の二第九項に規定する適格旧株主の全員」とする。

〔最終完全親会社等の株主による特定責任追及の訴え〕

第八百四十七条の三 六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式会社 of 最終完全親会社等（当該株式会社の完全親会社等であつて、その完全親会社等がないものをいう。以下この節において同じ。）の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の発行済株式（自己株式を除く。）の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の数の株式を有する株主は、当該株式会社に対し、書面その他の法律省令で定める方法により、特定責任に係る責任追及等の訴え（以下この節において「特定責任追及の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 特定責任追及の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社若しくは当該最終完全親会社等に損害を加えることを目的とする場合

二 当該特定責任の原因となつた事実によつて当該最終完全親会社等に損害が生じていない場合

2 前項に規定する「完全親会社等」とは、次に掲げる株式会社

（新設）

をいう。

一 完全親会社

二 株式会社の発行済株式の全部を他の株式会社及びその完全子会社等（株式会社がその株式又は持分の全部を有する法人をいう。以下この条及び第八百四十九条第三項において同じ。）又は他の株式会社の完全子会社等有する場合における

当該他の株式会社（完全親会社を除く。）

3| 前項第二号の場合において、同号の他の株式会社及びその完全子会社等又は同号の他の株式会社の完全子会社等が他の法人の株式又は持分の全部を有する場合における当該他の法人は、当該他の株式会社の完全子会社等とみなす。

4| 第一項に規定する「特定責任」とは、当該株式会社の発起人等の責任の原因となった事実が生じた日において最終完全親会社等及びその完全子会社等（前項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。次項及び第八百四十九条第三項において同じ。）における当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を超える場合における当該発起人等の責任をいう（第十項及び同条第七項において同じ。）。

5| 最終完全親会社等が、発起人等の責任の原因となった事実が生じた日において最終完全親会社等であった株式会社をその完

全子会社等としたものである場合には、前項の規定の適用については、当該最終完全親会社等であった株式会社を同項の最終完全親会社等とみなす。

6| 公開会社でない最終完全親会社等における第一項の規定の適用については、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式会社」とあるのは、「株式会社」とする。

7| 株式会社が第一項の規定による請求の日から六十日以内に特定責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした最終完全親会社等の株主は、株式会社のために、特定責任追及の訴えを提起することができる。

8| 株式会社は、第一項の規定による請求の日から六十日以内に特定責任追及の訴えを提起しない場合において、当該請求をした最終完全親会社等の株主又は当該請求に係る特定責任追及の訴えの被告となることとなる発起人等から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、特定責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならない。

9| 第一項及び第七項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、第一項に規定する株主は、株式会社のために、直ちに特定責任追及の訴えを提起することができる。ただし、

同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

10 株式会社<sup>1</sup>に最終完全親会社等がある場合において、特定責任を免除するときにおける第五十五条、第三百三条第三項、第二百一十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項ただし書、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「総株主」とあるのは、「総株主及び株式会社<sup>2</sup>の第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等の総株主」とする。

（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）

第八百四十七条の四 第八百四十七条第三項若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項の責任追及等の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

2 株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）が責任追及等の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の申立てにより、当該株主等に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

3 被告が前項の申立てをするには、責任追及等の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

（新設）

(訴えの管轄)

第八百四十八条 責任追及等の訴えは、株式会社又は株式交換等完全子会社(以下この節において「株式会社等」という。)の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(訴訟参加)

第八百四十九条 株主等又は株式会社等は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及等の訴え(適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時まで)にその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るもの限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。)に係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなるとき、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

2| 次の各号に掲げる者は、株式会社等の株主でない場合であっても、当事者の一方を補助するため、当該各号に定める者が提起した責任追及等の訴えに係る訴訟に参加することができる。ただし、前項ただし書に規定するときは、この限りでない。

一| 株式交換等完全親会社(第八百四十七条の二第一項各号に定める場合又は同条第三項第一号(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))若

(訴えの管轄)

第八百四十八条 責任追及等の訴えは、株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(訴訟参加)

第八百四十九条 株主又は株式会社は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなるとき、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

(新設)

しくは第二号（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に掲げる場合における株式交換等完全子会社の完全親会社（同条第一項各号に掲げる行為又は同条第三項第一号の株式交換若しくは株式移転若しくは同項第二号の合併の効力が生じた時においてその完全親会社があるものを除く。）であつて、当該完全親会社の株式交換若しくは株式移転又は当該完全親会社が合併により消滅する会社となる合併によりその完全親会社となつた株式会社がいないものをいう。以下この条において同じ。） 適格旧株主

二 最終完全親会社等 当該最終完全親会社等の株主

3 株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役員及び清算人並びにこれらの者であつた者を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加するには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。

一 (略)

二 監査等委員会設置会社 各監査等委員

三 指名委員会等設置会社 各監査委員

2 株式会社が、取締役（監査委員を除く。）、執行役員及び清算人並びにこれらの者であつた者を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加するには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。

一 (同上)

(新設)

二 委員会設置会社 各監査委員



4| 株主等は、責任追及等の訴えを提起したときは、遅滞なく、当該株式会社等に対し、訴訟告知をしなければならぬ。

5| 株式会社等は、責任追及等の訴えを提起したとき、又は前項の訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。

6| 株式会社等に株式交換等完全親会社がある場合であつて、前項の責任追及等の訴え又は訴訟告知が第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時まではその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものであるときは、当該株式会社等は、前項の規定による公告又は通知のほか、当該株式交換等完全親会社に対し、遅滞なく、当該責任追及等の訴えを提起し、又は当該訴訟告知を受けた旨を通知しなければならない。

7| 株式会社等に最終完全親会社がある場合であつて、第五項の責任追及等の訴え又は訴訟告知が特定責任に係るものであるときは、当該株式会社等は、同項の規定による公告又は通知のほか、当該最終完全親会社等に対し、遅滞なく、当該責任追及等の訴えを提起し、又は当該訴訟告知を受けた旨を通知しなければならない。

8| 第六項の株式交換等完全親会社が株式交換等完全子会社の発行済株式の全部を有する場合における同項の規定及び前項の最終完全親会社等が株式会社等の発行済株式の全部を有する場合に

3| 株主は、責任追及等の訴えを提起したときは、遅滞なく、株式会社に対し、訴訟告知をしなければならぬ。

4| 株式会社は、責任追及等の訴えを提起したとき、又は前項の訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

おける同項の規定の適用については、これらの規定中「のほか」とあるのは、「に代えて」とする。

9| 公開会社でない株式会社等における第五項から第七項までの規定の適用については、第五項中「公告し、又は株主に通知し」とあるのは「株主に通知し」と、第六項及び第七項中「公告又は通知」とあるのは「通知」とする。

10| 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する株式会社は、遅滞なく、その旨を公告し、又は当該各号に定める者に通知しなければならない。

一| 株式交換等完全親会社第六項の規定による通知を受けた場合 適格旧株主

二| 最終完全親会社等第七項の規定による通知を受けた場合 当該最終完全親会社等の株主

11| 前項各号に規定する株式会社が公開会社でない場合における同項の規定の適用については、同項中「公告し、又は当該各号に定める者に通知し」とあるのは、「当該各号に定める者に通知し」とする。

(和解)

第八百五十条 民事訴訟法第二百六十七条の規定は、株式会社が責任追及等の訴えに係る訴訟における和解の当事者でない場合には、当該訴訟における訴訟の目的については、適用しない

5| 公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「公告し、又は株主に通知し」とあるのは、「株主に通知し」とする。

(新設)

(新設)

(和解)

第八百五十条 民事訴訟法第二百六十七条の規定は、株式会社が責任追及等の訴えに係る訴訟における和解の当事者でない場合には、当該訴訟における訴訟の目的については、適用しない。

。ただし、当該株式会社等の承認がある場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、株式会社等に対し、和解の内容を通知し、かつ、当該和解に異議があるときは二週間以内に異議を述べるべき旨を催告しなければならない。

3 株式会社等が前項の期間内に書面により異議を述べなかったときは、同項の規定による通知の内容で株主等が和解をすることを承認したものとみなす。

4 第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百一十条第五項、第二百一十三条の二第二項、第二百一十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項の規定は、責任追及等の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、適用しない。

（株主でなくなった者の訴訟追行）

第八百五十一条 責任追及等の訴えを提起した株主又は第八百四十九条第一項の規定により共同訴訟人として当該責任追及等の訴えに係る訴訟に参加した株主が当該訴訟の係属中に株主でなくなった場合であっても、次に掲げるときは、その者が、訴訟

ただし、当該株式会社の承認がある場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、株式会社に対し、和解の内容を通知し、かつ、当該和解に異議があるときは二週間以内に異議を述べるべき旨を催告しなければならない。

3 株式会社が前項の期間内に書面により異議を述べなかったときは、同項の規定による通知の内容で株主が和解をすることを承認したものとみなす。

4 第五十五条、第二百一十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項の規定は、責任追及等の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、適用しない。

（株主でなくなった者の訴訟追行）

第八百五十一条 責任追及等の訴えを提起した株主又は第八百四十九条第一項の規定により共同訴訟人として当該責任追及等の訴えに係る訴訟に参加した株主が当該訴訟の係属中に株主でなくなった場合であっても、次に掲げるときは、その者が、訴訟

を進行することができる。

一 その者が当該株式会社株式交換又は株式移転により当該株式会社完全親会社の株式を取得したとき。

二 (略)

2・3 (略)

(費用等の請求)

第八百五十二条 責任追及等の訴えを提起した株主等が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該責任追及等の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該株式会社等に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

2 責任追及等の訴えを提起した株主等が敗訴した場合であっても、悪意があつたときを除き、当該株主等は、当該株式会社等に対し、これによって生じた損害を賠償する義務を負わない。

3 前二項の規定は、第八百四十九条第一項の規定により同項の訴訟に参加した株主等について準用する。

を進行することができる。

一 その者が当該株式会社株式交換又は株式移転により当該株式会社の完全親会社（特定の株式会社の発行済株式の全部を有する株式会社その他これと同等のものとして法務省令で定める株式会社をいう。以下この条において同じ。）の株式を取得したとき。

二 (同上)

2・3 (同上)

(費用等の請求)

第八百五十二条 責任追及等の訴えを提起した株主が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該責任追及等の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該株式会社に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

2 責任追及等の訴えを提起した株主が敗訴した場合であっても、悪意があつたときを除き、当該株主は、当該株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する義務を負わない。

3 前二項の規定は、第八百四十九条第一項の規定により同項の訴訟に参加した株主について準用する。

(再審の訴え)

第八百五十三条 責任追及等の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して責任追及等の訴えに係る訴訟の目的である株式会社等の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める訴えに係る確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。

一 株主又は株式会社等 責任追及等の訴え

二 適格旧株主 責任追及等の訴え(第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限る。)

三 最終完全親会社等の株主 特定責任追及の訴え

2 (略)

(株式会社の役員解任の訴え)

第八百五十四条 (略)

2 (略)

3 第八十条第一項第九号に掲げる事項(取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)に関するものに限る。)についての定めがある種類の株式を発行している場合における第一項の規定の適用について

(再審の訴え)

第八百五十三条 責任追及等の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して責任追及等の訴えに係る訴訟の目的である株式会社の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、株式会社又は株主は、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

2 (同上)

(株式会社の役員解任の訴え)

第八百五十四条 (同上)

2 (同上)

3 第八十条第一項第九号に掲げる事項(取締役に関するものに限る。)についての定めがある種類の株式を発行している場合における第一項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会(第三百四十七条第一項の規定により

は、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会（第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する第三百三十九条第一項の種類株主総会を含む。）」とする。

4 (略)

(非訟事件の管轄)

第八百六十八条 この法律の規定による非訟事件（次項から第六項までに規定する事件を除く。）は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 (略)

3| 第八百七十九条の八第一項の規定による売渡株式等の売買価格の決定の申立てに係る事件は、対象会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

4| 5| 6| (略)

(陳述の聴取)

第八百七十条 裁判所は、この法律の規定（第二編第九章第二節を除く。）による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

読み替えて適用する第三百三十九条第一項の種類株主総会を含む。）」とする。

4 (同上)

(非訟事件の管轄)

第八百六十八条 この法律の規定による非訟事件（次項から第五項までに規定する事件を除く。）は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 (同上)

(新設)

3| 5| (同上)

(陳述の聴取)

第八百七十条 裁判所は、この法律の規定（第二編第九章第二節を除く。）による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項若しくは第四百一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。第八百七十四条第一号において同じ。）、執行役員若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項若しくは第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人の報酬の額の決定 当該会社（第八百二十七条第二項において準用する第八百二十五条第二項の報酬の額の決定にあつては、当該外国会社）及び報酬を受ける者

二〇十一（略）

2 裁判所は、次の各号に掲げる裁判をする場合には、審問の期日を開いて、申立人及び当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項若しくは第四百一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役員若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項若しくは第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人の報酬の額の決定 当該会社（第八百二十七条第二項において準用する第八百二十五条第二項の報酬の額の決定にあつては、当該外国会社）及び報酬を受ける者

二〇十一（同上）

2 裁判所は、次の各号に掲げる裁判をする場合には、審問の期日を開いて、申立人及び当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 (略)

二 第一百七十七条第二項、第一百九条第二項、第一百八十二条の五第二項、第九十三条第二項（第九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項又は第八百九条第二項の規定による株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。）の価格の決定 価格の決定の申立てをすることができる者（申立人を除く。）

三・四 (略)

五 第七十九条の八第一項の規定による売渡株式等の売買価格の決定 特別支配株主

六 (略)

(株式会社の設立の登記)

第九十一条 株式会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

一 第四十六条第一項の規定による調査が終了した日（設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合にあ

一 (同上)

二 第一百七十七条第二項、第一百九条第二項、第九十三条第二項（第九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項又は第八百九条第二項の規定による株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。）の価格の決定 価格の決定の申立てをすることができる者（申立人を除く。）

三・四 (同上)

(新設)

五 (同上)

(株式会社の設立の登記)

第九十一条 株式会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

一 第四十六条第一項の規定による調査が終了した日（設立しようとする株式会社が委員会設置会社である場合にあっては



つては、設立時代表執行役が同条第三項の規定による通知を受けた日)

二 (略)

2 (略)

3 第一項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 十二 (略)

十三 取締役(監査等委員会設置会社の取締役を除く。)の氏名

十四 代表取締役の氏名及び住所(第二十三号に規定する場合を除く。)

十五・十六 (略)

十七 監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)であるときは、その旨及び次に掲げる事項

イ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社であるときは、その旨

ロ 監査役の氏名

十八 二十一 (略)

二十二 監査等委員会設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項

イ 監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の氏名

、設立時代表執行役が同条第三項の規定による通知を受けた日)

二 (同上)

2 (同上)

3 第一項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 十二 (同上)

十三 取締役の氏名

十四 代表取締役の氏名及び住所(第二十二号に規定する場合を除く。)

十五・十六 (同上)

十七 監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)であるときは、その旨及び監査役の氏名

(新設)

(新設)

十八 二十一 (同上)

(新設)

ロ 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨

ハ 第三百九十九条の第十三第六項の規定による重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがあるときは、その旨

二十三 指名委員会等設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

二十四 (略)

二十五 第四百二十七条第一項の規定による非業務執行取締役等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

(削る)

(削る)

二十六〜二十八 (略)

二十九 第二十七号の定款の定めがないときは、第九百三十九条第四項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨

二十二 委員会設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項

イ〜ハ (同上)

二十三 (同上)

二十四 第四百二十七条第一項の規定による社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

二十五 前号の定款の定めが社外取締役に關するものであるときは、取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨

二十六 第二十四号の定款の定めが社外監査役に関するものであるときは、監査役のうち社外監査役であるものについて、社外監査役である旨

二十七〜二十九 (同上)

三十 第二十八号の定款の定めがないときは、第九百三十九条第四項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第九百十七条 次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その本店の所在地において、その登記をしなければならない。

- 一 株式会社 取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役、代表取締役、委員(指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。)、執行役又は代表執行役

二～四 (略)

(裁判による登記の嘱託)

第九百三十七条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、会社の本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているとき)にあつては、本店及び当該登記に係る支店)の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

- 一 (略)
- 二 次に掲げる裁判があつたとき。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第九百十七条 次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その本店の所在地において、その登記をしなければならない。

- 一 株式会社 取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役

二～四 (同上)

(裁判による登記の嘱託)

第九百三十七条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、会社の本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているとき)にあつては、本店及び当該登記に係る支店)の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

- 一 (同上)
- 二 次に掲げる裁判があつたとき。

イ 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項又は第四百一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による一時取締役

（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）、執行役又は代表執行役の職務を行うべき者の選任の裁判

ロ、ホ （略）

三 （略）

2、4 （略）

（取締役等の特別背任罪）

第九百六十条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社 に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該株式会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一、四 （略）

五 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項又は第四百一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である

イ 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項又は第四百一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役の職務を行うべき者の選任の裁判

ロ、ホ （同上）

三 （同上）

2、4 （同上）

（取締役等の特別背任罪）

第九百六十条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社 に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該株式会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一、四 （同上）

五 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項又は第四百一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代

取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役、代表取締役、委員(指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。)、執行役又は代表執行役の職務を行うべき者

六〇八 (略)

2 (略)

(株式の超過発行の罪)

第九百六十六条 次に掲げる者が、株式会社が発行することができる株式の総数を超えて株式を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一〇四 (略)

五 第三百四十六条第二項(第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。)又は第四百三条第三項において準用する第四百一条第三項の規定により選任された一時取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、執行役又は清算株式会社の清算人の職務を行うべき者

(株主等の権利の行使に関する贈収賄罪)

第九百六十八条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

表執行役の職務を行うべき者

六〇八 (同上)

2 (同上)

(株式の超過発行の罪)

第九百六十六条 次に掲げる者が、株式会社が発行することができる株式の総数を超えて株式を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一〇四 (同上)

五 第三百四十六条第二項(第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。)又は第四百三条第三項において準用する第四百一条第三項の規定により選任された一時取締役、執行役又は清算株式会社の清算人の職務を行うべき者

(株主等の権利の行使に関する贈収賄罪)

第九百六十八条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二百十條若しくは第二百四十七條、第二百九十七條第一項若しくは第四項、第三百三條第一項若しくは第二項、第三百四條、第三百五條第一項若しくは第三百六條第一項若しくは第二項（これらの規定を第三百二十五條において準用する場合を含む。）、第三百五十八條第一項、第三百六十條第一項若しくは第二項（これらの規定を第四百八十二條第四項において準用する場合を含む。）、第四百二十二條第一項若しくは第二項、第四百二十六條第七項、第四百三十三條第一項若しくは第四百七十九條第二項に規定する株主の権利の行使、第五百十一條第一項若しくは第五百二十二條第一項に規定する株主若しくは債権者の権利の行使又は第五百四十七條第一項若しくは第三項に規定する債権者の権利の行使

三 (略)

四 第八百二十八條第一項、第八百二十九條から第八百三十一條まで、第八百三十三條第一項、第八百四十七條第三項若しくは第五項、第八百四十七條の二第六項若しくは第八項、第八百四十七條の三第七項若しくは第九項、第八百五十三條、第八百五十四條又は第八百五十八條に規定する訴えの提起（株主等（第八百四十七條の四第二項に規定する株主等をいう。次号において同じ。）、株式会社<sup>（一）</sup>の債権者又は新株予約権若しくは新株予約権付社債を有する者がするものに限る。）

一 (同上)

二 第二百十條若しくは第二百四十七條、第二百九十七條第一項若しくは第四項、第三百三條第一項若しくは第二項、第三百四條、第三百五條第一項若しくは第三百六條第一項若しくは第二項（これらの規定を第三百二十五條において準用する場合を含む。）、第三百五十八條第一項、第三百六十條第一項若しくは第二項（これらの規定を第四百八十二條第四項において準用する場合を含む。）、第四百二十二條第一項若しくは第二項、第四百二十六條第五項、第四百三十三條第一項若しくは第四百七十九條第二項に規定する株主の権利の行使、第五百十一條第一項若しくは第五百二十二條第一項に規定する株主若しくは債権者の権利の行使又は第五百四十七條第一項若しくは第三項に規定する債権者の権利の行使

三 (同上)

四 第八百二十八條第一項、第八百二十九條から第八百三十一條まで、第八百三十三條第一項、第八百四十七條第三項若しくは第五項、第八百五十三條、第八百五十四條又は第八百五十八條に規定する訴えの提起（株式会社<sup>（一）</sup>の株主、債権者又は新株予約権若しくは新株予約権付社債を有する者がするものに限る。）

五 第八百四十九条第一項の規定による株主等の訴訟参加

2 (略)

(株主等の権利の行使に関する利益供与の罪)

第九百七十条 第九百六十条第一項第三号から第六号までに掲げる者又はその他の株式会社の使用人が、株主の権利、当該株式会社に係る適格旧株主(第八百四十七条の二第九項に規定する適格旧株主をいう。第三項において同じ。)の権利又は当該株式会社最終完全親会社等(第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。第三項において同じ。)の株主の権利の行使に関し、当該株式会社又はその子会社の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

3 株主の権利、株式会社に係る適格旧株主の権利又は株式会社の最終完全親会社等の株主の権利の行使に関し、当該株式会社又はその子会社の計算において第一項の利益を自己又は第三者に供与することを同項に規定する者に要求した者も、同項と同様とする。

4 5 6 (略)

(過料に処すべき行為)

五 第八百四十九条第一項の規定による株主の訴訟参加

2 (同上)

(株主の権利の行使に関する利益供与の罪)

第九百七十条 第九百六十条第一項第三号から第六号までに掲げる者又はその他の株式会社の使用人が、株主の権利の行使に関し、当該株式会社又はその子会社の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (同上)

3 株主の権利の行使に関し、株式会社又はその子会社の計算において第一項の利益を自己又は第三者に供与することを同項に規定する者に要求した者も、同項と同様とする。

4 5 6 (同上)

(過料に処すべき行為)

第九百七十六条 発起人、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、清算人代理、持分会社の業務を執行する社員、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役、執行役、清算人若しくは持分会社の業務を執行する社員の職務を代行する者、第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第九百六十七条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、株主名簿管理人、社債原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、代表社債権者、決議執行者、外国会社の日本における代表者又は支配人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〜五 (略)

六 官庁、株主総会若しくは種類株主総会、創立総会若しくは種類創立総会、社債権者集会又は債権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

七 定款、株主名簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、社債

第九百七十六条 発起人、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、清算人代理、持分会社の業務を執行する社員、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役、執行役、清算人若しくは持分会社の業務を執行する社員の職務を代行する者、第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第九百六十七条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、株主名簿管理人、社債原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、代表社債権者、決議執行者、外国会社の日本における代表者又は支配人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〜五 (同上)

六 官庁、株主総会若しくは種類株主総会、創立総会若しくは種類創立総会、社債権者集会又は債権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

七 定款、株主名簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、社債



原簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、事務報告、第四百三十五条第二項若しくは第四百九十四条第一項の附属明細書、会計参与報告、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第二百二十二条第一項、第四百九十九条第一項、第七百七十一条の二第二項、第七百七十三条の二第一項、第七百七十九条の五第一項、第七百七十九条の十第一項、第八百八十二条の二第一項、第八百八十二条の六第一項、第二百五十条第一項、第二百七十条第一項、第六百八十二条第一項、第六百九十五条第一項、第七百八十二条第一項、第七百九十一条第一項、第七百九十四条第一項、第八百一条第一項若しくは第二項、第八百三条第一項、第八百十一条第一項若しくは第八百十五条第一項若しくは第二項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八 第三十一条第一項の規定、第七十四条第六項、第七十五条第三項、第七十六条第四項、第八十一条第二項若しくは第八十二条第二項（これらの規定を第八十六条において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第一項、第七百七十一条の二第二項、第七百七十三条の二第二項、第七百七十九条の五第一項、第七百七十九条の十第二項、第八百八十二条の二第一項、第八百八十二条の六第二項、第二百三十一条第一項若しくは第二百五十二条第一項、第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第

原簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、事務報告、第四百三十五条第二項若しくは第四百九十四条第一項の附属明細書、会計参与報告、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第二百二十二条第一項、第四百九十九条第一項、第二百五十条第一項、第二百七十条第一項、第六百八十二条第一項、第六百九十五条第一項、第七百八十二条第一項、第七百九十一条第一項、第七百九十四条第一項、第八百一条第一項若しくは第二項、第八百三条第一項、第八百十一条第一項若しくは第八百十五条第一項若しくは第二項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八 第三十一条第一項の規定、第七十四条第六項、第七十五条第三項、第七十六条第四項、第八十一条第二項若しくは第八十二条第二項（これらの規定を第八十六条において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第一項、第二百三十一条第一項若しくは第二百五十二条第一項、第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十二条第四項、第三百十八条第二項若しくは第三項若しくは第三百十九条第二項（これらの規定を第三百二十五条において準用する場合を含む。）、第三百

三百十二条第四項、第三百十八條第二項若しくは第三項若しくは第三百十九條第二項（これらの規定を第三百二十五條において準用する場合を含む。）、第三百七十一條第一項（第四百九十條第五項において準用する場合を含む。）、第三百七十八條第一項、第三百九十四條第一項、第三百九十九條の十一第一項、第四百十三條第一項、第四百四十二條第一項若しくは第二項、第四百九十六條第一項、第六百八十四條第一項、第七百三十一條第二項、第七百八十二條第一項、第七百九十一條第二項、第七百九十四條第一項、第八百一十條第三項、第八百三十三條第一項、第八百八十一條第二項又は第八百十五條第三項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

九十九 (略)

十九の二 第三百三十一條第六項の規定に違反して、社外取締役を監査等委員である取締役の過半数に選任しなかつたとき。

二十 (略)

二十一 第三百四十三條第二項（第三百四十七條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第三百四十四條の二第二項（第三百四十七條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を株主總會若しくは種類株主總會

七十一條第一項（第四百九十條第五項において準用する場合を含む。）、第三百七十八條第一項、第三百九十四條第一項、第四百十三條第一項、第四百四十二條第一項若しくは第二項、第四百九十六條第一項、第六百八十四條第一項、第七百三十一條第二項、第七百八十二條第一項、第七百九十一條第三項、第七百九十四條第一項、第八百一十條第三項、第八百三十三條第一項、第八百八十一條第二項又は第八百十五條第三項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

九十九 (同上)

(新設)

二十 (同上)

二十一 第三百四十三條第二項（第三百四十七條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第三百四十四條第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を株主總會又は種類株主總會の目的とせず、又はその請求に係る議案を株主總會又は種類株主總會に提出しな

会]の目的とせず、又はその請求に係る議案を株主総会若しくは種類株主総会]に提出しなかつたとき。

二十二 取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任(一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。)の手續をすることを怠つたとき。

二十三〜三十五 (略)

かつたとき。

二十二 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任(一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。)の手續をすることを怠つたとき。

二十三〜三十五 (同上)